

岡山県立記録資料館

紀要

第20号

【巻頭随想】

開館二〇年をふりかえる

在間 宣久……1

【研究ノート】

備中・美作における慶応二〜三年の世直し一揆の諸相(二)

—備中国後月郡井原村の場合— 横山 定……3

幕末維新期の地域社会における人・モノ・情報

—備前国和气郡大庄屋好本家を事例に— 東野 将伸……13

旧備中松山藩主板倉勝静の旧藩地訪問

—土族反乱・土族救済との関係に注目して— 上村 和史……23

岡山県立記録資料館における歴史公文書の収集・保存の状況

杉山 一雄……31

【資料紹介】

中川横太郎の建白書と演説筆記等六篇 定兼 学……37

内務官僚有松英義によるプロイセンでの行政事務調査

近藤 萌美……43

昭和二十・二十一年度「復員関係書類」

杉山 一雄……49

【きろくる岡山ゼミナール講演録】

総社ゆかりの画家・稲葉春生

—史料からみる教育者としての側面— 豊嶋 乃女……53

【企画展関連報告】

金毘羅参詣と高瀬舟

—高梁川流域を事例に— 心光 康子……63

令和7年3月

開館二〇年をふりかえる

在 間 宣 久

岡山県立記録資料館は、平成十七年（二〇〇五）九月七日に岡山市北区南方に開館しました。都道府県としては二九番目の施設でした。その記録資料館も令和六年（二〇二四）九月に二〇年を迎えました。

岡山県に關係する記録資料を収集、保存、整理して、広く公開していく施設が記録資料館です。そもそも「記録資料って何?」「どんなことをしているの?」なんて、素朴な疑問を持たれる方もいらっしゃると思います。じつは記録資料を将来へきちんと残すことは、とても大切で極めて重い責任を課せられた仕事といえるのです。そこで、ここではまず記録資料館開館への歩みから活動の現状など、そして私の記憶に残る二件の成果について述べてみたいと思います。

開館への歩み

開館までには、もちろん多くの紆余曲折がありました。昭和四十年代にはすでに文書館開設の要望が出されていましたが、これが具体化して歩み始めるのは、昭和五十三年（一九七八）に開始された『岡山県史』編纂事業によってでした。その際には県内外の岡山県関係資料を積極的に収集し、それらをもとに三〇巻に及ぶ県史が刊行されました。編纂過程で収集された資料は、岡山県にとってかけがえのないものばかりでしたから、これらの資料の保存と今後の活用が問題となりました。そこでまず保存機関と施設の新設が決定されたのですが、ここに決定を揺るがす大きな県財政問題が浮上りました。いったん決定していた新設事業はいずれも凍結となってしまいました。

そしてその後、少し好転した県財政のもとで、当時の石井正弘知事は県立図書館と記録資料館の新設の決定を下しました。記録資料館は建設地を岡山市北区内山下の旧日銀跡地から、岡山市北区南方の旧国立岡山病院跡地に変更・決定されることになりました。総合福祉・NPO・ボランティア会館と併設されることになり、記録資料館としての一步を踏み出すことになったのです。

開館当初の『岡山日日新聞』（平成十七年十月十一日）は、次のような見出しで記録資料館を紹介しています。「古文書、公文書、行政資料：県の記録資料まるごと保存」展示・講座で古文書身近に「紀要・図録：刊行物も充実」など。これらの見出しは、まさに記録資料館の歩みの第一歩を極めて簡潔に紹介していて、これらは後述する現在の業務の基本姿勢につながっています。

記録資料館とその活動

アメリカの国立公文書館の玄関には、「過去の遺産は将来の実りをもたらす種子である」と刻まれているそうです。ともあれ過去に学ぶことにより得られた結果は、必ずや将来に役立つものとなるということであり、私たちは学ぶために必要な材料を継続して集めておく努力をしていかななくてはならないと思うのです。その材料というのが記録資料（アーカイブズ）です。記録資料とは、古文書・行政文書（公文書）、写真・フィルム of 映像資料などをさす言葉です。

私たちはもちろん過去の出来事を記憶することができます。ただし、そ

れはあいまいであったり、残らなかつたりします。さらには忘れてしまうという危険も潜みます。それに対して記録は、「のちのちに伝える必要から、事実を書きしるすこと。またその文書」〔『広辞苑』〕とあるように、現在よりもより将来にわたって過去の事実を見極めるために必要とするものなのです。それは個人と時間を離れて、私たち皆にあまねく提供されることになるのです。

開館時に約一七万点であった所蔵資料も、現在は三〇万点を超えています。また、所蔵者からの古文書の寄贈・寄託も続いています。加えて毎年廃棄される保存年限を満了した公文書のうち、行政的・学術的・歴史的に重要と思われるものを選別・収集し、その整理も継続して行っています。これらの資料は記録資料館の二・三階の書庫を埋めつつあります。

そして、開館以来二〇年を経過する現在、県民の皆さん・研究者・学生などの利用はそれなりに多くなりました。しかし、図書館などのようにより広く皆さんに周知・利用される施設となるにはまだまだです。そのため新聞を始めとするマスコミによる広報もさることながら、記録資料館が行う普及啓発活動も記録資料館を知っていただく呼びかけとして極めて重要と考えています。

その主な活動としては、企画展などの資料展示、きろくる岡山ゼミナールなどの講座、それらイベントや所蔵資料を紹介するホームページの運営があります。また、刊行物として、館の広報誌の『岡山県立記録資料館だより』、岡山県の歴史を知るための参考となる資料を翻刻した『岡山県記録資料叢書』、調査・研究の成果を紹介した『岡山県立記録資料館紀要』、記録資料館ボランティア・同好会の活動成果を収録した『岡山のアーカイブズ』、業務内容を報告した『年報』、古文書目録を収録した『記録資料目録』があります。いずれも図書館などに配布していますのでご覧ください。

記憶に残る二件

まず、岡山大学附属図書館所蔵の「池田家文庫」と呼ばれる藩政資料があります。岡山藩主池田家に伝来した八万点を超える古文書群です。その

大部分がマイクロフィルムに収められて販売されています。この購入についてはかなり高価ということもあり、県当局の理解をいただき購入を開始しました。ところが厳しい財政事情のもとで予算は半減、そして購入計画は延長を余儀なくされましたが、その後数年をかけて何とか全巻購入にこぎつきました。

また、『山陽新報』『中国民報』『合同新聞』（いずれも現『山陽新聞』の前身）の複製本があります。記録資料館でかなりよく利用される資料の代表です。なんといつても岡山県の明治以後の近代／現代を考えるうえで、あらゆる分野を包摂する新聞は不可欠です。明治十二年（一八七九）に創刊され太平洋戦争後までの長期間にわたる、しかも複製本は約一四〇〇冊にも及ぶ大量の資料です（一部欠号あり）。あるテーマを調査・研究する個人および市町村史編纂などにあたる団体の利用に供してきました。

驚いたことに、この新聞をすべて閲覧・検討した個人が現れたのです。その方のお名前は江原八紘さん、お住まいは久米郡久米南町です。往復八〇kmの道のりを通い、三年一〇ヵ月、約二〇〇日にわたり閲覧・検討されました。しかし、彼の取組みはこれだけにとどまりませんでした。江原さんはご自身の編著により『山陽新聞の重要紙面と記録で読み解く近代久米南のあゆみ ふる里礼讃』（約六〇〇ページ）という一書を刊行されたのです。その「編集後記」では、「記録収集と整理、並行したパソコン入力、完全原稿までの六年八ヵ月は厳しい時間の中に我が身を置いた」と述べられています。この刊行に寄せる原動力は、あふれんばかりの「ふる里」への思いだったに違いありません。

最後になりますが、記録資料館の資料や刊行物などをもとに、こうした研究などが大いに進みますこと、その成果が実を結びますことを期待する今日です。

（ありま のぶひさ 元岡山県立記録資料館）

備中・美作における慶応二～三年の世直し一揆の諸相（二）

―備中国後月郡井原村の場合―

横山 定

はじめに

近年の研究によって、百姓一揆における鳴り物・出立ち・得物・行動様式など一定の作法は、近世初期段階に発生した鳥原・天草一揆のような大規模な武装蜂起を経験した後、非合法の訴願運動（＝強訴）を主体とする百姓一揆が成立するなかで一七世紀後半以降に定式化され、さらに一八世紀後半あたりから百姓一揆が変質しはじめ、一八世紀末から一九世紀初頭以降、盗み、放火、武器の携行・使用など、作法を逸脱する事例が現れることも明らかとなった¹⁾。筆者は以前、慶応二年（一八六六）から同三年にかけて備中・美作で多発した世直し一揆のうち、備中国阿賀郡・哲多郡の事例を取り上げ検討した²⁾。本稿はその続編として、慶応二年十二月に備中国後月郡井原村で発生した世直し一揆を事例とし、一カ村の範囲で展開した小規模な世直し一揆の中で、その行動が従前の百姓一揆の作法から逸脱していった様相などを検討する。

さて、一揆の舞台となった後月郡井原村は、『備中村鑑』（文久元年（一八六一）刊行）の記載によると旗本池田修理（長発）知行所六三〇石五斗八升六合三勺、分家の旗本池田弾正（政杲）知行所一五七石四斗九升五合、井原村善福寺除地一〇石に分かれる。村内には池田修理家の陣屋が所在するとともに、井原市場と呼ばれる新町・上町・中町・下町の四つの町と、周辺の農村部（字倉掛、夏目、岩野、猪原、清迫など）から成り立っていた。町方は、安政元年（一八五四）十二月に「町方四町共表通りハ家別

二何れ二而も売事之品店飾り可致事³⁾と命じられるなど、近隣地域の商業拠点としての機能を有していた。このため、「高六百三十拾石余、家数六百軒余有之、往古々々ヶ月六度之市立致来、市中之もの共者多分農業之暇諸商ひ致し、且在合五ヶ所之もの共者農事一偏二而渡世罷在候⁴⁾とされ、多くの人々が農業余暇に商業等を営み、近隣より飯米麦を買い入れていた。井原村での一揆に関しては、井原陣屋の「御陣屋詰」を務めた大津寄家に多くの史料が残されている（現在井原市立図書館所蔵）。なかでも、発頭人・頭取の五人をはじめ、打ちこわし被害者、村役人等の口書が残されている。取調記録という性格上保身的な内容となりがちであるが、参加者自身の意識・行動を直接うかがうことが可能な史料であり、本稿では主としてこの史料に依拠していく。

一 一揆の蜂起

井原村及びその周辺地域では、慶応二年十二月以降、不穏な状況が続いていた。井原から江戸に宛てられた御用状の下書からその一端を見てみよう。

井原村では、十二月上旬の夜中に妙典寺で早鐘が撞かれ、「市中皆々罷出」、その後「悪党もの」が逃げ去るといふ事件があった。代官たちは、「鐘ヲ以て人を集、何事か仕出可申積之仕業」と報告している。また、後月郡高屋村（幕府領）では、同月上旬に村内数十人が同郡大江村（一橋

領) 酒造家へ罷り出て飲食し、さらに十四日夜に一〇〇人内外の者が集結し、同郡笹賀村(一橋領) 酒造家に押し寄せる事態となった。その後井原村や小田川上流の酒造家に押し掛ける予定であったが、この日の夜は大風雨のため延期となった。これに対し備後国上下代官所から役人が出張し、年貢等について「寛太之取計」を約束したため、鎮静化したという。さらに同郡片塚村(旗本井原池田知行所・幕府領) では、「仮二人別割致候もの」三〇人の内一両人が幕府領と同様の年貢負担にすることを「取定候様」幕府上下代官所に内願し、帰村後の十九日に井原への強訴を企てたため願書を提出させた。代官たちは頭取二、三人へ本来「召捕厳敷咎」を申し付けるところ、「当時当辺いづれも人氣動揺いたし居候」ため見合わせたと報告されている。また代官たちからは、当時井原村の町方では「七両内外」であった米一石の値段が「七両式分位」に高騰し、「此後逆も同様米麦高価二而ハ来春之所困窮之ものハ別而難渋可致与相察申候」とも報告されている。

このようなか、近来諸品高値となり小前の難渋がいよいよ増したため、井原村の小前一同で次のとおり嘆願を行った。⁶⁾

- 一 御田地下作人共江当テ米先年より銀取立之処、近来米取立ニ相成、以前之通ニいたし貫度事
- 一 酒造家共半下米多分買入増造いたし候趣、以来右等之義者素り造り酒他村江売出し不申様致し貫度事
- 一 醬油造り込之節、小麦ニ而致し呉候得者下方融通ニも相成候得共、近来麦ニ而造込候由、以来小麦仕込ニ致し貫度事
- 一 質屋共利分式割歩位之処、近来式割五歩ニも相成候間、成丈ケ安利ニ致貫度事

第一条は下作料の銀納要求、第二条は酒の他村販売の停止要求、第三条は醬油仕込みへの小麦使用要求、第四条は質屋の利息下げ要求である。第

一条は、米価高騰により購入米での下作料納入が割高となっていたことを示すものである。また第三条は、安価な大麦の高騰防止と食糧としての確保を目指したと考えられる。これらの要求は、貧窮者救済を目的としたものである。

また十二月中旬過ぎ頃には、貧窮者対策として富裕者から銀札を借用し米麦を買い入れ安売りをする旨が村役人から伝えられた。小前たちは、麦を買い入れて二十四、二十五日頃から売り出すように申し入れたが、村役人は来春からの売り出しを伝えた。さらに小前たちは、年賦支払いや夫食に難渋するとして、年内の売り出しを村役人に願いだしたが、結局採用されなかった。貧窮者への救恤が実施されなまま年末を迎えたため、小前たちは出逢う度に安米売出のことなどを話し合う有様となった。

十二月二十九日晚方、村内の稲荷社で出会った儀三次(倉掛在住、高三斗計、五人組頭、農業渡世)・松次郎(夏目在住、東右衛門養子、高五石計、農業渡世)・寅五郎(下町在住、森右衛門倅、高三斗計、農業及び刀剣類拵製作)・幸平(中町在住、高一斗計所持、農業・提灯張り)・武右衛門(新町在住、高二斗計、煙草商)の五人は、その後儀三次宅に集まり小前難渋についての訴願を相談したが、意見が一致しなかった。このため、村の南西外れにある荒神社に集結した後、その場に出張してきた村役人へ訴願することにして、字倉掛・夏目の小前に対し、今夕村方一同荒神社で寄合を行う旨を触れ知らせた。

この時の伝達方法については次のように記されている。⁷⁾
夏目在住の茂八は「儀三次其外四、五人之声」で起こし参り、また儀三次から起こし廻るよう依頼されたとしている。倉掛在住の泰蔵も儀三次が起こしに来たとし、倉掛在住の初次郎や下町在住の留吉は誰かが起しに来たとするなど、口伝えによる動員が主であったとみられる。さらに、夏目在住の豊次郎は「若罷出不申候ハ、居宅打めき候」などと申す者もいたと証言するなど、参加強制文言を伴う場合もあったようである。また、蜂起時の出立ちや得物については、ほとんど記述がない。唯一、皇太子社から

一揆に参加した留吉は、儀太郎から蓑を着せてもらったことが分かる程度である。

さて、荒神社に集結した一揆勢は、山際を北に進み十五社に向かったとみられる。十五社にはすでに小前が集結し、目撃した宗逸によるとその数は三、四〇人、あるいは泰蔵は五、六〇人と証言している。また、十五社から南東方向つまり下町に近い皇太子社にも五、六十人が集結しており、留吉は十五社から大声で常念寺前から新町河原へ移動するよう命じられたとしている。このように、一揆勢は勢力を増しながら、九ツ頃に新町東方の小田川の河原に移動した。このころ参加者は数百人規模になったとされる。

二 打ちこわしの展開

新町河原での一揆勢の様子について、再び口書から見よう。⁸ 発頭人・頭取たちは、「多人数之義一盃機嫌二而口々ニ荒々敷申、以之外大混雑」と述べている。実際、新町在住の儀七は、新町河原に酒を運んだと述べている。新町河原には村役人も駆けつけたため、発頭人・頭取たちは当初の計画通り、「早々慎り呉候ハ、難洪二不相成様取計遣し候」と参加者に対し歎願を呼びかけた。これについては、参加者たちも、「儀三次・寅次郎難洪之始末可申聞様申居候」（初次郎口書）、あるいは「何れ歎願之筋も有之候ハ、申達シ遣り候様申」（利兵衛口書）を聞いている。しかし参加者たちは、発頭人・頭取たちの申し出や引き取りを呼びかける村役人の説諭も聞き入れず、新町へと向かった。

このころも小前たちへの動員が続けられていた。新町河原での参加者貞蔵は「私宅へ表口戸ヲ擲キ、私ニ参り不申候得者居宅打碎候様申、三、四度計も申来」、友次郎は「村方之者共外より巖敷戸ヲ擲キ、私ニ罷出不申候得共居宅打碎候様申」、などと述べており、ここでも戸叩き及び打ちこわし文言を伴う参加強制が行われていた。また、鳴物の音も確認されてお

り、利兵衛は「九ツ時頃二茂御座候哉、半鐘又者貝杯之音仕」、作次郎は「竹ほら之音相聞候」と述べている。また参加者ではないが、百姓代たちも「竹ほら之音者聞及候ものも有之候得共、鐘之音ハ聞取不申候」と述べ、少なくとも竹法螺が鳴物として使用されていたことは間違いない。

また、出立ちや得物についての記録もこのころには表れてくる。初次郎は「蓑ヲ着、杖ヲ携」え、新町河原に向かっている。新町河原に向かう一揆勢に出会った梅吉は、「多人数蓑笠二而、杖杯携」えていたと述べており、参加者の多くが蓑を着ていたようである。

さて、新町河原から新町に入った一揆勢は、打ちこわしを始めた。十二月晦日付けで庄屋柳本甚右衛門から井原役所に宛てた注進書⁹では、新町の新之助を手始めに、新町の善助、上町で忠五郎・保太郎・政次郎・助三郎、中町で源助、渡辺徳次郎、市之丞、瀧本浅五郎、千代作の以上一軒が被害を受けたと報告されている。新町、上町、中町と一揆勢は町筋を南下しながら、打ちこわしを行ったと思われる。

最初に打ちこわしを受けた新之助は、高一石二斗余りを所持し、農業のほか雑穀少々と肥やし類・木綿等を商うほか古手の仲買も営んでいた。晦日夜半過ぎ頃、表口の戸板を敲き「家別二可罷出、答於不参二者居宅打破候」などの声が聞こえたため、家内の者は裏口へ逃げ去り、新之助一人が家に残っていた。その被害は、雨戸三枚と米箱が少々損じ、石灰一俵の口が切られ、売れ残りの白米二、三升が門口に散乱したというもので、紛失物はなかった。新之助と同じ新町で、町筋を南に二〇軒隔てた向かい側に位置していた善助は、高二斗余りを所持し、荒物と小間物を商っていた。晦日暁八ツ時前後に「只今より家別二可罷出、若不罷出二於てハ家宅打ちこわすべく」あるいは「行燈消力」などの声を聞いたため、善助は行燈を消して一揆に参加した。しかし、軒端薦庇を少々損じ、薦庇にある風押さえ板が落下する被害があったが、これは多人数が通過した際に何かが当たったためと述べている。また、紛失物も報告されていない。

上町の往来筋南側八軒目に位置する忠五郎は、高六石七斗余りを所持し、

農業のほかに雑穀と荒物を少々商い、年寄格であった。忠五郎も善助同様に「家別二可罷出」との声を聞いた。しかし、延引している間に、古戸一枚が損じ倒れかかり、釣り棚も落下し、また軒端瓦二、三枚落下する被害があつたとし、紛失物はなかつたと述べている。忠五郎宅から町筋を南に行つた保太郎は、高一石五斗余りを所持し、酒造業を営んでいた。晦日曉前、多人数が戸を叩きながら大声で参加を強制していた際に、障子三枚・戸袋が少々損じたが、紛失物はなかつたと述べている。また保太郎は門口に酒五、六斗を出しており、「打こぼれ候や少々軒下二こぼれ跡も」あつたと報告している。保次郎宅から町筋をさらに南に行つた政次郎は、高六石余りを所持し、農業のほか荒物と小間物を商つていた。晦日夜半過ぎに戸を叩き参加を呼びかける声を聞いたが、病人がいたため参加しなかつた。しかし程なく再び戸を叩きながら「戸を明、行燈ヲ消可申」との声があり、狼狽していたところ、古戸が破損し倒れ、売り物の七ツ入子一組・膳十人前・行燈一つが少し破損したが、紛失物はなかつたと述べている。中町との境近くに位置する小谷助三郎は、宇戸川村からの出稼人で、酒の小売りを行つていた。「戸を明候様」との声がしたが、助三郎が病臥していたため延引していたところ、杖か何かで格子へ二カ所、庭入口の戸に三、四カ所穴が開けられる被害があつたと述べている。

次いで中町では、まず渡辺徳次郎の居宅が被害を受けている。渡辺徳次郎の居宅は上町境に位置し、同人は高五〇石余りを所持、醤油・油・小間物・鬢付・蠟燭・紙・畳表等を扱い、掛屋役も務めている。同家の被害は、戸障子・敷居・鴨居・建具・箆筒・長持・櫃や売り物の品々まで悉く打ち壊され、着物・諸帳面は門口裏口で焼き捨てられ、町筋にまで散乱し、醤油や油等は居宅庭や蔵庭に流されるという有様であつた。被害の詳細については、「慶応三年卯正月 破損紛失品々物品書出帳」に書き上げられており、年貢収納金預かり分の金三〇六兩・「婦札」六貫八三〇目余・商売手当金五〇兩余と金札八〇兩余を紛失、貯米一五俵が散乱、着物一五品紛失、同じく二品破損、剣類数々破損、男女着物二二七品・蒲団二七畳等多

くを紛失、醤油蔵にあつた醤油「石数不知」、店方にあつた醤油・鬢付・蠟燭などの商品一切、店方二階・裏部屋・別屋敷の戸障子家財道具一切などとなつている。

同じく中町の源助は、渡辺徳次郎宅の斜向いに位置し、高七石五斗余りを所持し、農業のほか醤油・油・小間物・荒物を商つていた。晦日曉に「戸を明候様」の声がしたため、家内一同驚き裏へ逃げ去り、一揆には参加しなかつた。帰宅後確認したところ兩戸二枚に穴が開けられていた。また、源助宅から町筋を南下した裏借家住の市之丞は、無高で大工稼と預かり作を生業としていた。市之丞は一揆に参加していたが、渡辺徳次郎宅打ちこわし後に同家の片付けを手伝い、その後帰宅した。晦日五つ時頃、数人の声をしたため家内一同裏道に逃げた。帰宅後確認したところ、戸三枚、障子四枚、行燈一つが少々破損していた。市之丞は、借家の古戸であり、「私共場所へ不罷出候間、厳敷戸を敲」いたため破損したと述べている。

町筋をさらに南下した所に居宅がある瀧本浅五郎は、高一六石余りを所持し、農業のほか醤油・油・荒物・畳表を商うとともに質屋も営んでおり、また、御用達も務めていた。浅五郎宅では、晦日曉九つ過ぎ、表口戸板が叩かれ罷り出るよう大声で命じられたため、浅五郎以外の家内の者は裏口より逃げ出した。八つ半時頃に再び門口で大勢の声がしたため浅五郎も裏手へ逃げ出した。未明に帰宅したところ、居宅内は足の踏み場もないほど散乱し、戸障子・敷居・天井は勿論、仏壇その他家財道具一切が破却され、鍋・釜・膳・碗の類まで打ち壊されていた。また居宅横小路門口や少し離れた醤油蔵の周辺には、着物・諸帳面・練綿・売り物の品など焼け残りの品や破壊された家財道具が散乱していた。同家の被害は「慶応三卯年 諸道具其外破損品々書上出帳」に書き上げられており、建具、家具や商品など八〇品目、同家所持の衣類・夜具など六一品目が列挙されている。また、「油すまし蔵」にある油入りの樽や桶が破損、質蔵内の作徳米四〇俵が切り裂かれ、うち三俵余りを紛失、二階にあつた作徳練綿七俵・袋入練綿(約二貫入り)五つのほか一四人分の「預り綿」が焼損または散乱、質

物と思われる六八品目（四九人分）、油挾場や醤油蔵の道具類のほか、帳面一四〇冊、「江原切手札」三貫目、紙入にあった金三両・札五〇目、箆筒にあった金二両・札三〇目などとなっている。瀧本浅五郎の隣家であった千代作は、高一石八斗を所持し、農業のほか雑穀・荒物を少々と材木を商っており、さらに百姓代も務めていた。千代作は、晦日暁八つ時前頃に「家別二相起直様銘々可罷出、若不參致候ハ、家居家碎可申」という声を聞いたが、参加せず家内の者と共に裏口から立ち退いている。帰宅後確認したところ、表口板戸一枚を少々損じ、中隔障子二枚を損じ、戸棚一本が打ち破られ、同じく一本は転倒、奥の間箆筒も転倒、売り物の紙類・蠟燭は散乱、杓四、五本と貝杓子・杓文字を少々損じ、雑穀入箱三個が門口に打ち捨てられ、小豆・大角豆四、五升が門口に散乱、玄米一桶一斗余りが庭にこぼれていた。着物類などには被害はなく、紛失物もなかったとしている。

三 一揆の収束

千代作宅打ちこわしの後、夜明け前に一揆勢は倉掛方面へと向かい、字中島の足次社へ集結した。井原村の村役人は後を追ひ、さらに高屋村庄屋後見寮太及び上出部村佐太郎の兩人が出張し説諭に努めた。初次郎の口書によると、足次社では「儀三次・松次郎・良一人より一同小作定等難洪之始末可申立様相動」⁽¹⁵⁾ いていた。これは村役人から「初メ候様被申候」ためであった（良一口書）。しかし「数百人相集区々之申口ニ而何と可致様も無之」状況だった（百姓代口書）。そして、一揆勢は再度北上し、下町の西方にある皇太子社に移動した。ここで井原陣屋代官大津寄喜間多が出張し、同人及び村役人が「申立之義も有之候ハ、取次遣し可申」（頭取口書）と説諭したため、昼頃（貞蔵口書では八ツ時頃）には一同自宅に引き取り、一揆はようやく収束している。

一方、井原陣屋詰役人は岡山藩に対し出張を依頼し、両者で取調を行つ

た。そして、一月十八日に友次郎以下八名が長屋入となったのをはじめ、同二十五日発頭人儀三次らも長屋入を命じられ、参加者の吟味が続いた。そして、七月二十六日に処罰の申し渡しがなされた。「差上申御請証文之事」によると、発頭人儀三次は「重敲」の上重追放のところ前領主池田長発（可軒）の軍艦奉行並就任の恩赦により村払に減刑、頭取寅五郎・幸平・武右衛門・松次郎は中追放のところ同じく村預押込隠居、友次郎・留吉・貞太郎は軽追放のところ同じく村預押込に処せられたほか、七人が村預となった（表参照）。

また、井原村に出張した岡山藩内用方役人岡新左衛門は、小前に対し難洪の事情を申し述べるよう指示した。これに対し井原村百姓から聞き取りをした百姓代が、慶応三年正月付けで七カ条からなる嘆願書を提出している。

乍恐以書附御願奉申上候

後月郡井原村百姓一統旧臘及混雜候二付、難洪之始末申上候様御沙汰二付、承合左二奉申上候

一近來諸色高直之折柄、米穀高価二相成窮民共年越難出来二付難洪仕候

但、此分村役人衆中御取計ヲ以、年越米御貸付并鏡餅小遣等迄御下ケ相成、難有奉存申分無御座候

一米穀直下ケ米御売払相成不申而者難洪仕候

但、此分同様御取計二相成、難有奉存申分無御座候

一小作定メ方先前之通り相成不申而者一統難洪仕候

一借家賃定メ之儀も同様難洪仕候

一水車搗賃・挽賃之儀も同様難洪仕候

一酒造家仕込米近領御蔵米買入并二株立候薪買入仕込不致呉候而者難

洪仕候

一醤油稼方之儀、麦安買入仕込仕候而者難洪仕候、小麦ヲ以仕込仕候

表 処罰対象者一覧

名前	年齢	組	生業等	持高	罪状	罪科
儀三次	31	倉掛	農業（五人組頭）	3斗	発頭	村払 （←重敲・重追放）
寅五郎（森右衛門倅）	33	下町	「農業透ニ銀類拵仕」	（1斗1升3合3勺）	発頭	村預ケ押込 （←中追放）
幸平（利市）	50	中町	「農業透ニ提灯張替仕」	1斗	発頭	村預ケ押込 （←中追放）
武右衛門	56	新町	煙草商	無高	発頭	村預ケ押込 （←中追放）
松次郎（東右衛門養子）	33	夏目	農業	（5石6斗7合2勺）	発頭	村預ケ押込 （←中追放）
友次郎（綱吉倅）	33	倉掛	農業	（7斗6升7合8勺）	「乱防」「重立」	村預ケ押込 （←軽追放）
留吉（森左衛門倅和三郎）		下町	「不断家業無之」「博奕相催」		格外乱防	村預ケ押込 （←軽追放）
貞太郎（禎太郎）		下町			打毀・盗み	村預ケ押込 （←軽追放）
梅吉（空次郎倅）		中町	髮結職	無高	打毀・盗み	村預ケ
五郎右衛門（芳五郎倅）	18	下町	鍛冶職	（2斗5升）	打毀・盗み	村預ケ
利兵衛（房次治郎倅）	28	倉掛	「農業透ニ鍋釜掛掛ケ杯」	1斗2升	打毀・盗み	村預ケ
豊次郎	24	夏目	「農業透ニ大工職等」	5斗	打毀・盗み	村預ケ
武十	42	字長川	「農業透ニ仲仕等」	1斗8升	打毀・盗み	村預ケ
民蔵	52	下町	「当り作仕透ニ日雇働等」	無高	打毀・盗み	村預ケ
富助（富介、新右衛門引受）	17	新町	（親＝馬士）、借家住		打毀・盗み	村預ケ
寅次郎		下町	「農業之暇焼次渡世」	8升	徳次郎・浅五郎 方打毀	差免
作次郎		夏目	「預り作農業日雇稼」	2斗4升5合	徳次郎・浅五郎 方打毀	差免
初次郎（重五郎倅）	38	倉掛	「農業之暇水車稼」	（6升3合3勺）	徳次郎・浅五郎 方打毀	差免
茂八	40	夏目	「農業渡世日雇稼」	1斗8升	人家起廻、徳次 郎・浅五郎・千 代作方打毀	差免
種重（種十郎、彦蔵兄）	42	倉掛	「農業之暇下駄職」	2斗4升5勺	徳次郎方打毀	差免
嘉作	38	下町	「農業之暇日雇仕稼」	3斗	徳次郎・浅五郎 方打毀	差免
年太郎	40	夏目	「農業之暇仲仕稼」	無高	徳次郎・浅五郎 方打毀	差免
森蔵		下町		無高	徳次郎方打毀、 新之助方傘投出	差免
太吉		中島			浅五郎方打毀	差免
菊蔵	41	下町		7升5合	浅五郎方打毀	差免
助作		新町			徳次郎・浅五郎 方打毀	差免
幾太郎（文兵衛孫）	24	上町		（1斗8升3合3勺）	徳次郎方打毀	差免
富五郎		新町			浅五郎方打毀	差免
政助		新町			偽証	差免
為吉（浅重郎倅、豊助弟）		夏目		（無高）	申口齟齬	差免
庄右衛門	55	倉掛		4石8斗7勺	夏目庵・足次社 で声高	差免

※本表は基本的に、それぞれの人物の口書から作成した。

※年齢は「慶応三年卯三月 卯歳宗門改帳」（上町、中町、倉掛）に記載がある者はこれに依ったが、そのほかは口書にある年齢を記した。

※持高は、基本的に「慶応二年寅三月 両御下五人組御改帳」を典拠としているが、同史料に記載のない人物の一部は口書に依った。

※刑罰は「差上申御請証文之事」（『井原市史 Ⅲ』、920～927頁）に依った。

様奉存候

右之通相歎候間、格別之以御慈悲聞届成下候ハ、難有仕合奉存候、
依之乍恐百姓惣代連印以書附御歎願奉申上候、以上

(以下略)

これによると、第一条から第五条は、米穀高値による年越米貸付・鏡餅小遣下渡、値下げ米の売払い、小作米・借家賃・水車搗賃・水車挽賃の従前通りに価格を下げることを願い、第六条は酒造仕込米の近領御蔵米購入と仕込みに使用する株立薪購入停止、第七条は醤油仕込みへの小麦使用を願い出たものである。これらは物価高による小作農や夫食米等を購入する農間稼ぎ者等の生活苦に対する願いであり、「難渋」の解決を領主側に要求した内容となっている。

これを受けて一月二十二日付で、水車・酒造・醤油の稼人から岡山藩内用方役人及び陣屋詰役人に請書を提出し、麦搗賃・粉挽賃の引き下げ、小麦仕込みなどを実施することを約した。小前たちは、結局年貢増徴や新法といった領主に対する直接的な要求をせず、役人たちを仲介役としての事態解決を図ったといえよう。

四 行動様式に見る一揆の特徴

一揆結集前、発頭人の儀三郎ら五人が相談し、荒神社で村方一同が寄合を行えば願意実現が容易として、強訴による願意実現を目指した。その後、字倉掛や夏目で小前の者に対して村方一同荒神社に集結するよう触れ廻るなど、口伝てにより動員を行っていた。この時、表口戸を叩きながら、不参加者の居宅を打ちこわすとする参加強制文言を伴っていた。

強訴としての蜂起は、参加者の出立ちからも分かる。口書には蓑笠を着用していた旨を述べた人物は多く、参加者の多くは蓑笠姿だったと思われる。蓑笠姿の出立ちについては、作次郎（小作農、日雇稼）の興味深い口

書がある。¹⁶つまり「兼而強訴之節ハ蓑笠を着用致スもの之由、親共存命之砌承及」んでいたため、蓑笠を着用し、新町河原へ向かったというもので、蓑笠姿の出立ちが強訴の作法として親から子へと伝えられていたものである。出立ち以外の作法も、おそらく親から子へと伝承されていたと思われる。

このように強訴として結集した一揆勢は、多人数が集結する中で変容していった。発頭人・頭取たちの口書をみると、参加者たちの一部は飲酒によつて「一盃機嫌ニ而口々ニ荒々敷申」すなど、大混雑となっていた。発頭人・頭取たちは「如何成行可申哉」と考え恐ろしくなり、制御できない状況となった。そして、一揆勢は、説諭する村役人等を振り切り、町筋に押し懸け、打ちこわしを始めた。

一揆勢による家屋・家財の被害を、岡山藩内用方役人及び陣屋詰役人に報告したのは一人である。このうち、一揆に参加せず打ちこわし被害にあったのは九人である。新之助は石灰一俵の口が切られ、売り残りの白米二、三升などが門口等に投げ出される被害を受けた。忠五郎は軒端の瓦が二、三枚落下した被害のみで、古戸一枚が倒れかけたことによるとしている。保太郎は障子三枚と戸袋が破損、政次郎も古戸が倒れたことにより膳などが破損、小谷助三郎は格子に二カ所、戸に三、四カ所の穴が空けられ破損、源助も雨戸二枚に穴が空けられ破損している。このほか、渡辺徳次郎、瀧本浅五郎、千代作はかなりの被害を受けている。

一方、一揆に参加したにもかかわらず被害を報告した者は二人である。戸三枚・障子四枚等が小破した市之丞は、一度一揆に参加したが中途帰宅し、その後の参加強制に自宅を退去したことから打ちこわしを受けたもので、一揆不参加同様と認識されたと思われる。また善助は大人数が通過した際の被害と報告しており、その通りであれば打ちこわしとはいえない。

このように家屋・家財の被害を報告した者一人のうち、善助を除く一人が一揆勢により打ちこわしを受けたといえる。忠五郎、保太郎、政次郎、小谷助三郎、源助そして市之丞は、戸・格子や障子などへの軽微な

損壊であり、これは一揆不参加への制裁行為といえる。一方、新之助、渡辺徳次郎、瀧本浅五郎、千代作は被害も大きく、特に渡辺徳次郎、瀧本浅五郎は甚大な被害を受けている。打ちこわしの軽重には、商売などの日常的な経済行為などが問題となっていたと考えられる。一揆終結後に要求が挙げられた水車稼人・酒造稼人・醤油稼人については、水車稼人に渡辺徳次郎、酒造稼人に保太郎・小谷助三郎、醤油稼人に源助・渡辺徳次郎・瀧本浅五郎が該当している。つまり、小被害の者と大被害の者と両者が含まれており、単純に商家を打ちこわしていったとは考えられない。

一揆の行動の中心が打ちこわしに転化したことは、被処罰者の罪状からもうかがうことができる。一揆発頭人の儀三次は重敲・重追放から恩赦により減刑され村払、儀三次に同調し頭取とされた寅五郎・幸平・武右衛門・松次郎は中追放から同じく村預押込となった。発頭人・頭取たち以外で刑罰が一番重い、軽追放から村預押込となった者は三人である。友次郎は、新之助方を「少々」打ちこわし、徳次郎方と浅五郎方で乱暴を働き、「乱妨多人数之内」「重立相働」いたとして処罰された。留吉は、新之助方で売り物を投げ出し、徳次郎方で建具等を「打碎」、米俵を「打蒔」あるいは持ち運び、浅五郎方で戸棚を「打毀」、裏口戸板や質蔵の長持等を「打破」、菜種等を「打蒔」などをしたとして処罰された。さらに、貞太郎は、新之助方を「少々打毀」、徳次郎方で米俵を「蒔散」、家財・衣類を「打毀」、そして菅糸三、四抱・銀札二〇目・足袋一足を盗み帰ったとして処罰されている。

村預となった者は七人である。梅吉は、新之助方で石灰等を撒き散らし、徳次郎方で木綿縞袴・木綿縞着物・銀簪を盗み、質入れや売り払いなどをしたとして処罰された。五郎右衛門は、政次郎方で「少々」乱暴に及び、徳次郎方で錢二百指二、三本を打ち散らし、衣類を切り破り、銀簪・足袋等を盗み取ったとして処罰された。利兵衛は、新之助方で「乱妨」し、徳次郎方で銀三、四〇〇目を盗み取ったとして処罰された。武十は徳次郎方で「乱妨」し、銀札一一〇匁を盗んだとして処罰された。富助は、徳次郎

方で「乱妨」し、醤油桶輪を切り、その他品々を打ち散らした。さらに木綿縞袴一枚を盗み取ったとして処罰された。このほか、豊次郎は徳次郎方で銀札五四匁、民蔵は子どもの木綿縞一襟をそれぞれ盗んだとして処罰されている。また、本来罪科があるにもかかわらず、「差免」となった者は一四人で、それぞれ建具や家財道具などを、「打碎」「打毀」、あるいは売り物などを「打散」「打蒔」などをしたとされている。

このように罪状・罪科をみると、一揆を首謀した発頭人・頭取、打ちこわしの中心人物、打ちこわしのほか盗みを働いた人物、打ちこわしを行った人物、という順序で処罰の軽重を決定している。「差免」を含む処罰を受けた人物のうち生業が判明する者を見ると、ほとんどが農間稼ぎを主としており、彼らが打ちこわしや盗みを主導していったと思われる。

おわりに

以上のように、井原村の世直し一揆は、非合法的訴願（強訴）を意図して始まった。発頭人・頭取たちは、打ちこわしによる参加強制文言を伴う口伝えと戸叩きなどで参加を呼びかけながら荒神社に集結、その後十五社、皇太社に集まった者を吸収しながら移動、町筋に近い新町河原に参集した。参加者の出立ちは蓑笠を着用した者が多く、得物の記述は少ないが記載のあるものは木鎌・杖などで、武器類の携行をうかがわせる記述はない。これらは、百姓一揆における伝統的な出立ち・得物であり、作次郎が申し述べているように親子間で伝え継がれた強訴、百姓一揆の作法を踏襲していたことを示している。

しかし、新町河原での飲酒、そして町筋への移動から様相は大きく変化する。打ちこわしの展開である。打ちこわしは財産、特に家財道具に対して発揮されたにすぎず、家屋を居住不可にするほどの激しさはなかった。被害が甚大だった渡辺徳次郎方では戸障子・敷居・鴨居・建具の破却、同じく瀧本浅五郎方では戸障子・敷居・鴨居・天井の破却にとどまった。そ

の一方で、盗みという百姓一揆の作法を逸脱する行為がなされた。盗みは、打ちこわしで被害が集中した渡辺徳次郎方と瀧本浅五郎方で行われている。家財道具への打ちこわしがなされるなかで、盗みも横行していたのである。強訴として蜂起した井原村の世直し一揆は、訴願成就のための内的規制である作法を逸脱する盗み行為が出現し、そのこともあって一揆解散にいたるまで、願意実現はおろか取りまとめすら出来なかった。また、渡辺徳次郎方での打ちこわしが始まったころ、村役人が説諭のため出張したが、「薪様之もの杯擲ち」¹⁹⁾近寄せなかつたとされ、完全に訴願を目的としたものに変質していた。盗みによって処罰された人物は、表にあるとおり職人や農間稼人である。小作農を主としていた作次郎が親から伝えられていたような強訴の作法も、彼らには伝えられなかった、もしくはその機会・必要がなかつた可能性も考えられよう。

発頭人・頭取たちも参加者の行動の変化を見て取り、「如何成行可申哉」と感じざるを得なかつた。百姓一揆の作法としては、放火や盗みの禁止等が取り上げられるが、処罰を覚悟し蜂起を促す発頭人・頭取の指導に従うことが最も重要な作法といつてよい。このことも含め、井原村での事例も作法の崩壊を示しており、非合法・非暴力の訴願運動である百姓一揆が終焉を迎えつつあったことを意味している。次々と伝播していく小規模な世直し一揆のなかでは、おそらく「逸脱行為」も伝播していった可能性があり、小規模な世直し一揆が頻発した他の備中・美作地域でも同様だった可能性がある。

〈注〉

(1) 以上、百姓一揆における作法の定式化と崩壊については、保坂智『百姓一揆とその作法』吉川弘文館、二〇〇二年。須田努『悪党』の一九世紀 民衆運動の変質と「近代移行期」青木書店、二〇〇二年。藤野裕子『民衆暴力——揆・暴動・虐殺の日本近代』中央公論社、二〇二〇年。ほか参照。

(2) 「備中・美作における慶応二〜三年の世直し一揆の諸相(一)——備中国阿賀郡・哲多郡の場合——」『吉備地方文化研究』第二八号、二〇一八年。

(3) 「嘉永七年寅十二月 御趣意申渡書」(『井原市史』IV、二〇〇一年、九七六頁)。

(4) 「御吟味ニ付申上候書付」(同前、一一二二頁)。

(5) 井原市立図書館所蔵大津寄家文書「慶応二丙寅正月 御用状下書 井原御役所」(井原市史編さん室作成目録の史料番号一―二六。以下、大津寄家文書の史料番号は数字のみ記す)。なお、大津寄家文書は岡山県立記録資料館架蔵のマイクロフィルムを閲覧した。

(6) 「慶応三丁卯年正月 井原村騒動一件岡山出張之節、頭取五人、乱妨もの九人、政助外九人共吟味口書 四通」(大津寄家文書八―九八。以下、「頭取ほか口書」と略す)。

(7) 茂八・泰蔵・初次郎・留吉は「慶応三卯年 留吉・寅次郎・要次郎始八人并作次郎吟味口書 三通」(大津寄家文書八―一〇二。以下、「留吉ほか口書」と略す)、豊次郎は「頭取ほか口書」による。また、宗逸の口書は「慶応三卯年 井原村騒動一件諸書附 式拾八通」(大津寄家文書八―一〇七。以下、「騒動一件諸書附」と略す)による。

(8) 頭取・利兵衛・貞蔵・友次郎・梅吉は「頭取ほか口書」、初次郎・作次郎は「留吉ほか口書」、儀七は「騒動一件諸書附」による。また、百姓代は「御吟味ニ付申上候書付」(『井原市史』IV、一一二三―一二四頁)による。

(9) 「乍恐以書附急御注進奉申上候」(『井原市史』IV、一一一九―一二〇頁)。

(10) 打ちこわしの様子については、大津寄家文書「慶応三〇年正月 井原村騒動一件 村役人百姓代并乱妨ニ逢候もの共吟味口書八通 外、破損紛失調帳式綴」(八一―九七)による。

(11) 大津寄家文書八―九七―一二。

(12) 大津寄家文書八―九七―一一。

(13) 良一口書は「騒動一件諸書附」により、他の初次郎・百姓代・貞蔵・頭取の口書は、それぞれ既出のとおりである。

(14) 「差上申御請証文之事」(『井原市史 Ⅲ』、二〇〇三年、九二〇～九二七頁)。

(15) 「乍恐以書附御歎願奉申上候」(同前、九二三～九二四頁)。

(16) 「留吉ほか口書」。

(17) 「頭取ほか口書」。

(18) 前掲注(14)史料。

(19) 前掲注(4)史料。

(20) 前掲注(1)書ほか。

(よこやま さだむ 元岡山県立記録資料館)

幕末維新期の地域社会における人・モノ・情報

— 備前国和気郡大庄屋好本家を事例に —

東野将伸

はじめに

本稿は、岡山県立記録資料館に所蔵されている好本家資料（備前国和気郡清水村）の分析を通じて、近世後期～明治初期の岡山藩領における有力者の機能や情報ネットワークを明らかにするものである。

近世後期～明治初期の岡山藩領については、谷口澄夫氏・田中誠二氏の研究をはじめとして豊富な研究蓄積がある^①。谷口氏の研究では、岡山藩の地方支配機構の変化が明らかにされている。これによると、近世中期以降の地方支配は評定所管下の郡役所が管轄し、ここに郡代・郡奉行をはじめとする役人が置かれ、そのもとに数ヶ村から二〇ヶ村ほどを管轄する大庄屋、各村には名主以下の村役人がそれぞれ置かれていたとされている。岡山藩大庄屋については、金井圓氏、定兼学氏、北村章氏による研究があり、また岡山藩領内の有力地主・豪農経営についての研究は、豊富な蓄積がみられる。近年では、三田智子氏・森下徹氏^②によって、備前国津高郡河内村および同村の村役人を務めた水河家^③についての研究が行われており、村や庄屋の個別研究も蓄積されてきている。

ただし、場合によっては大庄屋を務めるような有力地主・豪農の経済的側面に比して、大庄屋を結節点とする岡山藩領の支配機構や、大庄屋の職務・権限・管轄範囲・地域と領主支配における位置づけをめぐる研究は、いまだ蓄積が少ないと考える。岡山県内には、岡山大学附属図書館や岡山県立記録資料館などの資料所蔵機関に、複数の大庄屋家文書が収蔵されて

いるにも関わらず、これらを用いた領主支配や大庄屋制についての研究は盛んに行われているとはいえない。本稿で主に取り上げる好本家資料についても、『和気郡史』^④で個別の史料が利用・紹介されているものの、本格的な分析はなされてきておらず、同家および同家文書を用いた研究には深めていく余地が多く残されている。

大庄屋の支配や行政的側面についての分析は、定兼学氏の研究をはじめとして近年進展しつつあるが、例えば岡山藩領における大庄屋制が、特権的な性格を有するか否か、在地性を強く有するか官僚制的側面が強いのか、また他藩の事例と比べた際の特徴などについても、今後分析をふまえて評価がなされていく研究段階にあると考える。また、明治三年（一八七〇）に大庄屋が大里正と改称され^⑤、その後の戸長制度においても大庄屋を務めていた人物が役職に就いていた事例が多いことが明らかにされている^⑥。しかし、その職務の内実や継続・変化の様相については十分な検討がなされておらず、明治初期に至り大庄屋職やそれらを務めた有力者の活動・機能がどのような変化をみせたのかも追究されるべき課題である。

以上の諸点の分析を深めていくにあたっては、地主・豪農の経営分析の際に主に参照されてきた経営帳簿類よりも、大庄屋業務に関わって記された一紙文書や、支配と地域の内実を記した書状類の分析を行うっていくことがより重要な研究方法であろう^⑦。筆者は好本家資料などの地方文書の中でも、特に書状類や一紙文書の整理と分析を主な内容とする研究を実施しているが、このような研究を行う理由の一つには、上記のような問題意識が



図1 好本家関係略地図

※地理院地図（国土地理院、<https://maps.gsi.go.jp/>、2024年10月14日最終閲覧）に加筆して作成。

現在、好本家資料の大半は岡山大学附属図書館に所蔵されており、その点数は一九七三年刊行の目録¹³⁾（以下、『目録』（一九七三年）と記す）では、五四一三点とされている。ただし、この『目録』（一九七三年）では、数十点から時には千点を超える文書が一括の一点として付番されているものがあり、一紙個々の内容が把握されていない場合もある。今後、岡山藩の大庄屋・庄屋の研究を深めていくにあたっては、これらの史料の内容把握がより重要になろう。

筆者が簡単にみた限りでも、これらの一紙文書を一点ずつ数えると、全体で一五〇〇〇点を超える文書群であることがわかり、これは現在の岡山

県域に残存している文書群の中でも、かなり点数が多い部類に入るのではないかと考えられる。そのため、今後はこれらの一括文書についても一点ずつ目録をとり、その内容を把握していく必要がある。

さて、上記で述べてきた岡山大学附属図書館所蔵好本家資料と同じ文書群の一部（二三七点）が、岡山県立記録資料館に所蔵されている（以下、本稿での好本家資料はこちらを指す）。本稿では、このうちから興味深い論点を提示する史料を紹介・分析する中で、幕末維新期の地域社会や有力者について知見を示していく。

さらに、同家が所在する備前国和気郡には、大森家（近代以降は大國家）のような大規模な豪農家文書も残存している¹⁴⁾。これらの史料の組み合わせの中で、近世の和気郡ひいては備前国の地域社会の様相がよりクリアになるものとみられ、このための基礎的考察としての性格も本稿は有している。

一 好本家の概要と岡山県立記録資料館所蔵好本家資料の内容

好本家については、前述した『目録』（一九七三年）において概要が記されている。同書解題での明治初期までの記述は、池田家文庫（岡山藩政文書）の明治三年（一八七〇）「先祖并御奉公之品書上 好本純蔵」に多くをよっている¹⁵⁾とみられる。『目録』の解題および上記史料によると、好本家は戦国時代には奥州岩城山城主に仕えていたが、縁故を頼って備前国へと移り清水村にて帰農、村役人を代々務めたとされている。岡山大学附属図書館に所蔵されている好本家資料は、本家から近世中期に分かれた分家のものである。この分家（以下、好本家）も成立以降は清水村の名主を代々務め、幕末期には好本和七郎が大庄屋、明治初期には同人が大里正を務めている。また、明治五年には好本安太郎が和気郡第一七区戸長、同十年には和気郡第四区務所戸長をそれぞれ務めており¹⁶⁾、明治前期においても地域行政において重要な役割を担っていたことがわかる。

和気郡清水村は、片上往来沿いの山間部に位置しており、文化・文政期

の村高は、一一一・五一九石であった。¹⁷⁾このうち「年々立来万引高」は一三・五六一石であり、残高九七・九五八石のうち田六一・四七九石（反別四町八反八畝一五歩）、畑三六・四七九石（反別四町三反二畝六歩）であった。同時期における戸数は四八戸、人数は二〇九名であり、石高・人口の両面において小規模な村であったといえよう。

岡山県立記録資料館所蔵分の好本家資料（二三七点）は、好本和七郎・同安太郎に関わるものが多くみられ、岡山大学附属図書館所蔵の文書群と出所が同じであることがわかる。これらの文書は幕末期～明治初期にわたるものであり、ほぼ全てが一紙文書（大半が書状）である。

それらの内容は多岐にわたるが、便宜的には以下のように分類できる。

① 農業関係

② 支配実務・行政関係

③ 幕末維新期の世相・情報関係

④ その他

次章以降では、①～③の中からそれぞれ興味深い史料を検討し、その中で幕末維新期の地域社会や有力者についての論点を提示する。

二 幕末維新期における農業と地域有力者

本章では、好本家資料のうちで①農業関係のものを検討する。①に関する書状として、以下で示すように「雨」に関わる内容を含むものが多くみられる。

【史料1】¹⁸⁾

（前略）兎角降雨無御座迷惑成義御座候、右^二付昨日^一雨乞御取斗被遣、御役介之御儀奉存候、何卒御蔭ヲ奉祈候御事^二御座候（後略）

明治初期のものとみられる本書状では、降雨が無い状況が続き、村方が迷惑をこうむっていることがまず述べられている。このような状況を受けて「雨乞」を行うこととなり、好本家が「雨乞」について何らかの「取斗

を行い、差出人の盛太郎（和気郡大内村）から感謝されている。そして、盛太郎は「雨乞」の「御蔭」が出ることを願っている。江戸時代における様々な農業技術の発展や科学的知見の高まりの¹⁹⁾一方で、幕末維新期の段階においても「雨乞」による農業振興が行われていたのであり、同時代の農業における呪術的・儀礼的側面を見出すことができる。そして、「雨」をめぐる問題は一ヶ村のみではなく、地域単位での解決が目指されるべき性格のものであるため、大庄屋やこれを引き継ぐ広域的な役職にあつた好本家が介入することになったとみられる。

次に、農業における科学的な知見や対策といえる内容が示されている、明治初期のものとみられる書状を以下に示す。

【史料2】（図2）²⁰⁾

（前略）

一昨日^一入梅之処、一向雨無御座迷惑成義^二御座候、此趣^二而^一ハ迎も根付相成不申候、追々時節^二至^一り候^二而^一ハ、人氣^二も相障^一り可申と奉存候、何卒人民随意之作物ヲ土地適宜^二仕付可申候、非常之義ゆへ田方畑作^二取斗不苦段、至急御触出し相成候様御伺被成下度、愚考御尊申上候、此後少々も梅雨御座候^二迎、根付^二ハ立^一至り不申候義^二御座候

右之趣申上度如此御座候、以上

六月十日

直次郎

好本安太郎殿

入梅したが一向に雨がなく、この状態では稲の根付も出来ないため、「人氣」（人々の安穩等カ）にも支障が生じることが述べられている。そのため、随意の作物を作ることや、本来は田である土地で畑作をすることについて許可を得られるよう、好本安太郎から取り計らってほしいと述べている。

【史料1】と同様に、降雨がなく農業に支障が生じている状況が述べられており、これをふまえて作付けについて地域側から提案し、藩ないし²¹⁾県への取り計らいを好本家に求めている。【史料3】で後述する通り、藩ないし

県の目が届かない範囲で土地の利用法を農民側が変更することは村において行われていた。これに加えて、当該期の天候に最も適した作付けへより広く変更させるためには、藩ないし県からの「触」が必要であるという判断が差出人直次郎の中ではなされたのであろう。この点からは、地域における一定の農学的知見や政策立案能力の高さをうかがうことができる。

降雨の状況を見て、より適切な作物を「田方」にも植え付けることが村方では行われていたようであり、史料上では「毛替」や「替作」等と表現されている。以下に「毛替」「替作」の内実を示す明治初期のものと思われる書状の記述をあげる。

【史料3】

(前略)

一過日無替作有之候得共夫々書出候様との御事、春末余り旱続、已後尚旱損難斗存候処今田方ニ畑作仕付致し居申候、今日ニ至り随分用水ハ出来候得共、綿作抔ハ大分生立、只今より稲作仕付も如何と畑作之俣作立居申候、是等之義ハ如何、其類を除之外今日養水宜敷、無抛毛替仕付候分無御座候、大分此如何取斗可申哉奉伺候(後略)

春末に旱が続いており、以後の状況が予想できなかったことから、「田方」に「畑作」として、稲以外を作付けたことが述べられている。そして、今日では用水は十分な状況になったが、すでに「田方」へ作付けを行っていた「綿作」がかなり生長しており、今から「田方」へ稲を植える(おそらく綿を取り除いてのこととみられる)ことを暗に拒絶している。そして、現時点の用水の状況ならば「毛替」をする必要がないとも述べられている。

「毛替」「替作」によって「田方」へ植えられる具体的な作物としては、この「綿作」の事例一つしか現時点では確認できておらず、具体的な作物や「毛替」の判断基準・判断時期などは今後の検討が必要である。

以上でみた「毛替」「替作」は、科学的・農学的な見地に立った対処方法といえる。さらに【史料2】に記された内容は、この対処方法を藩ないし

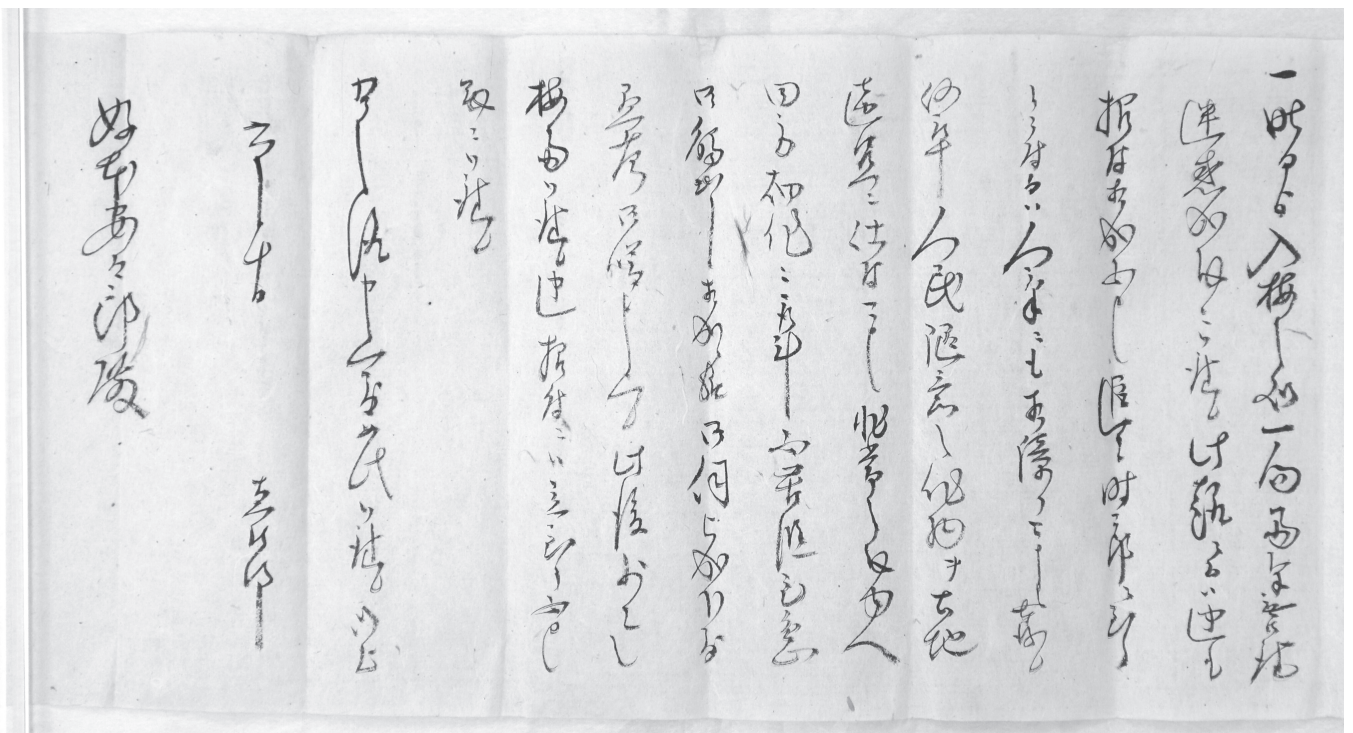


図2 【史料2】(明治初期)「(好本安太郎宛直次郎書状)」(好本家資料C 10-49)

県からの公認―「触」として地域に示すことで、村方で自主的かつ藩ないし県に無断で「毛替」を行うよりも、より多くの土地を気象状況に適した作付へ向かわせるという意図に基づく提案であったということができよう。幕末維新期の農業における呪術的側面と、以上のような科学的・農学的知見とが、同時代の地域社会（特に名主層以上とみられる）と農業経営の間では両立していた。そして、この両側面において、大庄屋やこれを引き継ぐ立場にあった地域有力者が役割を果たしていたのである。

なお、好本家資料には、洪水による被害があったことを示す書状も確認できるが、全体としては降雨量の不足や雨乞いに関わる文書が目立つ。従来から用水が不足しがちな状況の中で、これへの対処として作付けの柔軟な変更がたびたび行われていたものとみられる。

三 明治初期の行政改革と地域有力者

②支配実務・行政関係について、明治初期に地租改正や役人の改選が行われたことを示す文書が複数残存している。以下の史料は、これらの政策実施の中で地域内において様々な問題が発生し、近世には大庄屋を務めた地域有力者（好本家）が試行錯誤していた様子を示している。

【史料4】²³

以手紙得尊意申上候、昨晚今梅雨之模様何卒充分之潤祈申候事御座候、然者村方地券下造合併願元帳一昨日迄相片付候間、昨朝今片上へ罷出取調被懸り申候処、殊之外実地不調甚困り入居申候、成功之期日目的更相立不申、代価も甚不都合有之、譬ハ徳米四合代価四円、六升八合五円、壹斗貳升八円、壹斗四升五円ト申様之分間々有之、不公平ノ義ト被致申候、御憐察可被為下候、右付過日久吾義御内意書上居申候得とも、今以何之御沙汰も無御座、何卒速御処分可有御座様、此段御責込可被為下候、且又肝煎今吾人至急被仰付度、御噂申上候、尤兩人肝煎相成義ゆへ、御用柄模様も有之候、肝煎大

判頭申付候との御文意ヲ以被仰付度奉願上候、人物ハ横谷和平可然奉存候、私義村方事務も御座候、早朝出宅片上へ罷出、暮頃今片上引取夜分、村方之事務取扱申度心得居申候、殊此頃も人氣御座候間、さつぱり詰勤ハ相成兼、当惑仕居申候義御座候、右之趣急得御意申上度、御内意如此御座候、早々以上

六月十九日

小橋直次郎

好本安太郎殿

尚々片上へ出勤仕候ハ県地へ出勤之心得、朝夕通ひ勤之心得御座候
(後略)

小橋直次郎から好本安太郎へ送られた明治初期のものと思われる書状であり、傍線部二ヶ所に興味深い内容が記されている。まず、①では、地券の改正のために提出された書類と土地代価の数字を確認したところ、実地を詳細に調べていない様子であり、「不公平」の状況であるため好本安太郎へ理解を求めている。地券や土地の調査が政府の指示通りに行われず、地域側は帳面を提出するものの、その内容は極めて粗雑なものであったことがわかる。

②では、詳細は不明だがおそらく前述した地券改正に関わる「肝煎大判頭」をもう一人決めるようにとの命令を受け、横谷和平を推薦している。

【史料4】とは別の事項に関するものであるが、同様に明治三年（一八七二）のものともみられる以下の書状では、村々に対して「議者」の人選の命令が出されている。

【史料5】²⁴

此間致廻状置候通、是迄相勤居申議者御廃止相成、新々議者人撰申付、名元書付来ル十日迄村々耆人ツ、可然者御取究、御書出可被成候、偕又議頭補令別紙議事院御下問書相廻申付写し相廻候、村々御承知、新議者へ夫々御渡御通来可被成候、右得御意度、早々、已上

二月八日

好本和七郎

片上（花押） 浦伊部（花押） 久々井（花押）
東分（花押） 西分（花押）

右村々

里正中

本史料は明治二年に岡山藩に設置された岡山藩議院に関するものとみられ、「議者」は各村の代表として、村議会での討議内容を郡（議所）に持ち寄って議論し、各郡の代表である議頭・議頭補が議院に出席して議論を行っていたことが明らかにされている。²⁶この史料が作成されたとみられる明治三年二月段階では、前年六月の版籍奉還によって議院の活動が停止されていたが、²⁷本史料によって各村へ新たに「議者」一人の人选が命じられており、この時には大里正であったとみられる好本和七郎が村々へ伝達している。本史料においても、藩側から具体的な人物が指名されるわけではなく、役職に就任する人物の推薦・決定が村々に任せられている。

上記の史料二点からは、藩ないし県の命令のみでは新しい政策が貫徹せず、また在方の人物や状況を領主・政府・県側ではよく把握できていないことがうかがえる。地域有力者による周知・意見集約・上申や情報提供が、明治初期・前期の新しい制度の導入と運用に重要な役割を果たしていたことがうかがえよう。

四 幕末維新期の騒動・世相と情報ネットワーク

幕末期、特に慶応年間には、山陽道片上宿に近接していたとみられる好本家の管轄範囲にも、長州征討による影響が生じていたことをうかがわせる史料が複数残存している。²⁸

慶応二年（一八六六）は、全国的に一揆・騒動が頻発した年であることが指摘されているが、²⁹好本家資料には、同年に発生した津山藩改政一揆³⁰

の様子を詳細に記した書状が残存している。幕末期には物価高騰、連年の凶作に加えて、慶応年間には長州出兵による夫役と献納金など、津山藩領民の生活を脅かす事態が生じていた。このような状況を受けて、慶応二年十一月二十四日、加茂谷（津山市加茂町）の村々から津山藩改政一揆が始まっている。同一揆は、数日のうちに美作国全域に派生し、大きな騒動となった。一部の指導者は入牢の処罰を受けたが、一揆勢の一部の要求は受け入れられている。

以下、（慶応二年）十一月二十七日付けの書状をみていく。

【史料6】（図3）³¹

急和氣繼以得御意申上候、誠^二此間^者府中^二緩々得拜話、御同慶奉存候、然^一一昨廿五日夕五つ過頃、作州倉敷辺強訴多人数寄集候趣申出候^二付、御注進認居申出候へ、四つ過頃奥塩田近辺飯岡村へ押懸居申趣、尚又追々注進申出候^二付、即刻罷出申候ノ趣、最早飯岡^者三軒打めき、式百人斗り川筋を吉ヶ原へ登り居申候趣^二付、聞合飛脚倉敷へ指立候趣、同所へ千五百人斗詰込、拾三軒打碎、群集居申候一統蓑・笠・鎗を指、過半竹鎗・棒を持参、津山御城下へ凡三千人奉詰掛、各竹鎗を持町家乱妨及候^二付、無抛御搏取^二相成候趣^二御座候得とも、一向退不申、次第逆立殿様^江直願致度旨強情申立、御同所ハ難尽筆紙^二大変御座候、倉敷強訴ハ昨八つ頃海内^江詰掛出願之趣申出候^二付、其趣御同所^江津山^江御訴^二相成候^二付、同所^二而待候も無詮事と申、夜前五つ時頃千五六百人余り津山へ跡より参、相待御返答之趣^二而、退時^二取斗可申と申上仕出倉敷、倉敷^二ハ百人余残居申^二付、先安心仕居申候、御聞置可被遣候、今一応之様子承、急御厄介申上候義も難斗候云々も御聞置可被遣候、昨晚暮前奥塩田御国境為御警衛、従近江様御物頭御上下式拾四人御出張^二相成御様子^二依、跡^二も御出張^二可相成との御事^二而御座候、急右^而申上度如此御座候、已上

十一月廿七日

勘四郎

和七郎様

十一月二十四、二十五日にかけての美作国での騒動が、十一月二十七日までは和氣郡大庄屋佐分利勘四郎へ伝わっており、そこから同郡大庄屋好本和七郎へ本書状によって伝えられている。³²⁾なお、佐分利が「御注進認居申」している最中にも状況が変化しており、極めて切迫した状況にあったことがうかがえる。

この書状の伝達ルートについては、「急和氣継以」とある通り、おそらくは佐分利の居村である矢田村から和氣村(町場)を経由して好本家へ届けられており、情報ネットワークにおける都市的な場の機能がうかがえる。まず、美作国英田郡倉敷村(美作市林野)への一揆の動きがあり、二十五日には周匝(片桐池田家陣屋)から吉井川・吉野川を挟んだ対岸の美作国勝南郡飯岡村・吉ヶ原村まで一揆勢が迫り、緊迫した状況にあった。飯岡村へは二〇〇人、倉敷村へは一五〇〇人、津山城下へは三〇〇〇人が押し寄せ、打ち壊しや強訴を行っている。

津山城下の一揆勢は、「蓑・笠」を身に付け、過半は「竹鎗・棒」を持って打ち壊しを行った。³³⁾これに対して、津山藩側は「無扨御搏取二相成候」と、一揆勢を数名討ち取ったが、一揆は止まらなかった。

二十六日未明には倉敷村の一揆勢も多くが津山へ移動し、一〇〇人ほどが残る程度となり、差出人の勘四郎は、おそらくは備前への影響の恐れが小さくなったことに安堵している。

岡山藩側の動向として、二十六日の「暮前」には備前国和氣郡奥塩田村およびその周辺の国境へ「近江様」(池田長常〈大学〉、岡山藩家老、片桐池田家当主、周匝陣屋³⁵⁾が家臣二四名を出張させている。また、「跡合も御出張二可相成との御事」が勘四郎から好本家へ知らされており、勘四郎はおそらく「近江様の」関係者からこのことを伝え聞いたものとみられる。

本書状で記されている津山藩改政一揆の様相は、『岡山県史』³⁶⁾をみる限り、実際の一揆の状況をかなり正確に伝えているものとみられる。幕末期、特に慶応二年の緊迫した状況が、ある程度の正確さと速度によって周辺地域へと伝えられる様相が確認でき、大庄屋層における書状を通じた情報ネッ

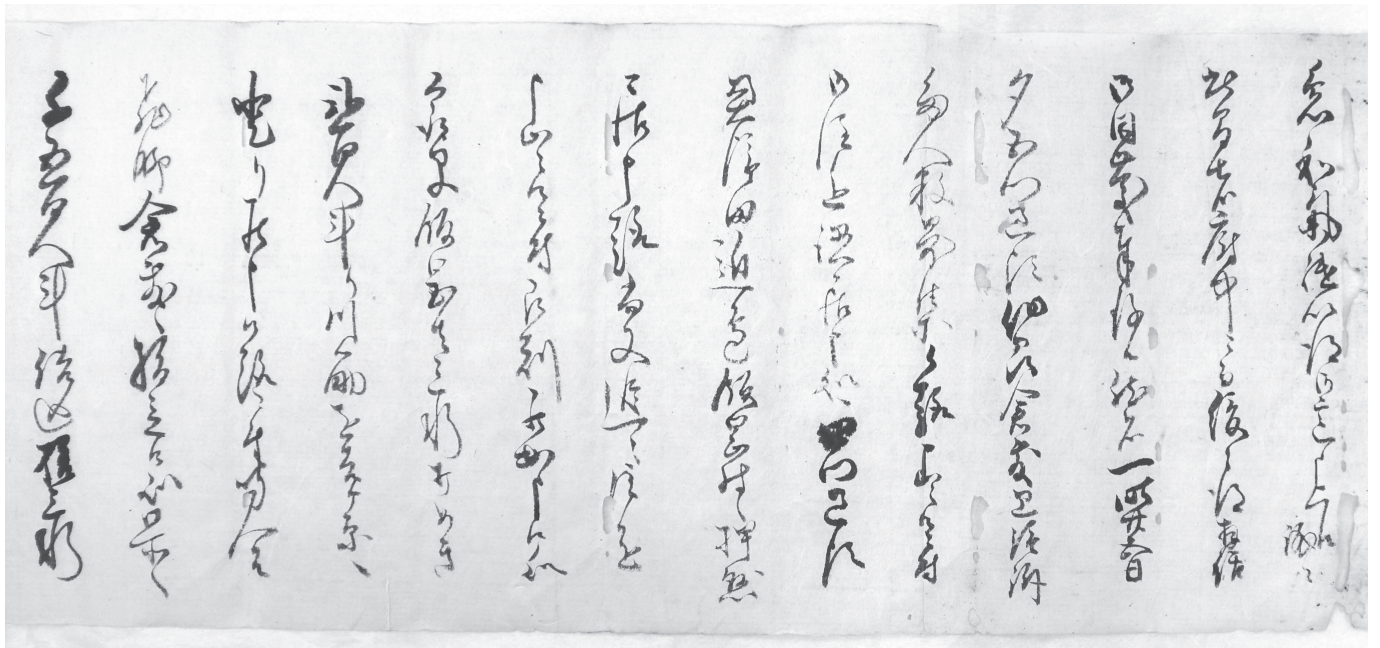


図3 【史料6】(慶応2年)11月27日「(和七郎宛勘四郎書状)」(好本家資料C10-232) ※冒頭部分

トワークとその精度の高さが指摘できよう。

おわりに

本稿では、岡山県立記録資料館所蔵の好本家資料からみえる幕末維新期の地域社会と有力者について、興味深い史料の検討を通じて論点の提示を試みた。

好本家資料は、①農業関係、②支配実務・行政関係、③幕末維新期の世相・情報関係、④その他に大きく内容を分けることができる。

①農業関係について、農業の実施にあたっては多様な困難(旱魃・洪水)があり、村々はこれに向き合う中で様々な打開策を講じ、時には藩ないし県にも政策立案を行う中で、日々の生活をつないでいた。

②支配実務・行政関係について、地租改正をはじめとする明治初期の急激な変化に際して、藩ないし県と地域との間に立ってこれらを受け止め、新しい政策を実現させる地域有力者(好本家等)の姿がみられた。

③幕末維新期の世相・情報について、同時期はいつ騒動が発生するかわからない緊迫した状況にあり、緊急の情報が発令・大庄屋や大庄屋間を伝わって伝播する様相―地域における情報ネットワークが機能していた点を確認できた。

上記で述べたいずれの事項についても、公文書や触書、経営帳簿類ではみえづらい事象であり、好本家資料の書状類からは、幕末維新期の生々しい現実を知ることができる。書状の目録取りや分析に多大な労力が必要ではあるが、一点一点に丁寧に向き合うことで、新たな歴史的事実を認識できるものと考ええる。

〈注〉

(1) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』(塙書房、一九六四年)、同『岡山藩』(吉川

弘文館、一九六四年)、田中誠二『藩政史研究の課題 岡山藩と萩藩』(塙書房、二〇二四年)が岡山藩研究の代表的な著書である。

(2) 金井圓「大庄屋の行政区域について―備前藩の場合―」(『史学雑誌』六二(一)、一九五三年)。近年の成果として定兼学『近世の生活文化史―地域の諸問題』(清文堂出版、一九九九年)、同「幕末期岡山藩大庄屋の就任をめぐる」(坂本忠次編著『地域史における自治と分権』大学教育出版、一九九九年所収)、北村章「備前国児島郡の大庄屋の変遷について」(『岡山地方史研究』一二八、二〇一二年)等がある。なお、大庄屋全般については、志村洋氏の一連の研究(同「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」『歴史学研究』七二九、一九九九年、同「大庄屋と組合村」『岩波講座日本歴史第14巻 近世5』岩波書店、二〇一五年等)が重要なものであり、大庄屋の特権性や地域における経済的力量と大庄屋職との関係などが示されているが、大庄屋職の藩による違いの大きさも明らかにされており、各藩における実態分析を丁寧に行う必要性が示唆される。本稿は大庄屋研究全般への提言を行うほどの内容を伴ってはいないが、そのような研究を準備するための研究ノートとして、現時点での成果を示しておく。

(3) ナイカイ塩業株式会社社史編纂委員会編『備前児島野崎家の研究―ナイカイ塩業株式会社成立史―』(財団法人龍王会館、一九八一年)、太田健二「日本地主制成立過程の研究―近畿型地主経営の分析―」(福武書店、一九八一年)等。

(4) 三田智子「備前国津高郡河内村水河家文書と水河家について」(『岡山県立記録資料館紀要』一七、二〇二二年)、同「名主家文書と村落社会―岡山での史料調査を通して―」(『大阪公大日本史』二六、二〇一三年)。

(5) 森下徹「岡山藩領の家老知行所と大庄屋組合―水河家文書より考える―」(『吉備地方文化研究』三三、二〇一三年)。

(6) 和気郡史編纂委員会編『和気郡史通史編中巻Ⅲ』(和気郡史刊行会、二〇〇二年)、同編『和気郡史通史編下巻Ⅰ』(一九八四年)。同編『和気郡史資料編上巻』(同、一九八一年)には、近世後期～明治前期の好本家文書三一点が翻刻されている。

(7) 前掲注(2) 定兼氏著書・論文。

(8) 前掲注(2) 金井氏論文は大庄屋の「官僚的支配」の側面を指摘し、同

(2) 定兼氏著書・論文は、「越大庄屋」(居村を含まない村々の大庄屋に
なること)の事例などから金井氏と同様に官僚的側面を評価するとともに、
大庄屋やその行政の担った「自治」的側面についても重視している。近年
の大庄屋研究では、大庄屋等の中間支配機構の行政的能力やその管轄領域
の「公共」的側面を高く評価する研究が発表されており、その代表的な研
究として熊本藩を対象とした一連の研究(今村直樹『近世の地域行財政と
明治維新』吉川弘文館、二〇二〇年等)がある。筆者は今村氏著書の書
評の中で、岡山藩領の「越大庄屋」については、転勤範囲が同一郡内にと
どまること(前掲注(2)定兼氏著書三三―三三三頁)から、領内を広く
転勤する事例がみられる熊本藩領の惣庄屋と比べて官僚制的な性格が低い
と考えるべきではないかと述べたことがある(東野将伸「書評 今村直樹
『近世の地域行財政と明治維新』」(『岡山地方史研究』一五五、二〇二二年)。
なお、近世の村方に生きる人々にとつて、一・二郡程度の領域は「日常的
な生活圏」(半径二二km程度、倉地克直「近世後期の農民家族」『岡山地方
史研究』七六、一九九四年参照)ともよべるものであり、この範囲内での
転勤は、「越大庄屋」とその活動基盤となる地域との関係を完全に断ち切
ることはないかと考えている。しかし、筆者自身による具体的な検討
は行っていないため、このような見解についても史料に基づく研究によつ
て今後裏付けていく必要がある。

(9) 前掲注(1) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』二七三頁。

(10) 前掲注(6) 『和気郡史通史編中巻Ⅲ』三五六―三五七頁、前掲注(6)
『和気郡史通史編下巻Ⅰ』第五章第一節二。

(11) 岩城卓二「歴史資料としての手紙の可能性」(『歴史学研究』
九二四、二〇一四年)は、幕末期における書状を通じた情報ネットワーク
や伝達経路についての重要な研究であり、本稿における筆者の問題関心は
同氏の研究から学んだ部分が大きい。

(12) 科学研究費補助金(若手研究)、研究代表者・東野将伸、課題番号・
二三K一二二七七、課題名・「幕末〜明治期の地域社会における情報・思
想ネットワーク―「書状」類の分析を中心に―」(二〇二三―二〇二六
年度 (<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-23K12277/>
二〇二四年十月十四日最終閲覧)。

(13) 岡山大学附属図書館編集・発行『岡山大学所蔵 近世庶民史料目録』第
一卷(一九七三年)。

(14) 大森家(近代には大國家)について触れた研究としては、仙田実『和
気の歴史』(和気氏研究会、一九八〇年、初出一九六八年)、前掲注(6)
『和気郡史通史編中巻Ⅲ』等があるが、同家文書の整理作業は現在実施中
であり、筆者もこれに参加している。同家文書の既整理分を用いた研究成
果(『岡山地方史研究』一二七号の特集「大國家文書にみる豪農の生活と
文化」での柳川真由美「大森満體像と史料」、森元純一「大國家と家相」、
倉地克直「大國家の相続と鬮文化」等)も近年多く著されており、筆者
も拙稿「近世後期〜明治初期における大森家の経営と頼母子」(『岡山地
方史研究』一六四、二〇二四年)を公表した。なお、好本家資料C一〇
一―二、一八四、二〇九は尺所村武介(大森家)から清水村和七郎へ宛て
られたものであり、その他万波家、楠原家、佐分利家など、大庄屋・大庄
屋格にあった家(前掲注(6)『和気郡史通史編中巻Ⅲ』、『和気郡史通史編
下巻Ⅰ』参照)の者から好本家へ宛てられた文書が複数確認できる。この
事からは、これらの社会階層における広域的なネットワークの存在をうか
がえる。

(15) 明治三年十二月二十九日『先祖并御奉公之品書上 好本純蔵』(池田家文
庫D三一―二八〇一)。

(16) 前掲注(6) 和気郡史編纂委員会編『和気郡史通史編下巻Ⅰ』第五章第
一節二。

(17) (文化・文政期)「和気郡手鑑」(和気郡史編纂委員会編『和気郡史資料編
下巻』和気郡史刊行会、一九八三年、二〇九―四一七頁)。

(18) (明治初期)六月十五日「好本宛大内村盛太郎書状」(好本家資料C一〇
一―四二)。盛太郎の詳細は不明だが、和気郡大内村の名主や里正であるとみ
られる。

(19) これらを示すものとして、江戸時代に多く執筆された農書・地方書の存
在がある。長島光二「農・書地方書の世界」(村上直編『日本近世史研究
事典』東京堂出版、一九八九年)では、農書・地方書の概要と一九八九年
までの研究動向がまとめられており、筆者も参照した。

(20) (明治初期)「好本安太郎宛直次郎書状」(好本家資料C一〇一―四九)。差

出人の小橋直次郎は、明治五年には香登西村・伊部村西分の副戸長（近世の名主に相当）であり、これらの村が属する和氣郡第一七区戸長は好本安太郎であった（前掲注（6）『和氣郡史通史編下巻Ⅰ』四五頁）。

(21) 本稿で取り上げる明治初期のものとみられる書状には、管轄が藩と県のいずれの時期のものか定かでないものがあるため、この場合に支配権力を指す場合には、「藩ないし県」と記している。

(22) (明治初期) 七月六日「〔好本宛長尾健太郎書状〕」（好本家資料C101-16）。差出人の長尾健太郎は明治五年時点で和氣郡第一七区に属する浦伊部村の副戸長であり、好本安太郎の管下地域の人物である（前掲注（6）『和氣郡史通史編下巻Ⅰ』四五頁）。

(23) (明治三年) 十一月二十九日「〔大里正宛租税権大属書状〕」（好本家資料C101-41）。

(24) (明治初期) 六月十九日「〔好本安太郎宛小橋直次郎書状〕」（好本家資料C101-45）。なお、本稿の掲載史料における傍線・丸数字・傍注はすべて筆者（東野）によるものである。

(25) (明治三年カ) 二月八日「〔廻状〕」（好本家資料C101-29）。

(26) 前掲注（6）『和氣郡史通史編下巻Ⅰ』三六～三七頁。

(27) 近藤萌美『近世日本の礼と国家』（塙書房、二〇二四年）第八・九章では、岡山藩議院やその下院の一つである邑久郡議事院について分析されており、本稿でも参照した。同書第八章では、版籍奉還後の明治二年八月から十二月まで同郡議事院が運営されたことや、その運営・議論の内容・「議者」の特色などが明らかにされている。

(28) ともに慶応三年のものとみられる好本家資料C101-198（十月二日付）、一三三八（十月八日付）では、「尾張様」および軍勢の芸州下向に関して、好本家へ宿所等についての依頼がなされている。これは第一次長州征討の際に征長総督に任じられた前尾張藩主徳川慶勝が、総督府となる広島へ移動する際のものであるとみられる（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典9』吉川弘文館、一九八八年、五九三～五九五頁「長州征討」、井上勲氏執筆）を参照）。

(29) 須田努『悪党』の一九世紀民衆運動の変質と「近代移行期」（青木書店、二〇〇二年）、岩城卓二「畿内の幕末社会」（明治維新史学会編『講座明治

維新2 幕末政治と社会変動』有志舎、二〇一一年）等。

(30) 以下、津山藩改政一揆の概要と経過については、岡山県史編纂委員会編『岡山県史第九巻 近世Ⅳ』（岡山県、一九八九年）第五章第二節四を参照した。

(31) (慶応二年) 十一月二十七日「〔和七郎宛勘四郎書状〕」（好本家資料C101-131）。

(32) 慶応二年には、佐分利勘四郎と好本和七郎とともに和氣郡大庄屋（全五名）を務めている（前掲注（6）『和氣郡史通史編中巻Ⅲ』三五七頁）。

(33) 竹槍や蓑など、百姓の装束で一揆を行うことの意義については、藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』（校倉書房、一九九二年）を参照されたい。

(34) 一揆勢を領主が殺害する動向が幕末期にみられるようになることについては、前掲注（29）須田努『悪党』の一九世紀民衆運動の変質と「近代移行期」を参照されたい。

(35) 片桐池田家および池田長常については、岡山県歴史人物事典編纂委員会編『岡山県歴史人物事典』（山陽新聞社、一九九四年）一四三頁（横山定氏執筆）、池田家文庫諸職交替データベースシステム (<https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/ikedake/shoshiki/ja/>、二〇二四年十月三十一日最終閲覧) を参照した。

(36) 前掲注（30）『岡山県史第九巻 近世Ⅳ』第五章第二節四。

〔付記〕本稿は、二〇二四年十月五日のきろくる岡山ゼミナールでの報告内容に加筆して成稿したものである。史料調査にあたっては、岡山県立記録資料館・岡山大学附属図書館の皆様が大変お世話になった。また、岡山県立記録資料館所蔵好本家資料の目録作成にあたっては、アルバイトとして渡世理彩・内山和有の両名にご助力いただいた。記して皆様に御礼申し上げたい。なお、本稿はJSPS科研費若手研究二三K一二二七七の助成を受けたものである。

（ひがしの まさのぶ 岡山大学学術研究院社会科学文化科学学域）

旧備中松山藩主板倉勝静の旧藩地訪問

―士族反乱・士族救済との関係に注目して―

上村和史

はじめに

本稿は、旧備中松山藩主板倉勝静^{かつきよ}の戊辰戦争後初となる旧藩地訪問がどのように実現したかを検討することを通して、明治零年代における旧藩主の行動と、幕末維新期の藩政や当時の政情との関係を明らかにすることを目的とするものである。

近年、かつての藩主(家)が近代に果たした歴史的役割に注目した研究が盛んになされている。例えば、内山一幸氏は、旧柳川藩主立花家が、旧領地に農事試験場を建設した背景に、当主が国家への貢献に使命感を持っていたことを指摘した¹⁾。また宮間純一氏は、国家が未成熟であったため、中学校の設置や青年の就学支援といった本来行政が行うべき役割を旧藩社会が担ったと述べた²⁾。このように旧藩主やそれをとりまく人々の動きが地域に与えた影響が徐々に明らかになり、旧藩主は近代社会の形成過程を考える上で、無視できない要素となりつつある。

しかしながらこれまでの研究では、明治零年代への関心は低く、廃藩間もない当該期において、それまでの藩の内実や、士族反乱が頻発するよう不安定な政情が旧藩主の行動にどのように影響したかは十分明らかにできていない。そのような中で今村直樹氏は、明治七年(一八七四)の佐賀の乱や明治九年の神風連の乱といった士族反乱の展開に、旧藩主家と旧藩士族との関係や、幕末維新期の藩内の派閥対立に起因する士族間の党派対立が影響していることを明らかにした³⁾。今後は、今村氏のように廃藩

までの藩の内実に目配りしつつ、明治初年の政治史と関連づけながら旧藩主の動きを考える必要がある。

本稿で検討するのは旧備中松山藩主板倉勝静の事例である。江戸幕府老中も務めた板倉勝静は、幕府方として参加した戊辰戦争で新政府方に敗れ、敗者として明治時代を生きることになる。このことは、勝利した明治政府から禁錮に処された勝静のみならず、旧藩士にも大きな影響を与えたと考えられる。明治五年の処分解除直後から、勝静は旧藩地である高梁への訪問を希望するが、それが実現するのは明治八年のことだった。

以上をふまえて本稿では、旧備中松山藩主板倉勝静の戊辰戦争後初となる旧藩地訪問がなぜ明治八年まで実現しなかったかというところを、戊辰戦争の敗者という面を意識しつつ、士族反乱や士族救済と関連づけながら検討する。

一 勝静の謹慎処分とその解除

幕末の備中松山藩主で江戸幕府老中も務めた板倉勝静⁴⁾は、白河藩主松平家に生まれたが、天保十三年(一八四二)に備中松山藩主板倉勝職の養子となり、嘉永二年(一八四九)、勝職の致仕により家督を相続すると、儒者の山田方谷を元締役兼吟味役に抜擢して藩政改革を実施し、藩財政を立て直す。また江戸幕府老中にも任じられ、將軍徳川家茂や徳川慶喜を補佐した。

慶応四年（一八六八）一月、幕府方が鳥羽伏見の戦いに敗れると、勝静は徳川慶喜に従って江戸に帰り、隠居して家督を子の勝全に譲る。同年二月、勝静・勝全父子は在府の家臣八〇余名とともに日光に立ち退き、日光に進軍した新政府方に恭順の意を表して、宇都宮城に護送される。しかし、幕府方の大鳥圭介の攻撃を受けて宇都宮城が落城すると、勝静父子は日光へ脱出し会津へ入るが、勝静と勝全は離れ離れになってしまう。

奥羽越前藩同盟に加わった勝静は奥羽を流転し、さらには榎本武揚の船艦で箱館に向かう。勝静が箱館にいたことを知った家臣たちは勝静の救出に腐心し、明治二年（一八六九）五月に勝静を箱館から東京に脱出させることに成功する。勝静は菩提寺の駒込吉祥寺に入って謹慎し、自訴状を宇都宮藩経由で新政府へ提出すると、同年八月、備中松山藩主板倉家の分家が藩主を務める安中藩への永預（終身禁固）の刑に処される。

明治五年一月には永預を免じられ、処分が解除される。その直後にかつて側近として自らを支えた旧備中松山藩士の山田方谷に戊辰戦争後初めて書状を差し出した。

【史料1】（明治五年）二月十三日付「山田方谷宛板倉勝静書状」

一書申述候、追々春暖相催候処、弥御安榮欣喜無量存候、今般拙老儀も蒙御救免誠に以難有仕合存候、是迄段々御心配被下、殊に辰年事件の砌は一方ならず御苦心御配慮の程千万々、深御察申候、先々御安心被下候、扱拙老当家引移以来厚御教諭、在職中も家政向厚御尽力被下候段は、誠に不知所謝恩顧の程終身不致忘却候、何卒一度は高梁表へ立歸りに相越、旧情を相話申度候へ共、当時県の引渡等にて混雑にも可有之、篤と時節を考可相越と存候、軽率にも難相成存居候、此節幽閑の地を撰、転宅可致と存居候、段々探索も致、先つ可成の場所を得申候、不日引移可申と存候、夫故日々俗事に取紛居候、任幸便何ぞ御贈申度と存候へ共、可然考も無之、此品不珍候へ共、是を以寒暖を計御撰養專一に存候故、聊肴料相添御贈り申候、御笑捨被下候は、本懐

に存候、種々申述度儀も有之候へ共、今便は省筆致候、従是は幸便の節は可及文通候、先は時季御見舞今般の御吹聴迄、匆匆如此候、不悉、

二月十三日

松叟

方谷先生

再白、随時折角御自重專一に存候、拙老依旧頑健に候間、必御放念可有之候也、

勝静は方谷に対してまず、備中松山藩主板倉家に養子に入ってから世話になったことへの謝意を伝える。ここからは、襲封前から中国の歴史書である『資治通鑑綱目』の進講を受け、あるべき君主像を教わったことに始まり、約二〇年もの長きにわたって世話になったことへの特別な感情がうかがえる。

勝静は戊辰戦争の敗者として謹慎処分を受けたことによりその後も旧藩士と対面することが叶わなかった。方谷のように世話になった旧藩士に直接謝意を伝えるために旧藩地である高梁へ戻りたいと、自らの処分解除直後から旧藩地訪問の意思を示していることが注目される。ただし、今は（深津）県への引き渡して混み合っているの時期なので、やめておいた方がよいだろうとも述べている。

明治四年七月の廃藩置県直後の三府三〇二県は、同年十月以降の統廃合によって三府七二県となり、新たな府県長官の人選が進んだ。旧備中松山藩領は廃藩直後に高梁県となったが、同年十一月に備中国一円及び備後国の六郡を統合した深津県に編入され、深津県の長官には矢野光儀が任命された。今は県への引き渡して混み合っているという勝静の言葉は、新県成立後のあわただしい状況を指したものである。実際、深津県と同時期に成立した小倉県の長官に就任した伊藤武重は、「入湯之暇」もなく新県政に

着手し、正月休暇を利用して新県官の「懇知」をはかるとともに、県内の統治改革を実施していることを、明治五年一月に大隈重信に知らせている。このことから、当時の慌ただしさを推察することができる。したがって、勝静は世話になった旧藩士と旧情を温めることを目的として高梁を訪問する意思を有したが、この時期に地元を負担をかけることを避けるためにそれを見送ったと考えることができる。

方谷は勝静の赦免を喜ぶとともに、戊辰戦争以来久しぶりのやり取りが実現したことに感激し、次のように返信した。

【史料2】（明治五年）六月一日付「板倉勝静宛山田方谷書状写」⁷⁾

御直書被下置拝首薫手奉捧読候、時下向暑之処、先以尊体益御機嫌好被遊御座、恐悦至極奉賀候、誠ニ春來者被為蒙朝命被遊御安心候御由窃ニ奉拝承、御旧臣一同老朽ニ至迄天日開晴難有儀ニ奉存候、因而今般ハ不存寄御書頂戴ニ至五ヶ年来ニ而復旧之時ニ逢、実ニ奉拝尊顔心地仕、老耄之本懐相違、明日地ニ入候共遺憾無御座、其上縷々御懇之御意被仰下何与御請可申上様も覚不申、只感泣罷在候已ニ御座候、且又不存寄御恩賜寒暖計御看迄御添被下置、寵光之至、難有頂戴仕、御意之通気候相計り撰養可仕と存罷在候、扱又御時節被遊見合此地江可被遊御賀臨思召被仰下、左ニ被為在候時者老朽之身も拝謁之期可有之と奉存候得者、俄ニ性命も重候心生候儀御座候、老朽近状定而少々者達御聴可申、今以寄寓之地ニ淹留罷在、諸生共少々教授仕居候得共、最早之精力も無御座、不遠内皆散遣仕、百時省齋養老一方与仕候心得ニ可罷御座候、乍恐御憐察被遊被下候様、奉仰願候、今般崇一事又上京仕候由ニ付、托之奉捧一書候、誠惶恐惶再拜白、

六月朔

山田方谷

上

政府からの（赦免の）命令を旧藩士一同ありがたく思い、そしてこの度は書状をいただき感激のあまり涙するばかりだ、高梁訪問が実現すれば私にも拝謁する機会があるだろうと考えており、にわかに「性命」を重んじる気持ちになったと、勝静の赦免と高梁訪問を好意的に捉えている。

このような反応を受けて、勝静は同年八月に方谷へ書状を差し出し、「高梁表へ一度は可相越存居候事にて、今度極密周平へ内意申含置候間、定て可及御相談と存候、御勘考可被下候」と、高梁訪問実現に向けて、旧備中松山藩士で廃藩後も家令として板倉家の事務を担当していた堀周平を東京に呼び寄せて極秘に内心を伝えたので、高梁帰着後に相談があった際には検討するよう依頼している。⁸⁾

なお、通常旧藩主家では当主がトップダウンですべての物事を決めていくわけではなく、日常的な業務に関する問題は家令・家扶・家従といった家職が意思決定に加わり、家督相続や結婚といったより大きな問題はかつての重臣や特定の旧藩士層が関与するというように問題の性質によって意思決定のあり方が異なっていたことを内山一幸氏が指摘している。⁹⁾

板倉家の場合、明治期に高梁で家政を担っていたのは、旧藩士の堀周平や神戸秋山で、東京にいる同じく旧藩士の三島中洲（一時新治裁判所長を務める）や川田壘江とも連絡を取り合っていたようである。先述の内山氏の指摘を踏まえると、高梁訪問が日常的な業務のレベルを超えているために、家政担当者に加えて高梁や東京にいたかつての側近も意思決定に関わっていたと考えられる。

以上本章では、勝静が謹慎処分解除直後から高梁訪問実現に向けて具体的な方策を練っていたことを確認した。それでもすぐには実現しなかった背景については、章を改めて検討する。

一 佐賀の乱と吉岡銅山の譲渡金

明治五年（一八七二）に謹慎処分が解けた直後から勝静が希望していた旧藩地訪問が、明治八年まで実現しなかったことには、当時発生していた士族反乱と、困窮する者も少なくなかった旧備中松山藩士の救済が関係していた。

【史料3】（明治七年）二月十九日付「神戸秋山・堀周平宛板倉勝静書状」¹⁰

本月九日附之書状、同十六日相達致承知候、今般銅山譲渡ニ付而者、夫是御心配御尽力与万々相察申候、扱譲渡金与是迄之益金ヲ合一万円ヲ以資本とし、永世家之ため利益産出之商法可設と之儀、至極尤之事二候、就而者兼而内意申入置候事故、即今拙老其地へ可相越哉、又ハ御両所出京か両条之内可及答と之儀、早速拙老可相越とも存候得共、一同申談候処此節佐賀県動揺不穩柄故、暫く見合候方可然との評議、其儀も尤と存候故、御苦勞なから御両所出京之方ニ致度候、山田氏とも厚御談判商法之方法此度評議之上、早々御出府相待申候、実ニ此処ニ而永久之商法相立候様希望之事二候、何分御尽力之程深依頼いたし候、此段以郵便早々及答書候也、

二月十九日認

再白、兼而鰥寡孤独其外非常之災害二遇、生活之道も絶候もの共ハ救せ度存念故、右等之仕法も御熟考有之度候、書余縷々面話ニ譲り草々申残候、山田氏へも万々宜敷伝意相托申候也、

秋山殿

松叟

周平殿

勝静は「銅山」の「譲渡金」と「是迄之益金」を合わせた一万円を元手にした運用について同意している。

「銅山」とは、大同二年（八〇七）創業との伝承を有する吉岡銅山のことを指す。江戸時代中期には、泉屋（住友家）が経営に参画して国内屈指の産銅量を誇るほどに発展し、幕末からは備中松山藩に管理され廃藩後は旧備中松山藩主板倉家の資産となっていたが、明治六年（一八七三）には岩崎弥太郎が設立した三菱商會に売却される。¹¹

江戸時代に藩が経営していた金属鉱山については、明治以降も経営を維持した旧薩摩藩主島津家の事例が寺尾美保氏によって紹介されている。鉱山経営の維持継続は、家の破綻を誘発しかねない危うさも兼ね備えたものであったが、島津家は経営を継続した。その理由として、家政の意思決定に小さからざる影響を持つ島津久光が廢山に反対していたこと、すでに政府の支援を受けながら近代化に着手していた島津家がそれを中断することが不名誉と考えられたことが指摘されている。¹²

島津家とは反対に板倉家が吉岡銅山を手放したのは、経営を維持し続けることのリスクを避けたため、そして何よりも士族救済を実施するためのまとまった資金となる譲渡金が必要だったためだと考えられる。

また、「是迄之益金」とは、明治六年に設置された高梁商法会所による運用益と考えられる。高梁商法会所とは、困窮する旧藩士救済のための機関で、板倉家の財産を順次売却して資金を捻出し、士族に授産資金として貸し付け、また子弟の奨学金や生計費として分配した。同所の運営は、堀周平や神戸秋山らが行い東京の板倉家と高梁との連絡を三島中洲や川田甕江らが担当していた。¹³

「兼而内意申入置候事故、即今拙老其地へ可相越哉、又ハ御両所出京か両条之内可及答」や「兼而鰥寡孤独其外非常之災害二遇、生活之道も絶候もの共ハ救せ度存念」という箇所からは、勝静が以前から士族救済に積極的に関与しようとしていたことがうかがえ、その意図を汲んだ堀や神戸は

資金の具体的な使い道を勝静と直接相談するために、勝静の高梁訪問か堀や神戸の上京かという提案をしたことがわかる。この提案に対して勝静は、「早速拙老可相越とも存候得共、一同申談候処此節佐賀県動揺不穩柄故、暫く見合候方可然との評議、其儀も尤と存候」と、相談した結果、佐賀の乱が発生しているさなかであるからという周囲の意見に同意して、後者を選ぶ。つまり、佐賀の乱の発生が、勝静が高梁を訪問して士族救済のための資金運用の方法を定めることを阻んでいる。

明治七年二月に発生した佐賀の乱は、その直前まで明治政府の中枢にいた江藤新平を中心とした旧佐賀藩士による士族反乱である。このころ政府が派遣した密偵は、全国各地に佐賀の乱に呼応した動きが波及する恐れがあることを政府に報告している。実際には他県への波及は未然に阻止されたが、最大規模の士族反乱である西南戦争以上に政府が直面した危機は深刻だったとされる。¹⁴⁾

しかしながら、この時期東京にいた旧藩主の旧藩地への一時帰郷が少なからず確認されている。例えば旧鳥取藩主の池田輝知は明治七年三月に帰郷して旧藩士と面会し、佐賀の乱で彼らが動揺したのを憂いて告諭を出しているが、帰郷の理由は祖先祭事や墓参り取り繕って届け出ている。その他にも同時期に一時帰郷している旧仙台藩主伊達慶邦（明治七年二月～四月）や旧丸亀藩主京極高德（同前）は、表向きの理由をそれぞれ、母への面会と墓参り、養祖父見舞いとしている。これらの例外は島津久光で、久光は佐賀の乱によって動揺している旧藩領の人心を誨諭するために帰郷すると願って認められている。これは、久光の帰郷の理由を説明しておかないと旧薩摩藩士の誤解を生む恐れがあったため、あらかじめ広く周知するためのものであったとされている。¹⁵⁾

勝静と同じく戊辰戦争の敗者である伊達慶邦が旧藩地を訪問していることは注目されるが、勝静は、もし今自分が高梁に向かえば、不穏な動きをしていると政府に疑念を抱かれるだけではなく、佐賀のように旧藩士が沸騰する可能性があることを恐れたのか、より慎重な判断を下した。旧藩士

に面会して説諭した旧藩主がいる一方で、勝静があえてこの時期の訪問を避けたのは、長年旧藩地を不在にしていたこともあって旧藩士を統制しえなかつたことを示す。

なお「山田氏とも厚御談判商法之方法此度評議之上、早々御出府相待申候」という勝静の指示によって、相談を受けた方谷は、「御内意御座候馬之御事も御伺二候処、先般分佐賀動揺二付、御見合被遊候と之仰之次第、御尤之至ニ奉存候」と、勝静の高梁訪問見合わせに同意することを堀周平に伝えている。

同年三月に政府軍によって佐賀の乱が鎮圧されると、次は吉岡銅山讓渡金の使途確定が急務となるが、三菱商会とのやり取りは必ずしも想定どおりに進まなかつたようである。方谷が堀周平に「御両所之御内御上京被仰下候処、銅山本引渡も不相済二付、今暫く御延引御断被仰上度旨、神戸氏も被申越、是亦尤之事二候」と伝えていることから、吉岡銅山の「本引渡」が済んでおらず、三菱とのやり取りを優先するため上京を延期したいと神戸秋山が考えていること、神戸の考えに方谷が同意していることがわかる。明治六年十二月に三菱と「吉岡銅山讓受証文」を取り交わしていたが、まだ讓渡は完了しておらず、さらに三菱とやり取りをする必要があった。その影響もあり、資金運用方法の決定は高梁の旧藩士にゆだねられることになる。

【史料4】（明治七年）五月二十九日付「堀周平宛山田方谷書状」¹⁶⁾

郵便ヲ以御書面被下拜見仕候、輕暑之節と相成候処、先以益御安健ニ相成御座、珍重之御儀奉賀候、老拙無別条留在仕候、乍憚り省念可被下候、然者新治三島生分神戸へ来状有之、兼而御沙汰之御出高之一条申越、神戸分右書状書拔相廻候二付、今便差越被下、拜披委細承知仕候、銅山代金之始末此方にて相談取極之上、被仰上、其上にて御出高之思召候処、御兩人共御尤ニ御考二付、拙老之考御尋被下、愚考いたし候処、至極御尤之御事ニ奉存、異存無之候間、何卒御相談を遂候間

御出京被成候御積りニ御請被仰上度奉存候、然ル時ハ三島申越候通、御出高ハ秋冷之上九・十月ニも被為及候様ニ相成可申と恐察仕候、三菱社之方も今以訳立不申候由、乍去それ迄ニハ何れとも極り可申二付、以可然事ニ奉存候、神戸へも其段御答宜敷御取計被下度奉希候、先者右御答已可申上、如此御座候、早々拜頭、

五月廿九日 山田方谷

堀周平様

尚々神戸来状返上仕り入手可有候、扱中間町又々去ル五日出火家数多分之事ニ候由承り驚人候儀ニ御座候、右ニ付而ハ御家分御見舞御救被下候儀、御取計候由、難有可奉存候と被察候、此節柄難渋之段ハ気毒難堪事ニ御座候、此上無事相折候已ニ御座候、已上

「銅山代金之始末此方にて相談取極之上、被仰上、其上にて御出高之思召」、すなわち、吉岡銅山を三菱商會に売却して得た資金の運用方法について、高梁で相談・決定し、その報告がなされてから高梁を訪問するという「思召」の主語は、敬意の表し方から勝静と考えるのが自然であろう。

また、「新治三島生分神戸へ来状有之、兼而御沙汰之御出高之一条申越、神戸分右書状書抜相廻候二付、今便差越被下、拜披委細承知仕候」という部分からは、第一章で言及した意思決定のあり方を踏まえると、勝静の「思召」を三島中洲が神戸秋山に伝え、神戸は三島の書状の書抜きを回覧し、それが堀周平を経由し、方谷の目に触れ、堀や神戸（「御兩人」と同様）に方谷も妥当と考えていることがわかる。

さらに、「何卒御相談を遂候而御出京被成候御積りニ御請被仰上度奉存候」という箇所は若干意味を取りづらいが、（吉岡銅山の売却金の運用方

法を高梁で）相談したうえで（神戸や堀が）上京することを（方谷が）了承した旨を（勝静に）お申し上げたいただきたく存じます、と解釈することができる。

この書状からは、勝静が自らの高梁訪問よりも、士族救済のための資金運用方法の決定を優先することを明確にしていることがわかる。これは、「三菱社之方も今以訳立不申」と方谷が表現しているような三菱とのやり取りが完了していない現状において、堀や神戸が高梁・東京間を行き来して調整するよりも、高梁での決定を東京に報告する方がより速やかに士族救済方法を決定できると判断し、決定がなされてから旧藩地を訪問しようと考えたからだろう。

なお、勝静が（明治七年）九月二十八日付の堀周平宛書状²⁰で、「来年旧曆之月中旬頃ニ当地出立ニ而可被越」と述べていることから、このころには、明治八年三月（旧曆二月）という実際に出立する日程が固まりつつあったことがわかるが、三菱とのやり取りが完了して士族救済のための資金運用方法も確定していたものと推察される。

三 高梁訪問の実現

明治八年（一八七五）の春に勝静の高梁訪問がついに実現する。三月十六日に東京を出発し四月一日に高梁に到着した勝静は、祖廟を拝し、旧藩士を引見して旧誼を述べた。旧藩士は勝静を対岸の蓮華寺臥牛亭に案内し、酒食でもてなした。こうした行事を終え、五月二十一日に高梁を出発し五月二十九日に東京に帰着した。²¹ 帰着後、勝静は次のような書状を方谷に差し出した。

【史料5】（明治八年）七月九日付「山田方谷宛板倉勝静書状」²²

任幸便蕪書申述候、追々暑氣相増候処、弥御壮栄欣慶無量存候、扱当春は御面話実に慰久活思仰の意、大慶の至に候、尊堂えも緩々逗留万

事厚御配意、御懇篤の御取扱誠に以不堪万謝候、至て御壮健にて第一の安心大慶に候、尚厚御撰養偏に相祈候、一兩年の内には必再会と從今相樂居候、帰府後早速可及御文通処、近親の内に病人有之、其内に茶製も始り又畠の世話もあり、無人にて自身草取にも出候次第甚多忙、昨今漸茶の二番芽迄摘取候、当年は生葉百六十貫六百匁、此製茶三拾六貫七百八拾匁に相成、当節矮屋中茶壺を並へ、御高作を床に掛け相樂居候次第、御一笑可被成候、先は当春の御挨拶時季御見廻旁匆匆如此に候、書余縷々後鴻と申残候、不備、

七月九日認置

再白、呉々も隨時折角御自愛可被成候、御賢息御内政えも宜敷御伝言御托申候、仲町初俣も無異御放念可被下候也

松叟

方谷先生

この書状では、高梁訪問中の配慮や心のこもった対応への謝意を伝えている。同日付の堀周平宛の書状で「万端厚御尽力ニ而諸事無残処、都合宜敷大慶之至二候」と礼を述べていることも勘案すると、慎重に検討を重ね、佐賀の乱が発生している時期を避けたり、先に士族救済の手立てを打ったりしたような配慮をしたうえで実施した今回の訪問は滞りなく終わり、勝静にとって満足いくものだったと思われる。

おわりに

以上本稿では、明治零年代における旧藩主の行動と、幕末維新期の経験や当時の政情との関係を、旧備中松山藩主板倉勝静の戊辰戦争後初となる旧藩地訪問を事例に検討した。

勝静は参加した戊辰戦争に敗れたため、戦後すぐには旧藩地には戻れず関東で謹慎することとなった。謹慎生活を送っていたがゆえに、廃藩の際にも旧藩士と直接対面することはできず、これまでの関係に一区切りをつけることができなかつた。それゆえ、謹慎解除直後から旧藩地を訪問して、旧藩士との面会を希望したと考えられる。

しかし訪問実現に向けては、当時発生していた士族反乱の状況が影響した。これまでの研究で注目されてきたのは、佐賀の乱の際に旧藩地を訪問した旧藩主の事例であつた。今回扱った板倉勝静の事例からは、旧藩地を訪問しなかつた旧藩主も当時の不安定な状況を睨みながら対応を検討していたことがわかる。そこには長期間旧藩地を離れていたという、当人の置かれた状況も影響していた。

当初勝静は、これまで世話になつた旧藩士に会うことを目的に旧藩地を訪問しようとしたが、久しぶりにかつての家臣との連絡が実現し、旧藩地の様子を知つたことが影響してか彼らに対する手立ての必要性を認識し、訪問の下準備として、士族救済の方策を定めることを優先するようになったと考えられる。

吉岡銅山はそのような動きの中で売却され、その譲渡金が士族救済のために活用された。また板倉家から三菱商会への譲渡後、吉岡銅山は欧米の最新の機械や技術を導入した近代的な銅山経営が展開され、地域の基幹産業として重要な役割を担い、地域の近代化を推進したと評価されている。

地域の近代化は、旧藩主(家)が、国家に貢献しようという使命感を持つたり、行政の代わりに必要とされたからだけではなく、旧藩士との関係にけじめをつけようとする動きのなかでも進んでいった。

〈注〉

(1) 内山一幸『明治期の旧藩主家と社会―華士族と地方の近代化―』吉川弘文館、二〇一五年、第一部第四章。

- (2) 宮間純一「生存のための〈歴史〉―旧藩社会の記憶から考える―」『歴史学研究』一〇四二、二〇二三年。
- (3) 今村直樹「明治零年代の士族反乱と旧藩士族―佐賀の乱・神風連の乱における旧熊本藩を中心に―」『日本史研究』七三一、二〇二三年。
- (4) 以下の板倉勝静の動向は、岡山県歴史人物事典編纂委員会編『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年、九十八頁、朝森要『幕末の閣老板倉勝静』福武書店、一九七五年、『岡山県史』近世Ⅳ、一九八九年、二九一―三三三頁。
- (5) 山田準編『山田方谷全集』山田方谷全集刊行会、一九五一年、第三冊、一六六―一八頁。なお本稿において、引用史料は読みやすいよう、適宜句点を補い、必要に応じて旧字を新字に置き換えた。また傍線は上村によるものである。
- (6) 松尾正人『廃藩置県の研究』吉川弘文館、二〇〇一年。
- (7) 個人蔵山田家資料。
- (8) (明治五年) 八月二十一日付「山田方谷宛板倉勝静書状」(前掲『山田方谷全集』第三冊、二二三八頁)。
- (9) 前掲内山一幸『明治期の旧藩主家と社会』第一部。
- (10) 個人蔵山田家資料。
- (11) 『成羽町史』通史編、一九九六年、二八三―三二三頁。
- (12) 寺尾美保「大名華族の旧領地における鉾山経営―明治前中期の島津家を事例として―」『明治維新史研究』二十、二〇二三年、三十八頁。
- (13) 創立五十周年記念誌編纂委員会編『中国銀行五十年史』株式会社中国銀行、一九八三年。
- (14) 落合弘樹『西南戦争と西郷隆盛』吉川弘文館、二〇一三年、一一九頁。
- (15) 内山一幸「旧誼と朝臣―明治零年代における天皇・華族・士族―」『日本史研究』六五五、二〇一七年、一二四―一二七頁。
- (16) 国立国会図書館憲政資料室所蔵寺内正毅関係文書四三二(明治七年)三月六日付「堀周平宛山田方谷書状」。

- (17) 前掲注16。
- (18) 前掲『成羽町史』通史編、四六五―四六六頁。
- (19) 高梁市歴史美術館寄託堀家文書。
- (20) 個人蔵山田家資料。
- (21) 朝森要『備中聖人山田方谷』山陽新聞社、一九九五年、二五九頁、三島毅・川田剛編『板倉宗家歴世年譜』一九一三年。
- (22) 前掲『山田方谷全集』第三冊、二二三九―二四〇頁。
- (23) 個人蔵山田家資料。
- (24) 本文中で言及したもの以外には、高木翔太「西南戦争における山内家の動向」『高知県立高知城歴史博物館研究紀要』二、二〇二〇年など。
- (25) 田村啓介「高梁市の歴史と文化―文化財の視点から―」『岡山の自然と文化』四十一、二〇二二年。

〔付記〕本稿は、令和五年九月二日に岡山県立記録資料館で開催された、さろくる岡山ゼミナールにおける講演「備中を治めた江戸時代の大名」の内容の一部を再構成したものです。お越しいただき、ご意見をいただきましたみなさまにお礼申し上げます。

(うえむら かずふみ 高梁市教育委員会)

岡山県立記録資料館における歴史公文書の収集・保存の状況

杉山 一雄

はじめに

岡山県立記録資料館では平成十七年（二〇〇五）の開館前から岡山県庁とその出先機関、教育委員会及び県立学校などの機関が作成した公文書等を収集・保存し、開館後整理を終えたものから順に利用提供している。岡山県が令和六年（二〇二四）度末から導入する文書管理システムによって、数年後には紙と共に電子文書の引き継ぎを受けることになっている。

そこで本稿では、今後の収集・保存の参考とするため、これまでの公文書等の収集・保存の状況を確認したい。

一 収集の経過と概要

岡山県では昭和五十三年（一九七八）の岡山県史編纂事業の開始を契機に、五十六年から総務部岡山県史編纂室が県庁知事部局各課室（以下「本庁」という。）において公文書収集を始め、その後、統廃合される県立学校や地方振興局（現在の県民局）に収集対象を広げていった。平成十七年の当館開館にあわせて、それまでに既に施行されていた岡山県庁文書規程、岡山県教育委員会文書規程及び岡山県企業局文書取扱規程に「記録資料の引継ぎ」の条項が追加されたこと¹⁾によって、教育委員会や企業局などでも継続的に収集作業を行うこととなった。

図1に昭和五十六～令和五年度末までの収集状況の推移を示した。グラ

フに示した数値は、当館システムに登録してある主に紙の公文書の点数であり、写真や図面、行政刊行物（行政資料）などは含まれていない。

収集を始めた昭和五十六年度には約一八〇点を収集し、これ以降毎年四〇〇点前後の収集・保存を行った。ただし、五十七年度は本庁のオフィスクリーンによって、また五十九年度には県内に九局あった地方振興局のうち七局で収集したこと²⁾で一時的に大幅に収集点数が増加している。平成二年（一九九〇）度からは、地方振興局の継続的な収集が加わったことで一五〇〇点を超える収集点数となった。

平成四年三月には総務部総務学事課が「歴史的・学術的・行政的価値ある公文書等の収集選別基準」³⁾（以下「収集選別基準」という。）を制定し、現在もこの基準に則って体系的な選別・収集・保存に努めている。十二～十五年（二〇〇〇～二〇〇三）度の収集点数が突出しているのは、出先事務所の閉所や県立学校の統廃合に伴う収集によるものである。また、開館後の十八～二十一年度は県立学校の統廃合による学校資料の収集が続いたため、収集点数が多くなっているが、二十二年度からは本庁の定例廃棄文書を中心に収集したため少なくなっている。

令和元年（二〇一九）度からは県庁舎耐震化工事に先立つ文書保管場所の整理と三年度の永年保存の廃止により、常用文書及び永年保存文書の保存年限の見直しが行われたため、主に本庁での収集点数が増加した。また、教育委員会各課室（以下「教育庁」という。）及び県立学校での収集・保存を行ったことで収集機関が増加したことも影響している。一方で、

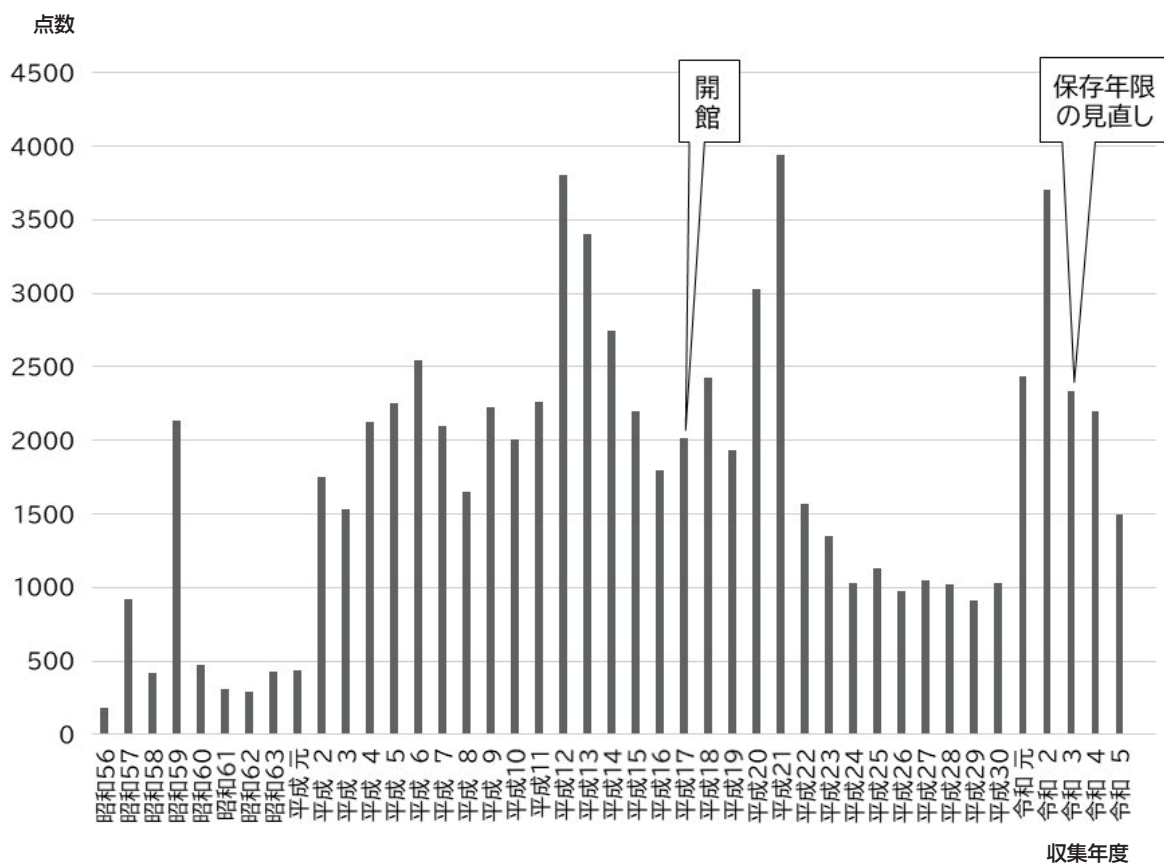


図1 記録資料館開館前後の収集状況

ファイルの再利用が定着したことにより、文書をファイルからはずして廃棄する機関が増加した。このため文書のまとまりが不明瞭となり、廃棄現場で選別作業をする際に原物資料を確認できなくなったため、それまで収集できていた資料が収集困難な状況となった。

二 収集状況の概要

(1) 知事部局(本庁)の収集状況

図2に本庁での収集状況を示した。本庁資料については、文書管理担当の総務学事課から記録資料館に送付される廃棄文書一覧表上で選別作業を行い、文書作成部署に引き継ぎを依頼する。依頼後に常用文書として保存期間が延長されるものを除いて、県庁舎地下書庫に保管された引き継ぎ希望文書の内容を確認した上で収集する。このため、書庫保管文書については毎年確実に収集できている。一方で、部内倉庫や執務室で保管していた古い常用文書は、一覧表に記載のないものもあり、これらについては廃棄当日に原物を確認して収集するか、担当部署から直接引き継ぎ依頼を受けて選別・収集することになる。

平成十七年度は開館準備のため、一覧表上での選別・収集のみとなった。十八〜二十二年度については、地下書庫と全部署の倉庫・執務室保管の常用文書を選別対象としたため収集点数が多いが、二十三〜三十三年度は常用文書については部を限定して選別を行ったために少なくなった。

令和元年度からは、県庁舎耐震工事により各部の倉庫等で保管していた常用文書の移動と保存年限の「永年」の廃止に伴う地下書庫保管文書の保存年限の見直しがあった。選別した常用文書に加えて、廃棄対象となった永年保存文書を基本的に引き継いだために収集点数が増大した。この頃から、常用文書がファイルからはずされて廃棄されることが多くなり、前述の問題が生じたため、廃棄文書一覧表のみを主体とした選別・収集を行う

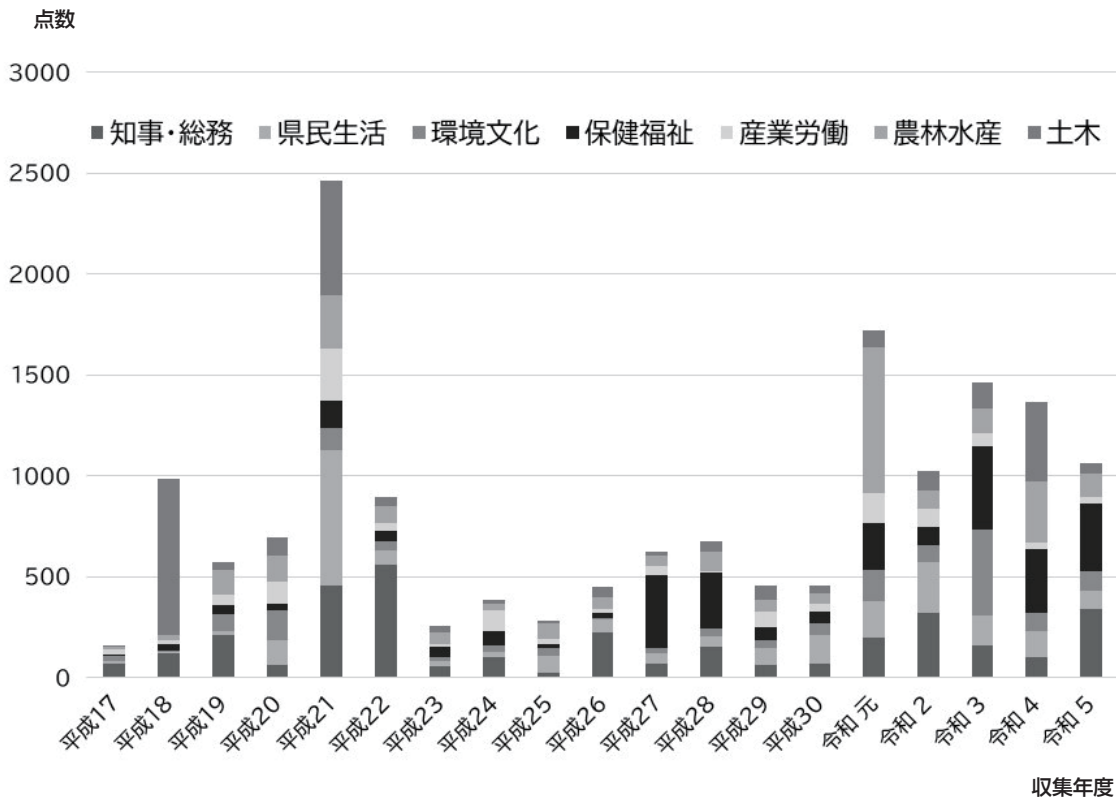


図2 知事部局（本庁）の収集状況 [年度別推移]

ようになった。

【図3】に部別の収集状況を示した。平成十七～二十三年度の収集点数の合計でみると知事直轄・総務部が県の重要計画・施策に関わる文書が多いことから収集点数も多くなっている。次に保健福祉部、土木部、農林水産部、県民生活部、環境文化部、産業労働部の順になるが、これは廃棄文書一覧表に記載された件数に比例した収集点数になっている。

令和元年（二〇一九）からの五年間だけ見ると、保健福祉部、農林水産部、知事直轄・総務部、環境文化部、県民生活部、土木部、産業労働部の順に収集点数が多い。これは永年保存文書の保存年限の見直しにおいて廃棄対象となった点数とほぼ比例している。

（2）知事部局出先機関・諸局・委員会の収集状況

【図4】に知事部局の出先機関、諸局と各種委員会の収集状況を示した。

出先機関に含めた県民局は、九カ所あった地方振興局が平成十七年に三県民局に再編されたが、その中に置かれた六支局も含めて引き続き九機関で収集を行った。グラフに示した収集点数のほとんどはこの県民局・支局での収集だが、その他の出先機関でも継続的に収集している。諸局は開館前から継続して収集している議会事務局と、十九年度に引継協議を行った監査事務局からすべての県関係機関・施設の監査資料を収集している。委員会については個別に保存協議を行い、人事委員会と労働委員会から断続的に収集している。企業局については、局内で重要な資料の保存・管理が行われているので少数の収集にとどまっている。

ここで示した機関は、本庁とは異なり、基本的には廃棄現場で原物資料を確認しながら選別・収集作業を行っている。特に県民局については、令和元～三年度に一時的に昭和期の資料を含めて多数収集したため収集状況に変化がないように見える。しかし、前述のとおり令和期以降ファイルからはずして廃棄する部署が増加したため、実際は現地での選別・収集作業が困難になり、収集点数は急激に減少している。

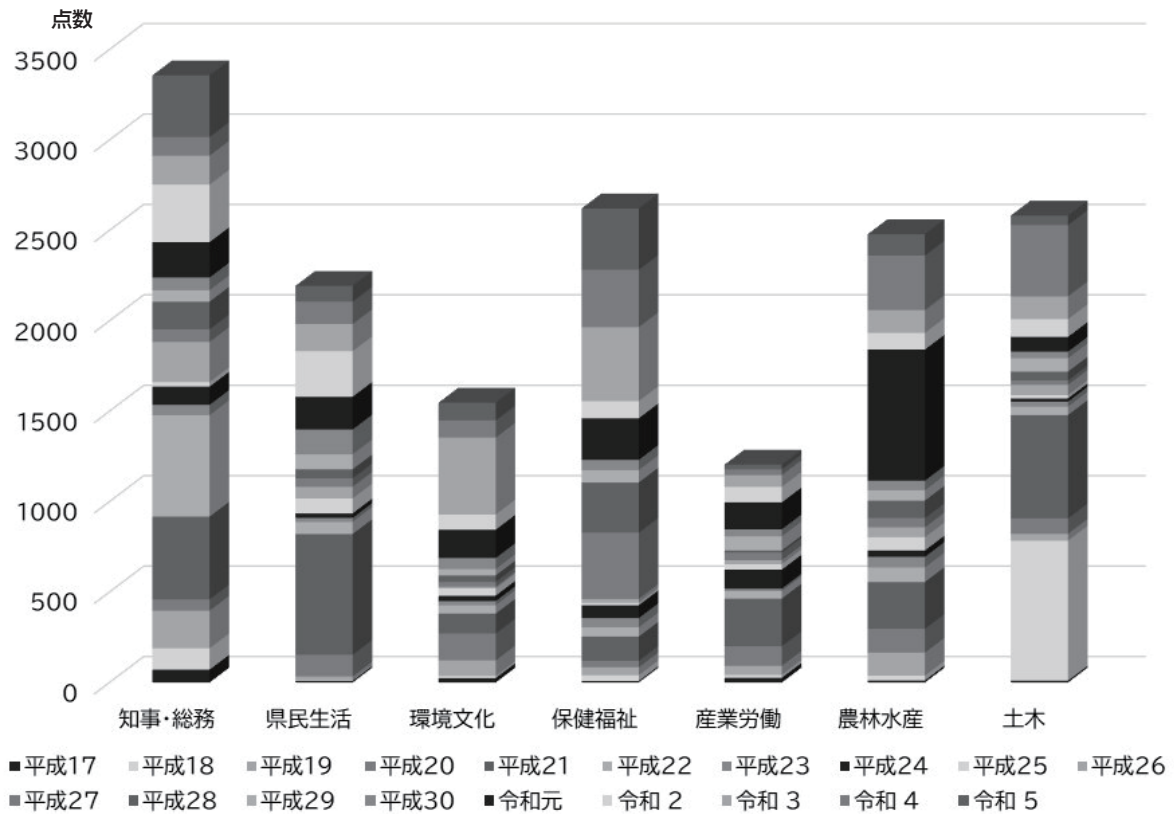


図3 知事部局（本庁）の収集状況【部別の推移】

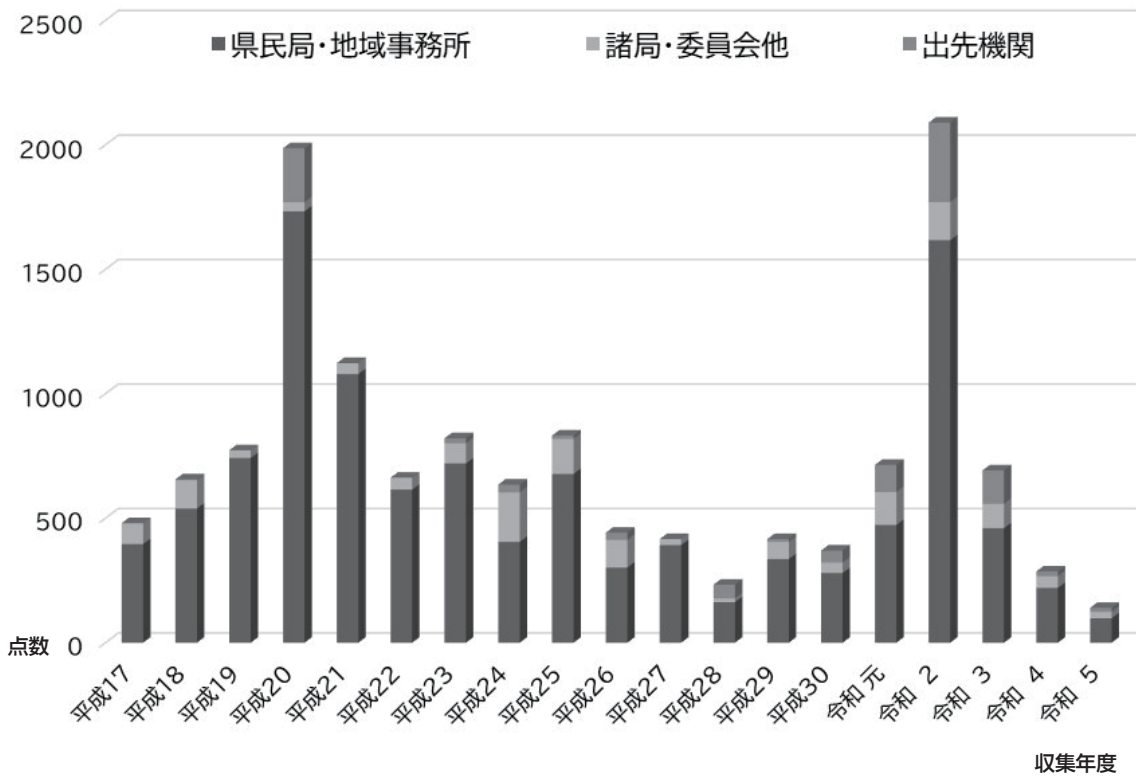


図4 知事部局（出先）・諸局・委員会の収集状況【年度別推移】

(3) 教育委員会の収集状況

図5に教育委員会の収集状況を示した。教育庁、教育委員会出先機関及び学校では、原物資料を確認した上で選別・収集作業を行っている。

当館開館前の教育委員会での収集・保存は、平成元年（一九八九）度の総合文化センター（現在の県立図書館）での行政資料の収集と十五年度の県立備前高校の閉校に伴う資料の引継ぎの二件がある。

開館後の十七～二十一年度は、閉校になる県立学校における資料の収集・保存が重要課題であった。十七年度に四校で収集したが、このときの協議内容や収集資料の種類を参考にして、学校での円滑な選別・収集作業を実施するため、十八年二月に「学校資料廃棄に先立つ歴史資料の収集、保存について」を作成した。これを基に各学校担当者と保存協議を行った結果、統合校に引き継がれない資料を対象として、九校の学校資料を収集することができた。また、教育庁での収集は、十七年度に保健体育課で保管していた昭和三十七年度の国体関係資料を岡山国体開催後にまとめて引き継ぎを受けたことに始まった。十八年度からは教育庁と出先機関で継続的に収集作業を行った。

二十四～三十一年度は、教育庁の廃棄担当部署との連絡・調整が不十分であったためか、以前に比較して、収集点数が少ない。このため、令和二年度からは、前年度の三月末に知事部局と同様に廃棄日程時期の連絡依頼文書を送付し、収集の日程調整を確実に行うようにした。これによって、廃棄時期を双方で共有し、廃棄当日までに集積場所での原物確認を行いながら選別・収集作業を行うことができるようになった。また、教育庁への文書送付にあわせて、これまで閉校になる学校のみを対象としていた県立学校に対しても、廃棄日程の連絡を受けることとした。連絡を受けた学校に対しては、廃棄時期の前に個別に訪問し、収集・保存協議を行った。学校資料の大半は各学校で保存されるため、年間数校程度で収集作業を行っている。

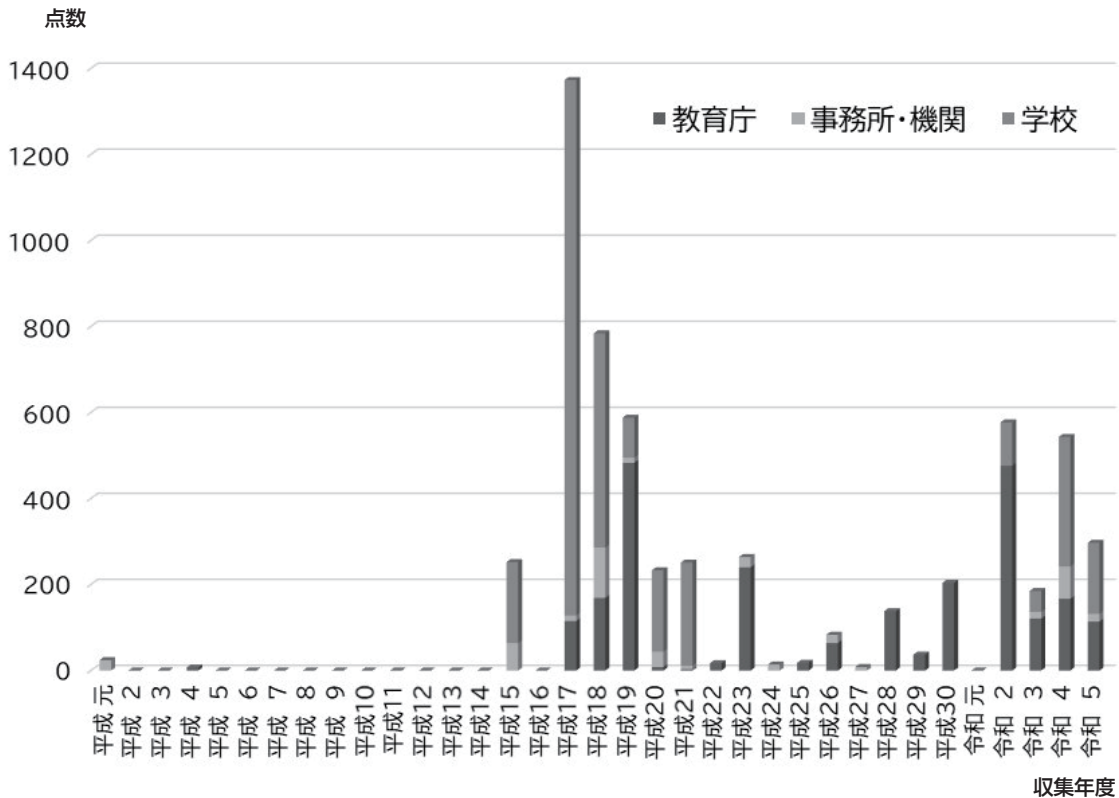


図5 教育委員会の収集状況

おわりに

岡山県立記録資料館で収集・保管した歴史公文書は、令和六年（二〇二四）十二月末時点で約七万六千点を数え、年間約一八〇〇点ずつ増加している。

当館の選別・収集の方法は、県庁知事部局においては廃棄文書一覧表のなかから選別するため、継続して体系的な収集・保存ができています。しかしその他の機関では、主に廃棄現場での原物確認による選別作業を行っているため、ファイルからはずした状態で文書廃棄を行う機関については、原物確認が不可能になり、体系的な文書の選別が行えないだけでなく、収集不能場合もある。

令和六年度末から導入される文書管理システムでは、廃棄文書一覧表は自動的に作成される予定である。したがって、文書管理システム稼働後の文書については、これまで収集履歴のない部署も含めて一覧表による選別作業が可能となり、収集不能機関はなくなるはずである。

これまでの収集作業では、当館職員が過去に収集した公文書を参考に、ある程度経験的に選別作業を行い、必要に応じて収集選別基準^③に照らしながら要否を判断してきた。しかし、文書管理システム稼働後は、システム登録時にまず文書作成部署の職員が歴史公文書として保存すべきかどうかを判断することもあることから、現在の一六項目の大分類の収集選別基準^③だけでは判断が難しい文書がでてくるのが推測できる。したがって、保存年限経過後は当館職員が最終選別を行うものの、より具体的な保存基準項目を新たに当館が早急に作成し、職員に提示する必要がある。

しかし、すべての公文書が電子化されるのはかなり先のことで、文書管理システム導入前の文書の廃棄現場での原物確認はまだ当分の間必要である。そのためにも具体的な保存基準項目を作成することは、ファイルからはずす前に引き継ぎが必要な文書かどうかを各部署で判断してもらうため

にも必要である。何よりも、歴史公文書として後世に引き継ぐべき公文書を確認に収集・保存するために、この保存基準項目の作成及び共有が重要かつ不可欠な課題である。

〔注〕

〔1〕拙稿「中国四国諸県における公文書等の選別収集基準と岡山県立記録資料館」『岡山県立記録資料館紀要』第四号二〇〇九年

〔2〕歴史的・学術的・行政的価値ある公文書等の収集選別基準

（平成四年三月十日制定）

- 1 県の重要な計画に関するもの
- 2 県政の重要な施策及び事業に関するもの
- 3 各種制度の新設、変更及び改廃に関するもの
- 4 条例、規則、訓令等に関するもの
- 5 各種の褒章及び表彰に関するもの
- 6 県の財政状況等に関する資料のうち重要なもの
- 7 県の組織の変遷に関するもの
- 8 県の公共施設等の設置及び改廃に関するもの
- 9 県民（個人、団体、法人等）の意向及び動向に関する資料のうち重要なもの
- 10 重要な調査及び統計に関するもの
- 11 県有財産等の取得、管理及び処分に関するもの
- 12 重要な県民の権利義務、行政処分及び訴訟に関するもの
- 13 重要な行事、事件、災害等に関するもの
- 14 県勢に関するものなど、将来の参考又は例証となるもの
- 15 市町村の行政区画の変更、広域的域域整備その他市町村に係る重要な施策に関するもの
- 16 その他歴史的、学術的に保存の価値があると認められるもの

〔3〕注（2）と同じ。

（すぎやま かずお 岡山県立記録資料館）

【資料紹介】

中川横太郎の建白書と演説筆記等六篇

定 兼 学

本稿は岡山明治の傑物・中川横太郎の発言記録を翻刻紹介するもので、本誌第一五号拙稿「中川横太郎の演説筆記二篇」の続編である。今回は次の六点を翻刻し、それぞれの資料の後に一言解説を付す。

1 騎馬隊設立建白書 慶応二年ころ

(岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫 ※S3151)

口上

私儀未熟之技芸を以て当役被仰付、ますく、勉強仕候得共、元来驚駭之生質、其上文盲愚昧にして古今成敗之得失に於て、更ニ識見相立不申候得共、総而諸芸虚美外観を旨とし、実地戦陣之用を忘れ候ハ太平之臭氣ニ御座候而、馬術等ハ最も甚しく、実ニ唯今之様ニ而者馬術も無用之废物と奉存候、乍併私職掌之義日夜寢食を忘れ鍛練工夫仕候処、昔之馬ハ健剛にして用をなし、今之馬ハ柔脆にして役ニ不立と申訊ニ者決し而無之、必竟花法虚飾ニのミ心を用ひ候而、馬の性を矯候故と奉存候、依之全ク虚美を去り実用を旨とし、騎馬隊御組立ニ相成候得者、屹度御用ニ相立可申と存候而、至愚をかへりみず主意概略申上候処恐多くも御電覽被為在、尚又其作法如何と御下問を蒙り奉立入候次第、即チ主意陳述代筆を以て左之通り奉申上候、古語にも民ハ国の本にて、本かたけれバ国安すしと坎承り申候、方今天下多難之時ニ御座候得者、国の本最も固ふせざるべからずと奉存候、今騎馬隊御組立ニ相成置候得者、民力を省給て国を固ふするの一とも相成可申哉

と奉存候、其訳ハ軍陣にて報知又者斥候等必ず無く不叶ものニ御座候、近來者皆馬を廢して専ら飛轡を用ゆ、飛轡を用れバ駕籠一丁に人足六人を用ゆ、拾丁六拾人、百丁六百人ノ民力を費し申候、左候而馬の神速ニ不及事申上候迄ニも無之、然れども唯今之虚飾花法に而者実ニ馬蹄も人脚ニ及不申候間、断然觀美を去り、実用を專とし、馬術練熟之者を御撰扱被遊候而、二十人令司二人を小隊とし、其内令司伍長者や、才学あり、四方ニ使する者を御雜へ置、御組立ニ相成候得ハ平地野戦之節者隊伍を以て炮煙之下より駆突蹂躪し、左なき節者隊伍を散し或ハ報知の用をなし、又者斥候相勤、或ハ四方ニ便するに其神速靈妙早追駕籠ニ勝る事申上候迄ニも無之、第一民力を省くの術ニ御座候、夫レ民力強けれバ国富ミ、国とめバ民安すし、夫故民ハ国の本とハ申候と奉存候、奉立入候申上方ニ御座候得共、もし民力疲弊仕候得者銃卒百万御座候といへども御用ニ相立申間敷哉と奉存候、右区々の鄙誠不顧恐惶奉申上候、以上

中川横太郎

一言解説

横太郎は、若いころから馬術への思いが強く、開国以来大きく変化する軍備訓練等に対する憤りがあり、岡山藩の軍装に騎馬隊を設立しよう藩主・池田茂政に建白した。横太郎は、慶応二年(一八六六)五月に江戸詰から帰国し、六月に亀の進から横太郎と変名している。慶応四年(一八六八)六月まで馬役を勤めているので、そのころの建白と思われる。帰国直後の

心意気高い頃と思ひ、作成年代を慶応二年と推定した。

2 乱世治術建白書 明治二年八月

(岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫S319)

臣祖先

芳烈公の時、儒を以て召する家に、一部の書を蔵し遺言さして、天下まことに乱れんとす、此書を開き、人君に奉るべしと、臣方今天下の勢を察するに、治といふへからず、臣因て其書を開きみるに、臣固に眼丁字なし、その何の書たるを知らざるなり、臣是を儒者に問二曰く、是韓非子なり、形名法術を以て国を治るを論し、其弊や殘忍刻薄に至る、是レ決して読むべからざるの書なり、然りといへとも、賢芳烈公の如き是を読む、何の害あらんや、況や此書専ら権道をいふ也、万古不易の常経にあらず、夫れ乱世に処する権道なからざるべからざるなり、昔し子産鄭国の政を為すや猛を以し、諸万武侯国を治るに厳を学ぶ、皆弊を救ふ権道あり、人君たるもの子産武侯の意を曉に此書を読む、其国家豈に期して治らざらんや、祖先の遺意夫レ、此にあると、臣因て粗その大意を聞き、了解するを得たり、今代筆を以て其嚴要たるもの三篇を写添へ、奉呈候

巳八月二十六日 臣中川横太郎頓首 謹白

(韓非子「主道篇」等記述アルモ略ス)

横太郎一向不学之趣、されハ他人より講釈にても承り、上もなき弥と有付、写取差出、野人が田の中の芹を此上もなき味と致し、其君に献ぜじと同様に殊勝なる事

一言解説

横太郎は、慶応四年(一八六八)七月に上京、明治に改元した九月に東京、翌年四月帰国、五月藩の執政、六月軍事主事支配厩牧幹事、八月御馬御用兼務となっている。時代の変化とともに役職も次々と変化するなか、治世

に韓非子の重要性を説いて建白している。

3 国立銀行創立につき建白書 明治九年九月

(岡山県立記録資料館所蔵花房端連義質関係資料A5-1190)

上

時勢の変遷ハ春夏秋冬の常ならざるか如くにして、更ニ怪しむニ足らずといへとも、纔二十四五年の星霜を経て終に今日の有様ニ立至り候義ハ、実に驚くニ堪へざる義ニ御座候、これを以てつらつら将来を勘考仕候得者、以往十年ニ至らずして全国ニ失産破業の徒夥敷相生し、人民の智識ハ賤劣ニ陥り、氣象ハ卑屈ニ流れ財貨の源塞がり、融通道断へて、智者も智を施すべからず、勇者も勇を用ゆる能はず、上下逼迫官民困難の極ニあたり、彼の文明を以て智識を鍊磨せる外国人の内地雑居も許さ、るを得ず、我人民ハ眼前の小利に溺れ些少の金を望む事、大旱の雨より甚しきニ至るハ必然にして、外国人の智慮を逞ふするハ此時ニありて、権謀至らざるなく、術数尽さ、なく、土地田園ハ売り渡さるとも、土地田園より生ずる処の実益を占むるもの者、非ハ我にあらざして、彼外国人の手に入り我人民ハ外国人の小作人と云ざるを得ざるニ至るなり、勢こ、に至りて上ハ天皇陛下へ御忠勤を尽させられ、下ハ万民の便利を謀らせ度、如何程思召されたるも最早其甲斐なく、御手後れと奉存候、夫れ人民の智識ハ賤劣ニ陥り、氣象ハ卑屈ニ流るを名けて、奴隸の国といふ、今日の勢を以て将来を觀察するに堂々たる皇国臣子の分として、云ふニ忍びざるの極処の至らざる哉と過慮至憂ニ不堪候、然れハ安危の決する処、今日ニあれハ今日ハこれ千載の一機失ふへからざる時と奉存候、何を坎安危の決する処といふ、録製(禄制カ)の発行是れなり、何をか千載の一機といふ銀行の頒布これなり、録を失ふて録を得、職を離れて職ニ就き、危を転して安となし、禍を変して福となすハ今日ニあり、其 機間ニ髪を容れず、豈千載の一時ニハ無御座哉、抑政府非常の御英断を以て録制改定被仰出候御趣意之義、着実

二了解せざるへからず、此度御発行之御趣意たるや有録の者をして時勢の変遷を知らしめ、安堵の基業を勉めて善後の経営あらしめんとする思召にて、永久確實の目的なく一時目前の浮利に趨り、徒に資本を消費し、前途の生計を誤らしめてハ不相成とて、特別産業の道を被為開、確實経営の便宜を得せしむへきか為に、銀行の条例を御頒布ニ相成候、其銀行営業の方法たるや条例ニ明載あれハ今更警言仕候ニハ不及候得共、其利益ニ至りてハ一ハ以て其公債証書より生し、一ハ以て其社幣貸付の金額より生し、乃チ二重の利息を要するものにして其所得の利益少からず、遠境都鄙の別なく金銀の融通を開き、之か貸借の道を使ニし、一ハ以て普く人民就産の道を助け、一ハ以て生産の基を開き、終に物産蕃殖の旺盛を永遠二期せられんと結構至極の御盛意ニ御座候得者、深く御趣意の帰着する処を奉体し上ハ、天皇陛下へ御忠勤を尽させられ、下ハ人民の便益を謀うせられんと思召候得者、当岡山県下ニ於テ先年御隣国の御交際もありて、当時一管内ニ帰せし津山・松山・勝山其他岡田・足守・庭瀬等の諸華族様の御首唱と相成り被為遊条例之御盛意を遵奉して結社国立銀行御創立相成候得者、積年御恩波ニ浴沐仕り候士族の面々も幾千坎御加入可仕、左候得者幾万の士族産を失ひ業を破り妻子ハ飢餓に号泣する悲嘆の境ニ入らざるのミならず物を開き務をなし、知識を研き才芸を長し、立派に外国の人ニ対して独立人民と指称せらるるニ至るハ則ち所謂録を失ふて録を得、職に離れて職に就き、禍福安危の決する処にして、間ニ髪を容れざる千載の一時ニハ無御座哉、然ら者今日ハ御一家の安危なり、御一家の安危ハ幾万士族の安危ニ関し、幾万士族の安危ハ皇国の安危ニ関す、皇国安危の際ニ臨ミ、豈黙々ニ付すへけんや、御旧臣ニ中ニ於テ世故ニ老練のもの少しとせず況乎、森下景端の如キ官ヲ解き御膝元ニあり、海外各国の形勢ニ通曉せる花房義質の如き婦朝近きニありと承り候得者、彼等を始て忠亮貞節のもの江懇篤御諮詢被為遊度横太郎懇願之至リ不堪恐々頓首

明治九年九月

中川横太郎印

御位

右者御三方様へ遠慮にも指出候写ニ御座候

中川横太郎

花房義質 様

一言解説

同文の建白書は、明治九年十月一日付で従四位様閣下宛の中川横太郎建白書として池田家文庫(S3-143)にもある。横太郎は前年にアメリカ人医師ワールス・テラーを岡山病院に斡旋するなど、明治維新以後様々に変化する社会情勢に機敏に反応し、行動を起こしている。この建白書を書いたときは岡山県職員であったが、岡山の経済や、没落士族のために国立銀行を設立する必要があるとして、旧藩主他に協力を要請している。花房義質は、中央政府に出仕していた旧岡山藩士で、数少ない旧岡山藩士の一人で当時外務省にいた。岡山と中央政府との繋ぎも意図しているよう。

4 医学予備学校生徒諸子に対する演説筆記 明治二十年

(岡山県立記録資料館所蔵中川家資料B8-15)

医薬分業ノ事ニ付、医薬予備学校生徒諸子ニ対シ、中川横太郎演説概略筆記

生徒中皆々様が、医薬分業のことに就て、三宅君の説はドウ／＼とお尋になります。先づ其人の説を聞かんとすれば、第一其人の如何を知らねばならぬ。若し其人の如何を知らずして、其説を聞く時は、其説も充分了解することが出来ぬと考へます。何となれば時と場合に依ては其説の異ることがありますからです。克々心を沈静にして聞かるときは、彼人の説は前後撞着する等の評があります。

其は其人の意を知らずして、単に其説許に依る所以であります、之は違ふかも知れぬが、私は三宅君、其人は世の中を眠らせぬ人、世の中に退屈をさせぬ人と思ふ、又学者であると信じて居ります、何となれば、学者は

ナチュルの通弁であると申しませう、故に或る時は情を捨て自然に物事を談話し、或る時は情に訴へて語ることがあります、是が学者はナチュルの通弁なる所以でありませう、

已に三宅君は医学部卒業証書授与式の際医薬学卒業の方々に向ひ演説せられしが、之は情を重にして其人に楽ミを持たし、其中に理を含蓄して演説をせられました、又或る場処或る人には医薬分業はまた時期が至らぬと、単純なる言を以て談話致さるゝこともありませう、何となれば現今の医学士の力と薬学士の力とを比較すれば、医学士の力が遙に医学士の上にあらん、併し一人一己より云へば薬学士にして医学士に優れるものもあらんと思ふ、是れ医学士は薬学の事にハ薬学士に遙に及はざるところがあります、去り乍ら医薬分業の難きは一は従来ノ習慣と、又一は薬舗が勝手気侷に薬を調合し、又患者も医者ノ診察を請けずして薬を買ふ杯の弊害が沢山あります。此外にも分業の妨害となるべき事は数々あるが、先づ此業の改良を第一着にして、其後にあらざれば分業の事は到底成立ざること、信じます、之を私は自然と申しますが、其自然即ち時を造るには如何なる目的を以てするかと云ふに彼の薬舗なるものは苟も人の性命に係る薬を売ることなれば、徳義を重んじ又衛生上には充分注意し、他の先導者とならねばならず、又人情を厚くし、社会に對し利益をなすことに眼を注かねばなりません、例へば其町内の井水を試験すること、又は溝浚らへ等のごときは薬舗其者が首唱者となり、清潔法を行ひ、漸々此心を広く社会に及ぼすに至れば、其信用は一に薬舗に帰しまして、患者に医者は診察を能くするも、薬劑の事は彼の人情の厚き徳義のある薬舗に任せば、大船に乗るの思ひであると云ふの感念を与へませう、此に於て始めて自然の時期来りたと云ふものであり(ま欠カ)すが、此様に相成りませぬは、何にか原因かありさうに思ひませう、故に薬舗其者は前に申しました目的を以て品行を方正にし、人情徳義を厚くし、社会の信用を得ることに心掛けねば如何しても此自然の時期を迎へることは出来ません、此時に至りてとも創めて三宅君は医薬分業の時来れと申されませう。是が私の陳べましたるナチュル即ち大自然の通

弁は学者であると云ふことを信じた訳であります、然れば将来薬学士となる人、薬舗となる人は行状方正にして品位篤実に勉強又は耐忍経験等の事柄に富まねばなりません、諺に時は天より与ふるに非らず、吾より造るにありと申し(ま欠)す、皆様よ、此語を玩味し、此語を楽ミ、右に申す事柄にお富みなされた暁こそ医薬分業の時と、申します。呉レくも皆様に勉強あらんことを願ふと同時に此が社会に對する諸君の責任であると云ふこと述置ます。(以下略)

一言解説

横太郎は明治十九年(一八八六)乳牛飼育をはじめ、翌年七月から牛乳販売をし、県病院入院患者に飲用をすすめていた。一方で医療については外国人医師の招聘ほか、薬学校設立に尽力し、明治二十年(一八八七)九月に岡山県薬学校(ここでは医薬予備学校という)が開校した。このときの演説である。

5 池田茂政公を和意谷墓所に葬むる建白 明治三十二年

(岡山県立記録資料館所蔵中川家資料B8-11)

(封書)「いけだ家にくわんするけんぱく書」

旧臣中川横太郎輩泣血頓首奉哀願候、伏シテ惟レバ今般大老公御逝去被遊候御義、旧臣等ニ於テハ実ニ天裂地崩之所思痛哭流涙之至情、固ヨリ台堵ノ尽スベキ処ニ無之候、爰ニ側ニ道路ノ伝フル処ヲ拝聞スルニ御葬儀ノ御義ニ至リ諸説一ナラズ或ハ御費用其他ノ御事情ニ依リ芳烈公御創始ノ敦土山御先策ニ御埋葬無之、却ツテ岡山ニ御葬送相成候哉と拝聞仕リ、旧臣横太郎等ニ於テハ洵トニ驚愕ノ至リニ不堪奉存候、何トナレバ芳烈公銳意御祭祀ノ典礼御釐正被遊候以来、維新後ニ至リ、殊ニ御祭典之御義ハ先公之御遺思御継述之御盛意ニ被為在候、今日ニ際シ岡山江御埋葬相成候義ハ大老公御生存中御先代御追之御尊慮ニも或ハ奉戻哉ニ奉恐察、況ヤ敦土山之

御義ハ山水幽邃鳳翥龍翔風水之佳地、先公御選扱之靈区、他ニ比類スベキ
処ナク、爰ニ千秋之御兆域ヲトシ奉ルハ、屠香火之一庭園ニ勝ルコト万々
ナルハ衆庶万人ノ是認スル処タル、嘗ニ横太郎輩一二ノ私言ニ無之、此ノ
御大故ニ際シ、万一二モ区々ノ御事情或ハ御費途辺ノ義ヨリシテ、自然神
靈ニ御不満足ヲ及ボシ奉リ、率ヒテ御旧臣一同其他兼テ御知遇ヲ辱フセシ
人々ノ心ニ嫌セサル様乃御葬儀ニ相成候テハ実ニ千歳ノ遺憾、後日復如何
トモ為スベカラザル御義、所謂ル臍ヲ嚙ムニ及ハサル次第、横太郎等思フ
テ茲ニ至ル、泣血千行已ニシト欲シテ止ム能ハズ、右ハ必竟道路ノ流伝ヲ
承込候儘ニテ斯カル御大典ニ際シ御旧臣其人ニ乏シシカラズ、目前ノ細故
ヲ排シ、百年真ニ遺憾ナキ御盛儀御修行相成義ハ信ジテ疑ハザル処ニハ候
得ドモ、杞人ノ至誠黙祝難仕、赤心ヲ吐露シ泣血頓着愚哀披陳仕候也
之ハ私無筆ニ付代筆ヲ以テ可申上候也

一言解説

岡山藩主九代池田茂政が明治三十二年(一八九九)二月十二日に亡くなつた。岡山藩主の墓所は初代光政までが敦土山(和意谷墓所)、二代綱政以来、江戸時代に死去した七代斉敏までは曹源寺に葬られた。明治二十六年に死去した八代慶政とこの時死去した茂政は再び和意谷に葬られた。この資料からは横太郎が、茂政も敦土山に葬ることを強く押していたことがわかる。なお、明治三十六年に亡くなった一〇代章政は曹源寺に眠る。

6 殖産品物商法に関する結社趣意 年末詳

(公益財団法人竜王会館野崎家旧宅所蔵野崎家文書仮目録引出△1-13)

岡山県中川横太郎ノ言葉代筆ニテ結社趣意ヲ述ル

大凡天地ノ間大トナク小トナク人類各社ヲ結テ群居ス、大ヒニ社ヲ結ヒ群居スルヲ洲ト云ヒ、国ト云ヒ、小ナルヲ一郡一家ト云フ、夫レ天ノ人ヲ生スルニヤ之ニ安全幸福ヲ与フルモノナリ、其幸福ハ勉強ニアリ、故ニ

一家勉強ムレハ男ニ余食アリ女ニ与帛アリ、男ニ余食アリ女ニ余帛アレバ有無相通シ余リアルヲ以テ足ラサルヲ補ハサルヲ得ス、家ニ余リアレハ仰テ父母ヲ養ヒ俯テ妻子ヲ育スルニ足リ、楽ミ此ヨリ大ナルハナシ、是ヲ一家ノ富ト云フ、富ハ則チ人ノ本然固有スル処ナリ、一郡一村ノ衆能ク勉強スレハ山ニ鑄テ余リアリ、海ニ煮テ尽キス、山海原野ニ生スルモノ一郡一村ニ用ヒテ余アレハ有無相通シテ一郡一村ノ完全具備ヲ求ムル、猶一家ノ余衣余帛ハ聚テ之ヲ出スカ如シ、一国ノ人民能ク勉強スレハ一国ノ人民幸福營利ヲ達シ、一瞬信ヲ伝フルニ電機アリ、万里涛ヲ破ルニ蒸氣アリ、空ニ登リ水ニ入り、凡ソ人間ノ自由便利求メテ得サルナク、欲シテ遂サツナキニ至ル、是レ何ソヤ人類群居シ衆力ヲ共同スルノ故ナリ、群居衆力ヲ共同シ物品ヲ精良ニシ、約束ヲ信ニス、是ヲ結社ト云フ、然ラハ一家一村ノ微ヨリ以テ一郡一国ノ大社ヲ結ヒ、用ヲ利シ生ヲ厚シ人間ノ幸福營利ヲ達スルハ是自然ハ理ニシテ天地ノ公道ナリ、抑此ノ公道、信ナケレハ立ス、竊ニ欧米諸州文明ノ国ヲ觀ルニ、勉強ヲ本トシ力ヲ本ニ尽シ、人々其所ヲ得テ国富ニ財余リアリ、然ル後チ出テ諸国ト条約、信ヲ同フシ、物品ヲ精良シ通商交易以テ其人民ヲ利益ス、是ヲ以テ結社ノ公道行ハレテ確乎トシテ動ス可カラサルニ至ル、方今我邦開化ニ赴クト雖モ結社ノ公道ニ至リテハ蓋シ未タ明カナラサルモノアルカ。大略欺詐不信ヲ以テ事トナシ、物品粗悪ナルヲ以テ常トナシ豪商大賈ハ一家ヲ利スルヲ知リテ衆人ヲ利スルヲ知ラス、家ヲ失ヒ産ヲ落スモノ多ク適々西洋諸国ニ倣ヒ結社スルモノアルモ人ヲ偽リ社中ヲ疑ヒ、自カラ信セス、人モ亦信セス、百金ノ社朝夕ニ結ンテ、夕ハニ倒レ、昨日ノ社今日ハ解ケ、終二人ヲ益セス、自ラ利セス、欧米諸国ノ余財我ニイリテ、我ニ余産ノ欧米諸国ニ出スヘキナク人民日ニ衰頽趨キ国家随テ貧弱ス、寔ニ咲スベキナリ、是皆結社ノ公道未タ明カナラサルヲ以テナリ、今此ニ結フ処ノ社、其費ヲ更メ信ヲ固シ物品ヲ精良ニシ一糸人民悉ク此社ニ入り以テ共同ノ利天地ノ公道タルヲ知ラシメ、用ヲ利シ生ヲ厚シ、人ノ本然幸福ヲ受ケシメンコトヲ欲ス、其手、ヲ下ス処、固ヨリ至小ナリ、小ヨリ大ニ及ヒ一朝ヨリ天下ニ及フノ惟、此ノ社ノ信ト不信ト

ニアルノミ、其諸規則ノ如キハ左方ニ詳カナリ

殖産品物商法之定

一 商法ノ元、一社ヲ設ケ其元社ニテ一業ニ携ハラス社中ノ富ムヲ以テ利□
□、故ニ其道ヲ明ラカセシイメ、其力ヲ尽サシメ其業ニ就キ其処ヲ得セ
シメント導クヲ以テ旨トス

右商法中一業蠟石細工之法左之通

一 蠟石細工職業ノ者十人或ハ二十人或ハ三十人、各其社ヲ結ヒ一社トナシ、
一社一人ノ元受ヲ置キ諸事万端其元受ノ指揮ニ従フヘキコト
二元請ハ一社中各其業ヲ勤メ其力ヲ尽サシムヲ以テ要トス
一 十社合セハ元受十人アリ、其十人ノ元受会集定義シ他邦物価ノ高下ニ従
ヒ時々ソノ細工品物ノ価ヒヲ定ムヘシ

(以下、虫損甚大ニツキ略ス)

一言解説

明治二十三年(一八九〇)商法施行条例が發布されているので、その前
後に横太郎が考えたものと思われる。「結社」は自由民権運動期ころから
よく使われている用語である。横太郎が蠟石に注目したのは、加藤忍九郎
(現在備前市三三石、一八三八〜一九一八)が日本最初の蠟石による石筆製造
したことを意識したのであろうか。

(さだかね まなぶ 元岡山県立記録資料館)

【資料紹介】

内務官僚有松英義によるプロイセンでの行政事務調査

近藤 萌美

はじめに

本稿は、岡山県立記録資料館で令和六年（二〇二四）八月十三日から十月十二日まで開催した第九二回所蔵資料展「有松英義」で展示した資料のなかから、有松が明治三十一年（一八九八）のプロイセンにおいて行政事務調査に従事した際の書簡を中心に紹介するものである。

この展示は令和四年九月に当館に寄贈された有松英義関係資料を当館ボランティアの方々が整理し、その成果を展示したものであった。そもそもこの資料群は、一九七三年から一九七五年にかけて東京大学法学部近代立法過程研究会が刊行した『国家学会雑誌』において「有松英義関係文書」として第八六号に目録が掲載され、その後一〇回にわたって資料紹介されるなど、近代法拡充の一翼を担った人物の一括資料として注目されてきた^①。長く国立国会図書館憲政資料室に寄託され、活用されてきたが、有松の郷土である岡山の人々に広く利用してもらいたいという子孫の希望により当館に寄贈された。令和七年一月時点で五二八点の目録カード作成を終えている。半数は有松が交流した官僚や政治家との間で交わされた書簡であり、残りは自筆の書類や草稿が中心である。

展示では、第一章で有松の思春期から青年期までを「略歴」^②より振り返った。また、文章の師として彼に大きな影響を与えた西穀一や、上京後に同郷の兄として慕った小松原英太郎との交流を紹介した^④。第二章では、彼のキャリアの主である内務省警保局時代に起草した法案を紹介すると

もに、有松がそういった法案作成に尽力することができた大きな要因の一つである、獨逸学協会学校での恩師ミヒヤエリスとの出会いをとりあげた。第三章では、政府から下命されたヨーロッパ視察と、特にプロイセンの行政機関における二カ月にわたる事務調査に関する書簡を中心に紹介した。あわせて、十カ月に及ぶ渡欧に関する記録や写真資料なども紹介した。

これまでの先行研究では、明治政府における記録管理は、プロイセンで明治十四年（一八一）に発布された「国家文書館における文書管理秩序編成に関する規則」にみられる記録管理制度が参照されたものの、それが採用されず、国内で自発的に発展した体系が運用されたということが指摘されている^③。

本稿では、この指摘に学びながら考察を進めていく。有松は警察行政を主管とする警保局において、明治二十年代から三十年代にかけて内務大臣の命をうけ警保局関係諸法規改正に取り組んだ^⑥。その有松がなぜプロイセンにおいて、文書整理の実務方法を含む行政事務調査を行ったのか、また、この二カ月間の行政事務調査が歴史的にどのように位置づけられるのかを展望したい。

一 渡欧の目的

有松は明治三十一年（一八九八）四月、スペインのマドリッドで開催された「万国衛生及びデモグラフィー会議」に日本委員として出席した。その際に次のような復命をうけたことが、彼が記した「略歴」からわかる。

(明治三十一年)

二月十日 今般西班牙米國マドリット府へ差遣ニ付、滞在中左ノ事項ヲ調査シ復命スヘシ。

一 警察事項一般

一 自治行政ノ実務及行政監督ノ実務

一 官庁文書整理ノ実務方法

一 人事統計及人口異動調査方法⁷⁾

「欧行旅費調附有松英義旅行日誌旅費明細」(B316288)によると、当初は、二月十日に東京を出発して、マドリッド、パリ、ベルリン、ロンドンに各々三〇日間、ローマ、ウィーン、モスクワ、サンクトペテルブルグ(ロシア)、ニューヨーク、ワシントンに各々一五〜二〇日間と、欧米各地をまんべんなく滞在する予定であった。

しかし、実際は、四月十日にマドリッドの「万国衛生及びデモグラフィイ会議」と、六月一日にベルギーアントウェルペンにおいて開催された「放免囚及棄児保護に関する万国会議」に参加した他は、ベルリンに約四カ月、アルンスベルグに約二カ月と、派遣期間の半分以上をドイツで過ごした⁸⁾。このため渡欧の目的は、当初の欧米各地の視察から、各種調整のうえ、プロイセンでの行政調査と研修中心のものに変更していったと考えられる。当時の司法大臣清浦奎吾からの渡欧を激励した書簡⁹⁾でもベルリン滞在中は当然視されている。

拝啓、今般マドリット府ニ開設セラルヘキ万国衛生会議ニ委員トシテ参列被仰付候段、為賢兄深ク欣賀スル所ニ有之、御渡欧中寸光尺陰ヲモ貪テ目的ノ事業ハ申スニ及ハス諸般御視相成度、为国家致希望候、過日ハ人車ヨリ転落シテ御負傷之由、出発前御困却相察、一寸訪問可致之処、小生方ニモ八歳ノ男子竹馬ヨリ墜落シテ大怪我致シ入院、家内病人等ニテ彼是取紛御無音仕候、伯林ハハ無論御巡遊ト存候、在伯林ノ知人スタルケノクロネー等之諸氏ニ写真ナリトモ相贈度存候、左スレハ明朝迄ニ差出候、可然相願候、右迄、早々頓着

二月二日 奎吾

有松賢兄

この書簡は、清浦奎吾が渡欧前の有松に宛てて送ったもので、有松が万国衛生会議の委員に選出されたことを喜んでいる。あわせて出発直前に有松が人力車から転落して足を骨折したことを心配しているが、清浦も八歳になる息子の入院により忙しくしており、有松の見舞いができていないことを詫びている。また、「伯林ハハ無論御巡遊ト存候」として、清浦の知人へ写真を渡してほしいと伝えている。出発直前の大事な時期に有松が困難な状況に直面しているなか、当時の司法大臣から直接視察を激励されている点が注目されるが、

「略歴」によると有松のベルリン滞在中は五月四日〜二十七日、六月十日〜九月二十一日、十一月三十日〜十二月十二日と三度あった。三度目の日本帰国直前にあたる十二月六日に、ベルリンのポツダム広場の写真館において撮影した写真が残されている。裏面には自筆で「英義在伯林 6/12/1898」とあり、調査を無事終えた集大成として撮影されたと考えられる。

二 アルンスベルグでの行政事務調査

プロイセンにおける行政事務調査は主にアルンスベルグでなされた。次に紹介するのは、アルンスベルグに到着した際に、母寿賀子と妻勇子に宛てた書簡¹⁰⁾である。

一 昨日午後十時ベルリン出発、昨日午前八時比アルンスベルグ着、直ニホテルフーセマンニ投宿、午前十時県庁ニ到ル、
アルンスベルグハ人口七千ノ小市ニシテ県庁地方裁判所等アリ、ウエストファリア州ノ内ナリ、偶々ウエストファリア州長官出張、県庁ニ



図 有松英義肖像 (1898、〔B318-527〕)

於テ会議ヲ開キ居リシヲ以テ、暫時待居、ミハエリスノ紹介ニ依テ、州長官・県知事其他ノ高等官ニ挨拶シ、試補某ノ案内ニテ新住居ヲ定メ、午後三時半県知事宅ニ於テ、州長官始メ郡長ニ到ル迄男女二十餘人ノ饗応アリ、小生も客ノ一人ナリ、午後九時ニ至リ辞去、新住居ニ来リテ熟眠、

当地ハ古来有名ノ処ナレトモ今日ハ零落シ、城ハナボレランノ為メニ打崩サレ今ハ唯城址ヲ存セリ、町ハ寥々トシテ殊ニ小生ノ新居ハ窓外点々トシテ人家ヲ認ムルノミ、西洋ニ来リテヨリ汽車汽船ヲ在ル外、未タ曾テ這般ノ景色ヲ見タルコトナシ、窓外畑アリ、鶏モ居リ、向フニハ山モアリ、又町内ニ川モアリ、家ハ多クニ階立ニシテ三階ハ既ニ稀ナリ、龍動、巴里、ブリュセル、伯林等ヲ見タル目ニテハ実ニ田舎ニ来タル心地セリ、往来ニハ荷車ノ外馬車ハナシ、昨日来一ニノ馬車ハ見タレトモ辻馬車ニアラスシテ上等人ノ抱へ車也、馬車鉄道もナシ、電氣鉄道もナシ、賑ナル見世もナシ、芝居も近クハナカルヘシ、夜ハ淋クテ暗シ、伯林ノ繁華ヲ慕フ思アリ、然シ費用ハ安シ、尤県庁ノ人ト打合ヲ為ス模様如何アルヘキヤ未タ分ラス、本日ヨリ県庁ニ於テ事務ヲ取り、文書ヲ処理スル筈ニ相成居共、随分六ヶ敷事ニ御座候、一昨日伯林ヨリ書留郵便ニテ為替券御送付ニ及置候、既ニ御落手ニ相成候処、猶副券近日為念御送付可申候得共、過日ノ分御落手次第、銀行ニ御出可被頼、左スレハ副券ハ反古ニ可申候、唯後日ノ證トシテ保存トスルノミ、早々

九月廿三日 英義

in Arunsberg Ruhr Strasse 18

アルンスベルグ ルール ストラッセ 十八

in der Provint Westfalen

プロビンツ ウェストファーレン

州

母上様

勇子様

当地へハ二ヶ月計滞在ノ積、コンナ淋キ所ニ長クハ居レスこの書簡から次のことがわかる。

- ①アルンスベルグは小都市ながら、県庁や地方裁判所などがある。
 - ②到着した当日にミヒャエリスの紹介でウェストファーレン州長官、県知事、高等官に挨拶をした。
 - ③翌日から県庁で事務文書の処理を行う予定としている。
- 約二カ月間、政府から命じられた渡欧の主目的である調査項目について、実務を行いながら調査したと思われるが、その段取りを行ったのは有松がかつて四年半勉強した獨逸学協会学校の恩師ミヒャエリスであった。

三 恩師ミヒャエリスの働き

なぜ有松が小都市であるアルンスベルグを行政事務取調の場としたのか次の資料に端的に示されている。

小官ノ当地ニ於ケル行政事務取調ニ付、小官ヲ助ケテ最モ其勞ヲ取りタル李漏生^{フレイゼン}王国官吏四名ニ叙勲ノ御沙汰有之候様其筋へ稟申相度、内務大臣へハ小官帰朝ノ上別ニ上申可致心得ニ候、即四名ノ官氏名并叙勲ノ御沙汰有之度、理由左ニ具陳候也

明治三十一年十二月九日 獨逸国駐在内務書記官 有松英義

獨逸帝国駐在特命全權公使 井上勝之助殿

(中略)

第二 李漏生王国アルンスベルグ県高等参事官ミハエリス

右ハ明治十八年ヨリ明治二十二年十一月迄東京ニ於テ私立獨逸学協会学校教師タリシ節、我帝国ニ功勞アリタル為メ勲五等ニ叙セラレ旭日章ヲ賜ハリシ履歴ヲ有スルノミナラス、小官トハ旧師弟ノ關係アリタルヲ以テ、小官ノ獨逸帝国ニ滞在スルヲ聞クヤ、切ニ其任地ニ来ランコトヲ望ミ、先ツ之ヲ県長官ウケンチェルニ説テ其同意ヲ得、又自ら

伯林ニ来リテ李漏生王国内務省ニ出願シテ頗ル斡旋スル所アリ、小官ノアルンスベルグニ於ケル取調上、大ニ便利ヲ得タルハ貴官ヨリ独逸帝国政府へ御照会相成結果タルハ勿論ニ候得共、顧ニ高等参事官ガ李漏生王国政府ノ内部ニ於テ間接ニ尽力シタルノ勞亦設スヘカラサルナリ、而テ小官ノアルンスベルグ県ニ滞在セル間、同高等参事官ハ高等警察主任タリシ為メ、小官取調上ノ手續ハ同高等参事官ノ意ノ如クナラサルハ莫シ、蓋同高等参事官ハ小官ノ取調上与テ大ニ力アルモノニシテ、若同高等参事官徴セハ該県長官ノ意モ恐クハ亦之ヲ望能ハサリシナリ^①

この資料は、有松が日本帰国前の十二月九日ベルリンにおいて、当時のドイツ帝国駐在特命全権公使井上勝之助に対し今回のプロイセンでの行政事務調査の協力者への叙勲を願ったものである。

有松は明治十七年（一八八四）一月、二十歳のとき、岡山を出て上京、二月から二十一年九月までのおよそ四年半、獨逸学協会学校専修科で学んだ。同校は帝国大学に次ぐ高級官僚養成教育機関の役割も担った法律学校^②で、政府がプロイセン風の欽定憲法を構想し始めた明治十六年に創設された。ミヒャエリスは明治十八年、二七歳のときに同校に赴任した。この採用は、ドイツ公使青木周蔵がドイツ皇帝に依頼し、その推挙によるものであった。有松が同二十一年に同校専修科を第一回卒業生として卒業し、ミヒャエリスは二十二年八月に帰国したが、両氏の交流はその後も続いた。

有松の行政事務調査が実現したのは、前資料によると、ドイツ帝国駐在特命全権公使井上勝之助によるドイツ帝国政府への照会はもちろんのこと、ミヒャエリスの「県長官ウキンチェルニ説テ其同意ヲ得、又自ラ伯林ニ来リテ李漏生王国内務省ニ出願シテ頗ル斡旋スル」といった働きによるものが大きかった。彼は当時プロイセン国アルンスベルグ県高等参事官であり、高等警察主任を兼ねていた。

ミヒャエリスが有松の受け入れのためにまず同意を得た県長官ウインチェルは叙勲願いの第一に挙げられているが、その願文からは有松がプロ

イセンで調査した内容の具体相がうかがえる。

第一 李漏生王国アルンスベルグ県長官ウキンチェル

右ハ先般小官ノ李漏生王国アルンスベルグ県ニ於ケル行政事務取調ニ関シ長官ヨリ独逸帝国政府へ御照会相成、独逸帝国政府ハ李漏生王国ニ移牒シ、李漏生王国内務大臣ハウエストフアーレン州長官ヲ経テアルンスベルグ県長官に訓令シ、長官ハ小官ノ取調上特ニ諸般ノ便利ヲ与ヘ、事ノ機密ニ関スルト否トヲ問ハス、一切ノ記録ヲ閲覧セシメ、定時臨時ノ合議ニ参与セシメ、殊ニ小官ノ取調ヲ要スル事務ニ関シテハ日常ノ原議ヲ悉ク小官ニ回附シ、小官閱了記名ノ後ニアラサレハ其処理ヲ為サシメス、加之原議ニ対シ若シ小官ニ意見アルトキハ主任官ト往復商議シ、以テ取扱手續ヲ習熟スルコトヲ諾シ、且属官ヲ指名シテ当時小官ノ書記タラシメ、又小官都市ヲ巡回スルトキハ常ニ高等官吏ヲシテ之カ案内ヲ為サシメ、途中官用ノ舟車アルトキハ之ヲ供用シ、又工業主及労働者ノ関係ヲ見ルニ付テハ部内数個ノ工場ニ通牒シテ小官ニ便利ヲ与ヘシムル等其勞不少ニ、抑モアルンスベルグ県ハラペルン、ジュッセルドルフ両地ト鼎立シテ独逸国中工業ノ最モ盛ナル地方ニ有之、随テ工業主及労働者ノ関係錯綜ヲ極メ、殊ニ露国ポーランド人ノ来テ労働ニ従事スル者其数少カラス、故ニ独逸帝国及李漏生王国ニ於ケル社会党及ポーランド人ニ対スル政策及李漏生王国高等警察ノ実況ヲ視察スルニハ甚タ便利ナリ、因テ小官ハ本年九月二十二日ヨリ十一月二十日迄該県ニ滞在して専ラ李漏生王国高等警察ニ付上級官庁ノ方針、県長官ノ施政、郡市長其他ノ機関ノ活動ノ状況並人民ノ之ニ対スル禁止等ヲ觀察セリ、這般事項総テ機密ニ涉ラサルハ莫シ、同一県庁ノ官吏ト雖、其主任ニアラサル限ハ決シテ其实际ヲ窺フ能ハサルハ勿論ノ議ニ候処、同県長官ハ小官ノ外国人ナルニ拘ラス、特ニ悉皆ノ機密事項ヲ内示シ大ニ小官ニ満足ヲ与ヘタリ、滞在日甚短カ、リシハ遺憾ナリト雖、高等警察ノ実況ニ付幸ニシテ其様概ヲ得タルハ実ニ同県長官ノ特別ナル厚意ニ因ルモノト信ス^③

有松が政府から下命された「警察事項一般」「自治行政ノ実務及行政監督ノ実務」「官庁文書整理ノ実務方法」「人事統計及人口異動調査方法」の調査に対して、高等警察主任をしていた恩師ミヒヤエリスと、その上官である県長官ウインチェルは最大限の便宜を図りうる人物であった。

おわりに

近代は行政・警察組織が制度として拡充されていった時代であり、それは一国内に限定されず、国境を越えて急速に伝播した。特に、有松が内務省警保局において活躍した一八九〇～一九一〇年代は世界各国で急速に国家制度が整えられた時期である。

有松の独逸法の師であるミヒヤエリスは帰国後、ドイツ帝国の国務次官や食糧庁長官をへて、第一次世界大戦中の一九一七年七月から五ヵ月間、最初の非貴族出身者として、第六代ドイツ帝国宰相プロイセン首相を務めた。有松との交流はその後も続いていくが、その交流の根源には、草創期の獨逸学協会学校における四年間の師弟関係があった。

明治十年代にプロイセン風欽定憲法を構想した政府の方針は、そのもとで養成された人物を介して、その後の拡充期においても警察行政事務へ反映されていったと考えられる。

〈注〉

- (1) 『国家学会雑誌』第八六(三〇一)～八七(一〇四)、九〇(一一)～八八(七)～一〇)号、東京大学、一九七三～七五年。
- (2) 有松の事績は死後まもなく『警察協会雑誌』第三三〇号(昭和三年二月一日)に「故名誉会員有松英義君追悼録」として、清浦奎吾、坂谷芳郎、花房太郎らをはじめとした一六名の寄稿によりまとめられている。前掲注一以降の研究活用については、近年では萩原淳「第一次世界大戦後日本の変容と外国法の変容と外国法：治安警察法から治安維持法へ」『政策科学・国際関係論集』二二号、琉球大学人文社会学部、二〇二二年)などがある。また、有松英義関係資料を中心に獨逸学協

会学校の成立と存続について分析したものと新宮讓治『獨逸学協会学校の研究』(校倉書房、二〇〇七年)があり、本稿においてもミヒヤエリスの来歴等について参照した。

- (3) 「略歴」明治四十五年(一九一二)、B316-268。
- (4) 西穀一に関する資料は拙稿「史料紹介 有松英義と西穀一—岡山県立記録資料館所属資料より—」(『閑谷学校研究』第二九号、二〇二五年五月予定)で紹介している。
- (5) 橋本陽「ドイツと明治政府の記録管理・レギストラトゥーアを伝えたお雇い外国人」(『レコードマネージメント』第六八巻、記録管理学会、二〇一五年)
- (6) その集大成が明治三十三年(一九〇〇)に有松が立案した二天法案「治安警察法」『行政執行法』である。有松の生涯については、本稿末に「有松英義略歴」(B316-268)、坂井雄吉「解題 有松英義の政治的生涯」(『国家学会雑誌』八六・三・四、一九七二年、二九六～二八五頁。)、『岡山市史』第五卷(岡山市役所、一九三八年、三六九～三六九頁)等を参考に作成した略年表を付した。
- (7) 「略歴」明治四十五年(一九一二)、B316-268。なお、本稿では、資料引用に適宜読みやすいように句読点等を加えた。
- (8) 同右。
- (9) 「有松英義宛清浦奎吾書簡」明治三十一年(一八九八)二月二十二日(B316-83)
- (10) 「有松寿賀子・勇子宛有松英義書簡」明治三十一年(一八九八)九月二十三日(B316-9)
- (11) 「プロイセン王国官吏四名ニ叙勲之沙汰有之様上申セル書」B316-361。
- (12) 前掲注(2) 新宮讓治『獨逸学協会学校の研究』
- (13) 前掲注(9) 「プロイセン王国官吏四名ニ叙勲之沙汰有之様上申セル書」
- (14) 堅田剛「獨逸学協会と明治法制」木鐸社、一九九九年、一三六頁。
- (15) 「有松英義宛 A.G.Michaels 書簡」(大正十一年[一九二二]) B316-236)

有松英義略年表

和暦	西暦	年齢	月日	事項
文久3	1863	0	6月10日	岡山城下に岡山藩士有松正義（後楽園小頭格、扶持米15俵）の長男として生まれる。
明治元	1868	5		初めて孝経を祖母に学ぶ。
明治6	1873	10	3月 冬	御野郡北方村字江道、第一中学区二十五小学に入る。 第三大学区、岡山県管内第三十一中学区、三野郡岡山修治小学へ転学。
明治7	1874	11		岡山四番町士族奥村重遠に漢学を習う。
明治8	1875	12	7月	修治小学退学。
明治9	1876	13	3月	岡山病院に入り医学を修めるも一月で去る。濟世（社会の弊害を除き、人民の苦難を救うこと）の志を抱く。
明治10	1877	14	2月 6月 7月	岡山上山下、士族中村新次郎、号暁邨に漢学を修む。 御野郡上出石村士族山本源弥に従い漢学を修む。岡山野田屋町士族辻文夫に従い算を学ぶ。 御野郡原村士族石野精吉に従い漢学を修む。
明治11	1878	15	3月27日	岡山県師範学校へ入学。
明治14	1881	18	2月15日 4月 8月	小学師範学科全科を卒業する。 岡山区七番町士族西穀一に従い漢学を修める。 岡山県備中国窪屋郡二日市村第三番学区、帯江小学教員となる。
明治16	1883	19	12月	帯江小学校訓導を辞す。
明治17	1884	20	1月11日 2月16日	岡山を發し、東京に遊学する。小松原英太郎（当時、参事院議員補）方に2ヶ月寓居。 小松原の勧めで独逸学協会学校に入学、政治法律学を学ぶ。
明治21	1888	25	9月8日 10月26日 12月4日	独逸学協会学校専修科卒業。 第1回文官高等試験に合格。 水戸治安裁判所の判事試験となるも、1週間で年末休暇をとり帰京、司法大臣の暗諾を得て欠勤、東京に住す。
明治22	1889	26	2月21日	自治新誌第一号を編集、発刊。（井上馨が起した自治党の機関紙。有松が主幹。渋沢栄一が資金提供。）
明治23	1890	27	6月3日 12月	自治新誌第37号発行にて廃刊。 商法施行延期法案に反対、当時の首相山県有朋に覚えられる。
明治25	1892	29	10月19日 12月10日	憲法第67条解釈に関する争議において、梅謙次郎と筆戦。 司法省参事官となる。 農商務省参事官となる。
明治26	1893	30	3月21日	内務書記官となり、24日より警保局勤務。内務大臣の命をうけ警保局関係諸法規改正の調査をなす。後年法律となり命令となるもの、大抵当時の調査に基づく。（巡查看守俸給令、巡査定員令、看守定員令、巡查看守退穂料及遺族扶助法、監獄法、戸籍に関する法規、警部考試規定、遺失物法、質屋取締法、古物商取締法、移民保護法、行政執行法。治安警察法。警察官服制、巡査勤務規則、巡査令式、押送規則等。）
明治27	1894	31	12月24日	消防法規則制定 兼法制局参事官となる。
明治29	1896	33	12月24日	新聞紙条例改正の衝に当たる。
明治30	1897	34	6月19日 7月24日	池田章政より相談人の囑託を受ける。 著作権法案を草す。
明治31	1898	35	2月 4月10日 6月1日 9月22日	官命により欧米視察が決定されるが、事故により左脚挫折。担架に乗り横浜から出港。 万国衛生・デモグラフィック会議（於スペイン・マドリッド）に日本委員として出席。 放免囚及棄児保護に関する万国会議（於ベルギー・アントワープ）に出席。 ドイツ・アルンスベルグにて約2ヵ月官庁事務修習する。
明治32	1899	36	1月18日 3月22日 7月22日	欧米視察より帰国。 警保局警務課長となる。 勅令「条約若ハ慣行に依り居住の自由を有せざる外国人の居住及營業に関する件」にて清国人労働者の入国制限を旨とする有松の意見がとおる。
明治33	1900	37	3月9日 5月 6月1日 10月2日	鉄砲火薬類取締法公布。 立案にあつた治安警察法が公布される。 警察協会の創立にあたり、委員および幹事を務める。 立案にあつた行政執行法が公布される。 自由廃業を骨子とした娼妓取締規則發布。貸座席業者との衝にあたる。
明治36	1903	40	9月22日	警保局長となる。
明治37	1904	41	11月17日	三重県知事となる。
明治41	1908	45	7月20日	桂太郎内閣のもと再び警保局長になる。（内務大臣平田東助）
明治42	1909	46	5月	新聞紙法制定。同年、警察協会の私的事業として警察官訓練所を設立・運営。
明治43	1910	47	3月 4月	地方費による警部補制度の復活。 予約出版法制定。鉄砲火薬類取締法全文改正。
明治44	1911	48	4月 8月24日	広告物取締法制定。 鉄砲火薬類取締法施行規則公布。 貴族院議員に勅選される。警保局長は辞任。
大正元	1913	50	11月25日	貴族院議員のまま、皇室林野管理局長官となる。 この後、宗秩寮審議官、枢密院書記官長、内閣法制局長官兼内閣恩給局長、拓殖局長官を歴任する。
大正9	1920	57	2月	枢密顧問官に任命され、従二位勲一等に叙せられる。
大正14	1925	62		秋、脳溢血となり、静養するも、大事の際は病体をおして登院。
昭和2	1927	65	10月24日	東京麻布区本村町の自邸で死去。享年65歳。

注：「有松英義略歴」（当館所蔵 B316-268）、坂井雄吉「解題 有松英義の政治的生涯」（『国家学会雑誌』86-3・4、1971年、269～285頁）、『岡山市史』第5巻（岡山市役所、1938年、3698～3699頁）等より作成。

【資料紹介】

昭和二十・二十一年度 「復員関係書類」

杉山 一雄

はじめに

ここで紹介する資料は、岡山県立記録資料館が令和五年（二〇二三）度に岡山県子ども・福祉部福祉企画課援護班の文書保存年限の見直しによって引き継がれたものである。同時期に引き継いだ資料には、昭和二十年から平成元年度に作成された軍の部隊関係、帰還関係、引き揚げ関係、地図、各種名簿があり、一部は当館ホームページに目録を公開している。

一 組織の変遷

まず、この資料が引き継がれてきた組織の変遷を確認しておく。

昭和二十年（一九四五）十二月から、旧軍の処理業務を担当する国の機関として岡山地方世話部が設置され、れんたく聯隊区司令部と人事部の業務を引き継ぐとともに、外地からの引揚・復員業務を担った。地方自治法施行後にこの業務は県に統合されることになり、二十三年三月の県の機構改革によって設置された民生部世話課が業務を継承した。その後、二十八年年度に民生労働部世話課、三十八年度には同部援護課に改称された。五十六年度からは、民生労働部社会福祉課の中に援護係・恩給係・遺族係が設置され、「戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護」、「未帰還者の調整究明及び留守家屋等の援護」、「旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給」、「その他住軍人、旧軍属等の身上的取扱い」及び「戦没者の叙位叙勲」といった戦争に関わる業務をそれぞれが担当した。

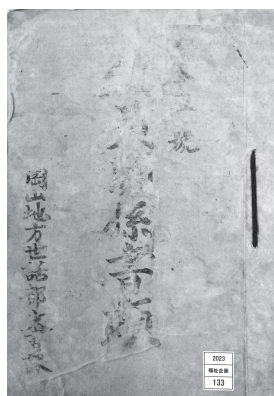
平成六年度の組織改編では、保健福祉部保健福祉課の中に援護係と遺族恩給係が置かれたが、十一年度には援護係（十六年には援護班と改称）に統合され、令和五年度の大幅な改編により現在の組織となった。

二 資料の概要

資料の大きさは二六×一八cmで、綴られている三三枚の文書の内容から昭和二十〇二十一年度に編冊されたと推察される。表紙は擦れて判読できない文字もあるが、「■令■号 復員関係書類 岡山地方世話部文書課」【資料番号：二〇二三／福祉企画／一三三】と記載されている。表紙をめくると目録があり、文書の通番と「月日」「発来簡番号」「件名」「発来簡者名」が記されている。

以下に、その目録を示す。ただし、明らかな誤字・脱字は修正し、補足説明は□内に記述している。

- 1 一一・一四 七七三 俘虜トナリ帰還シタル者ノ取扱ニ関スル規定ノ件 中国軍管区参謀長
- 2 一一・一四 七六四 内地ニ帰還シタル軍人軍属ノ指導ニ関スル件 中国軍管区参謀長
- 3 一一・二一 一一一 台湾及沖繩ニ帰還スベキ人員調査ノ件



資料の表紙

- 4 中国復員監部業務部長
一〇・三〇 外地部隊ノ復員及留守業務帰係事項ノ啓発普及ニ関スル件 陸軍省副官
- 5 一〇・三〇 外地部隊所属者ノ戦時名簿ノ件 中国軍管区参謀長
一一・二九 七八一 終戦後内地ニ帰還シ未タ正式ニ除隊、招集解除等ノ手續ヲ了シアラザル軍人、軍属等ノ届出並取扱ニ関スル陸軍省令写等ノ件 中国軍管区参謀長
- 7 一一・二五 二〇四 〃 陸軍省兵務局兵備課〔6の件名と同じ〕
- 8 一二・二七 二六 帰郷療養、出張、長期休暇等ノ為未タ正式ニ除隊招集解除等ノ手續ヲ了シアラザル軍人軍属ノ取扱ニ関スル件 中国復員監
- 9 一〇・二四 省令五〇 終戦後内地ニ帰還シ未タ正式ニ招集解除、除隊等ノ手續ヲ了シアラザル軍人軍属等ノ届出ニ関スル件 陸軍大臣
- 10 一一・二六 八〇二 終戦後内地ニ帰還シ未タ正式ニ招集解除ノ手續ヲ了シアラザル軍人軍属ニ対スル被服給与ニ関スル件 中国軍管区参謀長
- 11 一一・三〇 陸普二三二〇 陸軍省令第五十号該当者ニ対スル被服給与ニ関スル件 陸軍省副官
- 12 一二・二四 四 沖縄群島部隊所属者ニ関スル件 留守業務部第一調査課長
一二・二九 六 外地ヨリ帰還セル留守業務関係者ノ取扱ノ件 中国復員監部総務部長
- 14 一一・三〇 二二七 岡山県公報ニ掲載相成度 県知事〔発出者は岡山聯隊区司令官〕
- 15 一一・二九 二二七 終戦後内地ニ帰還シ未タ正式ニ除隊及招集解除等手續ヲ了シアラザル軍人軍属ノ取扱ニ関スル件 各市町村

- 16 長〔発出者は岡山聯隊区司令官〕
一一・二四 佐援資二八 復員軍人軍属及引揚邦人ニ被服支給済ノ件 佐世保引揚援護局
 - 17 一二・四 留一信五 陸軍省令第五十号ノ人員掌握ニ関スル件通牒 留守業務部長官
 - 18 一一・二六 留人甲第一四 陸軍省令第五十号ニヨル届出人員ノ通報ニ関スル件
 - 19 四・一四 北復員一五二 終戦直復現地招集解除者等ノ取扱ニ関スル件 北部復員監部業務部長
 - 20 八・二四 仙支総一七七 上陸地での復員業務未処理人員調査に關する件 仙崎上陸地支局長
 - 21 一〇・〇 広復七八 省令第五〇号に依る通報及び身上申告書各種覚書の記載要領に關する件 中国復員連絡局広島支部長
 - 22 一〇・二八 岡世復々一八三 未復員者世話部出頭の件 岡山地方世話部長
 - 23 一二・二六 復三八 陸軍省令第五十号該当者の取扱に就いて 復員長総裁官房長
 - 24 一二・二七 復三八 陸軍省令第五十号該当者の取扱に就いて 復員長総裁官房長
- 目次にある4と9の文書は綴られていない。また、19〜24の文書が後補されていることから再編冊されたことがわかる。
- 各文書の送付先は、1・2・5〜7・10・11は、岡山聯隊区長官、3・8・12・13・16〜21・23は岡山地方世話部長、14・24は安積得也岡山県知事、15は各市町村長、22は佐世保上陸地支局長あてである。

三 「俘虜トナリ帰還シタル者ノ取扱ニ関スル規定」

この簿冊の最初に綴られている文書は、捕虜となった軍人軍属の帰還者への対応に関する重要な規定である。ここでその内容の一部を示す。

一、方針

俘虜トナリ帰還シタル軍人軍属ハ内地港湾上陸後所要ノ調査教育ヲ実施シタル後復員軍人トシテ除隊召集解除予備役編入解職（雇、傭）スルモノトス

二、取扱要領

1 俘虜トナリ帰還シタル軍人軍属（以下単ニ軍人軍属ト略称ス）ハ上陸地支局ニ於テ一般軍人軍属ニ準シ内地港湾ニ上陸セシメタル後隠密裡ニ宇品上陸地支局長（傷痍疾病ノ為入院治療ヲ要スル者ハ広島第二陸軍病院トス）ノ所属ニ入ラシムルモノトス
（陸軍病院復員後ニ在リテハ之カ転移セル軍事保護院病院之カ取扱ニ任スルモノトス以下同シ）

2 上陸地支局長及広島第二陸軍病院長ハ前号軍人軍属ニツキ概ネ左記事項ヲ調査スルモノトス

- (イ) 所属部隊及其ノ位置
- (ロ) 役種、兵種、官等級、氏名（軍属ニ在リテハ官等、氏名）
- (ハ) 俘虜トナリタル原因、動機及其ノ時ノ一般状況
- (ニ) 俘虜、死亡者等ニ関シ知得セル事項
- (ホ) 聯合國側ニ於テ実施シタル教育並取扱（待遇）（金錢給与ノ状況ヲ含ム）ノ概況
- (ヘ) 俸給給料ノ留守宅渡申請ノ有無
- (ト) 所持金（特ニ外貨）
- (チ) 現在ニ於ケル思想

3 上陸地支局長及広島第二陸軍病院長ハ前号ノ調査ヲ終了セハ之ニ対シ概ネ左ノ事項ニ就キ教育ヲ実施スルモノトス

(イ) 終戦時賜ハリタル詔書

(ロ) 終戦ニ方リ陸海軍人ニ賜ハリタル勅語

(ハ) 復員ニ方リ陸海軍人ニ賜ハリタル勅語

(ニ) 新日本建設ノ為国民ノ決意

(ホ) 俘虜トシテ取扱ハサル趣旨ノ説明

(ヘ) 帰郷後ノ注意

前項ニ依ル教育事項ハ予メ小冊子トシテ印刷ノ上隠密裡ニ交付シ得ル如ク準備スルモノトス

4 前各号ニ依ル調査教育ヲ終了シタル者ハ俘虜トシテ認めサルコトヲ宣告シタル後之ヲ整理（除隊、召集解除、予備役編入、解職（雇、傭））スルモノトス

前項整理ニ方リテハ帝国陸軍（外地部隊）復員実施細則（外地部隊復員区処等ニ関スル規定）、陸達第六十三号及人往特第一号（中国軍参人第二一二号）ニ依ルモノトシ将校ノ処理ニ方リテハ軍管区司令官ニ上申処理スルモノトス
但シ兵籍等ニハ俘虜トナリタル件ハ一切之ヲ記入シメサルモノトス

〔5〜7は省略〕

前項通報ヲ受ケタル管内聯隊区司令官ハ昭和二十年十月二十四日陸軍省令第五〇号ニ依リ処理シ第三ニ準シ軍管区司令官ニ報告スルト共ニ前諸項ニ依ル処理ノ趣旨ヲ勉メテ徹底セシムルモノトス
〔三、報告は省略〕

この規定は岡山聯隊区長あて文書で、捕虜となった軍人等が広島県の宇品港に帰還してくる。この帰還者に対して詳細な聞き取りを行っているが、捕虜中の連合国から受けた教育内容や現在の思想までも聞き取り、その後兵籍には捕虜の記録を残さないことを確認している。また、宇品港に帰還後の所属先と教育内容を記した冊子の交付を「隠密裡」にしていたことは興味深い。

四 「陸軍省令第五十号」

綴られていた6、24の文書は陸軍省令第五十号に基づく通牒・調査であり、前述の規定にも記載があることから、7・8・15の文書に添付されていた内容を示す。

◎陸軍省令第五十号

終戦後内地ニ帰還シ未ダ正式ニ除隊、召集解除等ノ手續ヲ了シアラザル軍人、軍属等ノ届出並取扱等ニ関シ左ノ通定ム

昭和二十年十月二十四日

陸軍大臣 下村 定

第一条 終戦後内地ニ帰還シ未ダ正式ニ除隊、召集解除等ノ手續ヲ了

シアラザル軍人、軍属等ハ速ニ口頭又ハ文書ニ依リ現在地ノ市(区)

町村長ニ届出ツベシ

第二条 市(区)町村長前条ノ届出ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ所管聯

隊区司令官ニ通知スルト共ニ管内ニ於ケル状況ヲ明ニシ前条ノ届出

洩ノ無キ様所要ノ措置ヲ為スモノトス

第三条 前条ノ通知ヲ受ケタル聯隊区司令官ハ速ニ該当者ヲ聯隊区司

令部ニ出頭セシメ帰還ノ経緯等ヲ調査シタル後成ルベク速ニ之ヲ除

隊、召集解除、予備役編入又ハ解職(雇、傭)スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ当該聯隊区司令部所在地ト同一市(区)町村外ヨ

リ出頭シタル者ニハ往復旅費トシテ金十円ヲ聯隊区司令部ニ於テ至

急スルモノトス

第四条 前条ノ規定ニ依リ除隊、召集解除、予備役編入又ハ解職(雇、

傭)シタルモノノ金銭給与ハ留守宅渡金等ノ関係ヲ調査シ当該聯隊

区司令部ニ於テ之ヲ為スモノトス

第五条 聯隊区司令官前条ニ依ル処理ヲ終了シタルトキハ速ニ本籍地

所属、官等級氏名其ノ他必要ナル事項ト共ニ其ノ旨陸軍留守業務部

長及本人本籍地ノ聯隊区司令官ニ通報スベシ

本籍地聯隊区司令官前項ノ通報ヲ受ケタルトキハ本人本籍地ノ市(区)町村長ニ対シ其ノ旨通知スベシ

第六条 外地部隊ニ所属スル軍人、軍属ニシテ出張、派遣、旅行不能其ノ他ニ依リ現ニ内地ニ滞留スル者ノ届出並ニ取扱等ニ関シテハ前各条ニ準スルモノトス

第七条 正當ノ事由ナク第一条、第二条ニ規定スル届出(通知)ヲ為サザル者ハ五拾円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

おわりに

紹介した資料は、国の岡山地方世話部が陸軍省令第五十号を根拠とした文書を綴ったもので、昭和二十三年度に県に業務が継承される際に引き継がれたものである。省令には軍人等の帰還者への調査の実施や届出の受理と国への報告、給与等についても規定されており、県の援護行政の根幹に関わる文書綴りの一つといえる。

終戦後八〇年を迎え、戦争に関する記録と記憶の保存・継承の重要性が増している。岡山県立記録資料館では、岡山県庁で行ってきた戦争関連業務の記録の保存と活用を進め、戦争の記憶が風化しないように努めていきたい。

〈参考文献等〉

『岡山県政史』昭和戦後編、岡山県、一九六九年。

『岡山県職員録』岡山県、一九八一年五月〜二〇二三年五月。

『岡山県史』現代I、岡山県、一九八四年。

(すぎやま かずお 岡山県立記録資料館)

総社ゆかりの画家・稲葉春生

―史料からみる教育者としての側面―

豊嶋乃女

はじめに

本稿は、令和六年九月七日開催の「令和六年度第一回きろくる岡山ゼミナール」の講演録である。

講演では、総社市で生まれ、岡山県内を中心に大正、昭和にかけて活動した日本画家・稲葉春生（一八九〇～一九七六）について、画家自身が記した制作年表や岡山大学教育学部の採点簿などの史料から、地元岡山に根差して活動を続けた春生の活動の実態や、後進に対する指導の様子を読み解き、画家であり美術教育者でもある春生の活動の実態を明らかにした。

講演で取り上げた史料は、総社市が令和四年に春生の遺族から寄贈いただいた約二〇〇〇点もの関連史料群の中の一部である。取り上げたもの以外にも、文字史料では春生が所属していた美術団体の出品記録や、日常生活における帳簿、開催した展覧会の芳名録、絵画資料では春生が使用した画材類やスケッチブック、作品の下絵や習作などがあり、春生の画家としての活動のみならず、生活の様子までをも読み取ることのできる貴重な史料群であるといえる。

なお、文章化するにあたり表現や構成を講演から一部改めている。

一 画家・稲葉春生について

本論に入る前に、まずは画家・稲葉春生の概要を紹介する。春生の生涯

は、京都へ上って日本画を学び、画家としての活動を始めるまでと、戦後、岡山に戻ってからに分けられる。本名を国市くにいちといい、明治二十三年（一八九〇）に現在の総社市西部に位置する新本地区、当時の新本村で生まれる。稲葉家は地主の家で、寄贈史料の中には春生の父・参三郎の代の年貢や土地に関する記録も残されていた。

地主の家の長男として生まれた春生が若いうちから絵の道に進むのは難しかったようで、岡山県師範学校を経て小学校の教師となる。三十代半ばに至った大正十四年（一九二五）に教職を辞し京都へ出て、竹内栖鳳せいほうの画塾「竹杖会ちくじょうかい」に入門し、ようやく本格的に画家の道を歩み始めることとなった。

帝室技芸員を務め、当時の京都画壇の筆頭であった栖鳳の門下には、共に晩年文化勲章を受章する笠岡生まれの小野竹喬、玉島生まれの池田遙邨せうそんがいた。春生は遙邨との親交を得て、その伝手を頼り竹杖会に入門している。このように栖鳳門人のネットワークが県南西部出身の画家たちによって形成されていたのは興味深いことである。

竹杖会で修行を積み、昭和六年（一九三一）、画家としては遅咲きといえる四〇歳の時《花葵》（現在は岡山県立美術館蔵）で帝展に初入選した春生は、その後も京都で精力的に活動を続ける。

戦況の悪化に伴って同十九年に故郷に戻った春生は、還暦を目前に控えた昭和二十四年、岡山市巖井（現岡山市北区岩井）に居を構え本格的に画業を再開する。

同二十六年には、県内在住の日本画家による研究団体「青岡会」^{せいこうかい}を主宰。同二十九年からは、岡山大学教育学部特設美術科、後に「特別教科(美術・工芸)教員養成課程」と名前を変える課程の講師を務めることとなる。「特美」と呼ばれ、多くの美術教員を輩出したことで知られるこの課程は、前年の同二十八年に設置されたばかりで、春生は設置二年目の早い時期から講師に任命されていたことになる。

また、同三十六年には、「特美」の学生や卒業生、広く一般を対象とする日本画の研修団体「青丘社」^{せいきゅうしゃ}を主宰している。このように、元教職にあつた春生は岡山に戻ってきてから、積極的に後進の育成に努めるようになるのである。

同五十一年一月二十九日、八六歳で世を去るまで地元岡山に根差して活動を続けた。

二 総社市所蔵作品について

総社市と公益財団法人総社市文化振興財団が所蔵し、総社吉備路文化館に収蔵されている春生の作品は、令和六年九月現在で先に触れた史料群に含まれる下絵などを除き三七点である。ここでは、主な作品について紹介する。

春生が学んだ竹内栖鳳が連なる円山四条派と呼ばれる画派は、十八世紀の京都で活動した絵師・円山応挙を祖とし、写生を重視したことで知られる。春生もそれに倣い、丹念に対象を観察し写生を繰り返したうえで制作にあたっており、三七点のうち一一点が動植物などを描いた写生作品である。

例えば、そのうちの《芍薬》(図1)では、一枚の紙に様々な角度から見た芍薬の花をいくつも描いている。着色しているものもあれば、線だけで描いたものもあり、また開花の度合いも満開のものから散りかけているものまで様々である。画面下部、分解された花びらの一枚一枚を描いた



図1 《芍薬》制作年不詳

部分の横には小さく、「中心に近き程大なり」とメモ書きがある。このように、春生はときに文字でその特徴を記しながら対象を細部まで非常に細かく観察していたのである。

春生は京都での修行

時代について、「^{かすり}緋の着物に小倉の袴という貧書生スタイルで、梅干しがひとつだけ入った麦飯の弁当を提げ、毎日京都の町中を写生して歩いた」と語っている。また写生に対する姿勢についても、「何かひとつの作品を制作するのに、少なくとも一カ月は下図の写生にあてたものだ。(中略) まずいろいろな角度から全体をていねいに写生して彩色し、次に一本の枝だけを細かく写していく。さらに一枚の葉だけ、花だけ、というように各部分を微に入り細をうがってスケッチしなければならぬ」と語っており、まさに本作でそうした写生方法の実践を垣間見ることができるといえる。展覧会に出品されたような大作も、こうした細やかな写生を下敷きとしていたのである。

総社市所蔵作品のうちの一点である《葡萄に七面鳥》(図2)は、縦一八〇cm、横二一〇cmを超える大型作品である。画面を縦に分断するかのよう、手前に一本の真っ直ぐな木の幹が描かれている。その後ろに細い竹垣が立ち、竹垣右側にはぐるりとブドウの枝が絡まる。竹垣の向こう側には二羽の七面鳥がおり、まだ青いブドウの房に目をやっていると見える。竹垣の周囲には、ブドウ以外にもツクサやザクロなどの様々な草花が配置されている。奥行きを排した平面的な画面は非常に装飾的で、描かれた多



図2 《葡萄に七面鳥》制作年不詳

くの要素が見事に調和している。

こうした大画面の作品においても、細部を見るとブドウの葉一枚一枚の葉脈に至るまで手を抜くことなく丹念に描かれており、春生の芸術観の根底が写生にあることを実感することができる。

ほかにも、総社市ではいずれも春生が七〇代で描いた、老梅と鳥たちのいる水辺を描いた《梅樹》や、新緑の溪流の風景を描いた《溪流青楓》、雪が積もる刈田に佇む二羽の鶴を描いた二曲一双の屏風《凍雲夜鶴》などの作品を折々の展示で公開している。

三 「稲葉春生制作年表」について

先に触れたとおり、総社市は令和四年に、春生のご遺族から稲葉家旧宅に残っていた関連史料、約二〇〇〇点をご贈りいただいた。その中に、春生が生前つけていたと思われる様々な記録類、帳簿などがひとまとまりで保管されていた。本講演で紹介する「稲葉春生制作年表」（以下「制作年表」）もそのうちの一つである。縦書きの帳面に自筆で書かれており、表紙には「春生 制作年表 2」と書かれている。表紙をめくった最初のページには、次のとおり書かれていた。なお、春生自筆の文章については必要に応じて句読点を筆者が加筆している。以下同じ。

制作年表の第一巻は、自分が京都に上ってから、即ち、大正十四年暮から昭和二十七年暮迄の二十七ヶ年間に於ける、我が作品を落ちなく（成るべく書き落しのないやう気をつけた）記載したもので、本巻はその続き即ち第二巻として昭和二十八年一月から落ちなく制作毎に書き記すことにする。

それゆへ余が上洛、竹内栖鳳先生に師事してからの作品は第一巻と本巻とで網羅される。

昭和二十八年（西曆一九五三年）睦月元旦 誌す 春生

以上のように、この史料がどのような性格のもので、どのように位置づけられるのか、春生自ら簡潔にまとめてくれている。

「制作年表」は春生の書くとおり第三巻まであり、講演で紹介するのは第二巻を中心とする。続きとなる第三巻は、昭和五十一年一月の正月明け頃まで記録が続いている。春生の命日は同年一月二十九日であるため、亡くなる数週間前まで細かな制作記録を続けていたのである。ただ残念なことには、春生が第一巻として記した「大正十四年暮から昭和二十七年暮迄の二十七ヶ年」の部分については、現在のところ見つからない。

この「制作年表」は縦書きの表の形式をとっており、描いた作品の画題、その画材、寸法、日付、譲渡した相手、最後に備考という項目が立てられている。

例えば昭和二十八年（一九五三）のページ（図3）二行目には、「穂麦に白蝶」と画題が書かれ、その画材は「紙」、寸法は「色紙」、制作日は「五月二十日」で、譲渡相手は「和気余持子」という人物、備考欄には「病気見舞」とある。

この記述を一瞥しただけでも、稲葉春生という人物が非常に几帳面な性格であったと想像ができる。史料や美術作品の分析において、対象となる人物の個人的な性格について思いを馳せることは客観的な思考の妨げにな

牡丹図	紙	色紙	五月	玉田佐市	病氣見舞
桃麦言螺	紙	色紙	五月	玉田佐市	病氣見舞
白梅図	紙	色紙	五月	玉田佐市	病氣見舞
香魚図	紙	色紙	五月	玉田佐市	病氣見舞
銀杏瑞鶴	紙	色紙	五月	玉田佐市	病氣見舞
六支南天	紙	色紙	五月	玉田佐市	病氣見舞
晚秋花鳥図	絹	尺三五	五月	白神君太郎	寄贈
全	絹	尺五横	五月	日名科一	寄贈
符百合	紙	半折	五月	小川潔	寄贈
蛙二匹	紙	色紙	五月	小川潔	寄贈
撫子図	紙	短冊	五月	三光	寄贈

図3 「稲葉 春生制作年表」
第二巻、昭和二十八年部分

することもあるが、一方で、それにより、遠い存在である対象人物を身近で親しみ深い存在に感じることができるともまた事実であろう。

「制作年表」には、絵画の売り買いだけでなく、この病氣見舞いのように無償で作品を譲渡した記録も多く登場するため、春生が作品をどのような場合に譲渡していたのかも読み解くことができる。

ここからは、年表の中から注目すべき記述をいくつか紹介していく。先に紹介した図3の左から四行目には次のとおり記されている。

（画題）同上（右欄と同じ「晚秋花鳥図」）、（画材）絹、（寸法）尺五横、（日付）五月二十八日、（譲渡先）総社町井尻野 白神君太郎、（備考）寄贈、六月十一日君恵持参

「君恵」というのは春生の妻の名前であるので、五月二十八日に制作した作品を六月十一日に妻の君恵が持参して白神君太郎に寄贈したということが読み取れるが、ここで着目して欲しいのは「総社町」という町名である。

翌年の昭和二十九年（一九五四）の記述を見ると、

（画題）松竹梅、（画材）紙、（寸法）幅九寸長サ二尺五寸、（日付）五月二十日、（譲渡先）総社市 松本丘、（備考）焜炉返礼

とあり、「総社町」が「総社市」となっていることがわかる。総社町、阿曾村、池田村、久代村、山田村、春生が生まれた新本村、常盤村が合併し総社市となったのは二カ月ほど前の昭和二十九年（一九五四）三月三十一日のことであり、町政から市政への移り変わりが、この制作年表からも見て取れるのである。

また、同じページには次のような記述もある。

（画題）撫子の花、（画材）絹、（寸法）横尺五 立尺三、（日付）五月三十一日、（譲渡先）森下亮善、（備考）病院新築祝

この森下亮善は、現在もJR総社駅そばにある森下病院の二代前の院長を務めた人物である。同病院の開院は昭和二十九年六月であるため、春生の記す「病院新築祝」とはその建物が完成した祝いであることがわかる。

開院当時の建物は残っていないようであるが、総社市に今も存続する病院の歴史も、春生の制作年表から垣間見ることができるのである。

さて、「制作年表」昭和三十一年（一九五六）のページを見ると、作品の譲渡先として「竹杖会小品頒布会」、備考欄に「寄贈」という記述が度々登場する。竹杖会といえは、先に触れた春生が京都で学んだ竹内栖鳳門下の画塾であるが、栖鳳は昭和十七年（一九四二）に既に死去しており、それ以前に画塾としての竹杖会は解散している。しかし、竹杖会に所属していた画家同士の繋がりには、この時にもまだ続いていることがこの記述からも見て取れる。

ここで登場した「頒布会」について、その作品売買のシステムがよくわかる史料がこの「制作年表」のページの間差し挟まれていた。「春生画伯

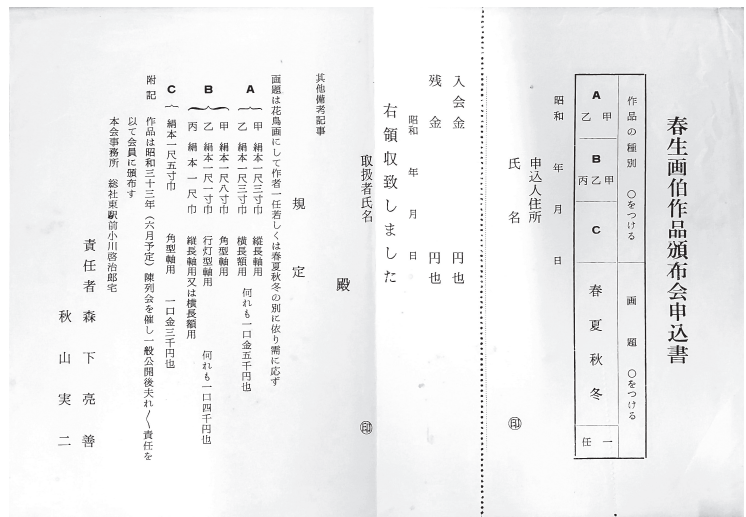


図4 「春生画伯作品頒布会申込書」

作品頒布会申込書」と題されたB5サイズ程度の用紙である。(図4) ここにあるのは「制作年表」に登場した竹杖会の頒布会とは別の頒布会ではあるが紹介する。

用紙の右側には希望する作品の種別について、A、B、Cいずれかの項目に丸印をつけるようになっていいる。それに加えて、画題の春夏秋冬の希望も選ぶ。希望者は日付と住所氏名を書く欄にも記入して申込書を提出する。という形になっている。では、このA、B、Cの

項目はなんだろうか。切り取り線の左側を見てみると、Aの中にも甲乙があり、甲は、絹本一尺三寸幅、縦長軸用、乙は同じサイズで横長の額用。いずれも一口五千円と記載がある。つまり、A、B、Cは春生に描いてもらう作品のサイズの別であり、大きさに応じて金額が変わってくるということである。切り取り線のすぐ左隣は、入会金と残金の領収欄となっている。

用紙の一番最後の部分には、「作品は昭和三十三年(六月予定)陳列会を催し一般公開後夫れく責任をもって会員に頒布す」とある。以上の記載事項から、頒布会は、入会金を支払って会員となった人から希望する作品のサイズや画題などを記入した申込書をもらい、希望に沿った作品を春生

が描き、陳列会を開催してそれらを一般公開し、会期終了後に申し込んだ会員に作品を受け渡すというシステムであったということがわかる。

「制作年表」の他の部分にも、頒布会のために作品を制作し、誰々に売ったという内容の記述が度々登場する。中には旧賀陽町など、遠方に向いて頒布会を行っていた記録もある。また、昭和三十年(一九五五)一月には、数ページ分に渡って矢掛町の主に教育関係者に作品を多数寄贈した記録もあるが、頒布会によるもののかは不明である。いずれにせよ、昭和三十年代、春生が作品を売買していた頒布会がどのようなシステムで実施されていたのかを伺い知ることができた。

一方、春生の教育者としての側面は後半で詳しく触れるが、「制作年表」からもその様子を垣間見ることが出来る。昭和三十一年(一九五六)八月に次のような記述がある。

(画題) 百日草、甜瓜、蛙、(寸法) 三点色紙席上指導、(譲渡先) 早瀬紀子宅、(備考) 岡大学生教授用

これは、早瀬紀子宅で、岡山大学の学生に席上指導としてその場で色紙を描いて見せたということではないだろうか。ほかにも、寄贈史料には春生が学生の指導に教材として使用していたと思われる手本や習作なども含まれていた。その中には、春生の直筆ではないようだが、八つ切り画用紙ほどのサイズの紙にアイリスや市松人形などの線画が描かれ、「墨線描による写生」や「念紙とり、本紙に転写して制作仕上げすること」などの練習方法が印字されているものもあった(図5)。

ここまで見てきたとおり、春生は「制作年表」に事細かに作品の画題や制作日などを記録している。ここからは、現存する春生の作品と年表の記述を照らし合わせてみたい。

まず昭和三十二年(一九五七)の記述を見てみると、



図6 タイトル不祥、制作年不詳

とある。そして、総社市所蔵の作品の中にはその牡丹を描いたと思われる作品が現存する。(図6) これまで、タイトルや制作年代は不祥として扱われてきた本作だが、「制作年表」に記載の《淡紅牡丹》の寸法は、横が二尺五寸(約七五cm)、縦が一尺八寸(約五四cm)である。そして実際の作品の大きさも、横が七二・五cm、縦が五三・五cmであり、ほぼ一致しているといえる。画材などの調査なしに結論を急ぐことはできないが、本作が春生の記録する、総社市役所に寄贈された《淡紅牡丹》である可能性は高いだろう。

同様に、昭和四十四年(一九六九)の記述には、

(画題) 白老梅図、(寸法) M型三〇号、(日付) 十月一日、(譲渡先) 総社市新市庁舎、(備考) 寄贈



図5 学生指導用と思われる手本

(画題) 淡紅牡丹、(画材) 麻紙、(寸法) 横二尺五寸 立一尺八寸、(日付) 九月十九日、(譲渡先) 総社市役所、(備考) 寄贈

とあり、該当する白梅を描いた作品(図7)が総社吉備路文化館に収蔵されている。大きさもM型三〇号(横六〇・六cm、縦九一cm)と一致しており、画中右下には「一九六九年」という記載もある。昭和三十年代頃までは尺貫法で寸法を表記していた春生であったが、昭和四十年代に入ると、本作のようにキャンパスサイズの号数表記を使用することもあった。

余談ではあるが、当時の春生にとっての総社市「新」市庁舎は、令和六年現在使用されている総社市庁舎であり、令和七年度中をもってその役割を終え、取り壊される予定である。

「制作年表」にはこのほかにも、円尾寺(総社市新本)蔵《暁靄図》など、現存する作品と同定できる記載をいくつか見つけることができる。

また、初めに紹介した「病気見舞」など作品寄贈のいきさつにも様々なパターンがあり、「車謝礼 新本〱岡山 自家用同乗」や、「バス旅行斡旋礼」など、春生は日常の様々な場面で作品を返礼品として贈っていたようだ。

ほかにも、「牛松」という名前の人物に「老松に牛」という画題の作品を制作して売却するという洒落の効いた主題選択をしていたことなど、「制作年表」は、実に様々な春生の活動や暮らしを伝えてくれる史料である。



図7 《古梅図》
昭和44年(1969)

四 教育者としての実像

ここからは、寄贈史料のうち、岡山大学教育学部の採点簿から、春生の美術教育者としての活動を見ていく。この採点簿は、はがき程の大きさであり、表紙に「岡山大学採点簿」と印字されていることから教員に大学から支給される品であったようだ。大学に提出する正式な書類とは別に、教員が覚えとして書き込み手元に残したのではないかと推察されるが、寄贈史料の中にあつたのは昭和三十年代の数年度分である。

春生が岡山大学の講師を務めるようになった最初の年の、昭和二十九年と翌三十年度の採点簿には、表紙を開いた最初のページに次のような書き込みがある。

二十九年四月九日附にて教育学部教務係より来信 次の如し。

二十九年度前期(四月より十月上旬まで。講義関係は四月十六日(金)から十月四日より試験九日まであり。

十月十日より十五日まで休み十月十六日より後期開始。

月給受取日毎月九日、二十四日の二回。

一九五五年四月十六(土) 出校(十八日より開講で帰る)

五月十一日(水) 新入生への講演(日本画内容、研究目的)

このように、春生は採点簿にも学生の点数以外の様々な覚書をしている。ちなみに先の引用部分について、少しわかりにくいのが大学から「講義関係は四月十六日(金)から」との手紙が来たのは昭和二十九年(一九五四)であり、春生が四月十六日に出校したにも関わらず開講は十八日からであったため帰宅したのは翌昭和三十年(一九五五)のことである。

昭和三十四年度後期の採点簿の最初のページには、当時の岡山大学での

単位の扱い、指導内容などについて次のとおり細かく記されている。

採点内容 優Ⅱ八〇〜一〇〇、良Ⅱ七〇〜七九、可Ⅱ六〇〜六九、不可Ⅱ六〇以下(単位やらす)

成績履修 基礎講義(各部門の内容概況説明 内容とは特質、美点、勉強法)

制作内容 四五時間位で完成するもの

油絵Ⅱ一〇〇号で一単位三〇号以上のもの

水彩Ⅱケント紙全紙四枚で一〇〇号に当る

彫塑Ⅱ半身像或ハ等身大

日本画Ⅱ大仮張(三尺×四尺)一枚

中々(二尺×三尺)二枚

小々(一・五尺×二尺)四枚

指導方法 二週に一回くらい制作の進度を検すること。二単位与へるも可く、その時は最初より予定を2単位申出ること。

制作資格 日本画は三単位以上終了して尚、全課程の一／二以上終了したもの。

日本画に於ける課程

その1 写生の技術一期間に一単位(三時間×一五週Ⅱ四五時間)

その2 々

制作 A 趣旨 課外に於て自由研究をなし、个性的作品の完成を期す。

B 量 学校用大仮張三尺×四尺一枚以上、又ハ以上の一／四のもの四枚以上 一／二のもの二枚以上

C Aの者は一期間を通じて最後の頃提出すべしBの者は作品

の完成次第、随時研究室に提出すべし

以上2項目共その提出の都度批判指導をなす。

以上のとおり、油絵や日本画などの分野ごとに一単位と認定する作品の

入学年度	番号	氏名	6月2日	7日
26	227	平	69	
26	403	大	76	
27	3	綾	74	
27	242	宇	77	
27	444	岡	80	
28	433	全	76	
28	509	友	80	
28	711	三	48	
28	578	日	68	
28	519	矢		
29	509	行		

図8 岡山大学教育学部
昭和29～30年度採点簿（部分）

寸法が定められ、その中でもいけば個性を追求するAと、ある程度の量をこなすことを目指すBとに分かれていたことが推察できる。こうした指導内容の元で、学生の点数はどのようにつけられていたのか。昭和二十九～三十年度の採点簿のうち、昭和二十九年のページ（図8）を見てみると、横書きの表形式で学生の氏名が一人ずつ書かれている。氏名のほかには入学

年度と学籍番号が記され、縦の列の項目には「6月2日 林檎つづき」など、授業を行った日付とその日描いた画題が記されている。学生の氏名の横には数字が書かれており、それがその日制作した作品の点数である。

注目したいのは、学生一人につき点数が三つ書かれていることである。例えばある学生には、「池」という字と「稲」という字の下にそれぞれ「六八」や「七〇」という数字が書いてあり、右端に赤字で「六九」と書かれている。

これは「稲」が稲葉春生の「稲」であり、「池」がもう一人の講師を示しているのではないだろうか。二人の講師がそれぞれ一人の学生の作品を評価し点数を付け、最終的な得点は二人の評価の平均を取った赤文字の点数となるわけである。

この「池」で示された人物は、春生と同門の池田遥邨と考えてまず間違いはないだろう。遥邨は年二回、岡山大学で集中講義の講師を務めており、春生や学生と共に撮影した写真も残されている⁴。六月九日には胡瓜、十六

日には胡瓜のつづき、その翌週は枇杷などおおむね二回の講義で一つの画題を扱っており、それぞれ点数がつけられている。なお、遥邨が講義に来ていなかったであろう時期には、平均点を取る方法ではなく春生一人分の点数しか記されていない。両者の付けた点数を比べると、ほとんどの学生で春生より遥邨の方が点数が低い。どうやら、遥邨の方が辛口であったようだ。

以上、採点簿の記述から、当時の岡山大学教育学部における春生の教育活動を具体的に見てきた。定められた単位認定の基準に則り、最大で二十名弱の学生一人一人の作品を評価していた。また、学生によって作品の趣旨を重視して単位を認定する者と、制作量で評価する者とに分かれていたのも興味深い点である。

五 春生の美術史観

同じく岡山大学の採点簿には、春生の教育理念、美術史観がよくわかる記述がある。昭和三十六年から三十八年度までの採点簿の中に、四頁分に渡ってまとめられた絵画理論の講義の内容である。最初のページの冒頭には次のように講義の概要と目的が記されている（図9）。

昭和三十八年九月十七日（火）絵画理論（十時限予定）実際には六項までに終わった残念！！

主目的 日本画の過去（徳川末まで）現代（明治、大正、昭和）将来の見通しを述べて岡大に於ける履習目的とその方法を講義する

続いて、「日本画の諸流派」と題して、過去から現代までの日本美術史の流れが時代順に見開き二ページに渡ってまとめられているが、時代ごとに代表作として挙げられている作品やその評価に春生の美術史観を見て取ることができる。例えば一つ目の項目は仏画から始まっており、次のとお

おわりに

以上、本講演では、総社ゆかりの日本画家・稲葉春生について、その画業を概観したうえで、制作年表と岡山大学の採点簿という二つの史料の内容を紹介した。

前者は、几帳面に記された作品制作の記録によって頒布会のシステムや作品譲渡の実態など春生の画家としての活動から、地域の歴史や現存作品の同定につながる情報までも伝えるものであり、後者は、春生が講師として岡山大学教育学部においてどのような基準で学生を評価し、またどのような講義を行っていたのか、その一端を伝えるものであった。

明治に生まれ敗戦を経験し、戦後を生きた画家・春生の教育者としての活動の根底には、技術の向上だけでなく鑑賞を重視する姿勢と、さらに高い志があった。最後に、その志がよくわかる記述を紹介したい。先に挙げた絵画理論の講義内容をまとめた四ページの最後に示された、講義の最終目標である。

講義目標

一、歴史と共に日本画の進展変化を知りその間に於ける有名なる作品を鑑賞して高度の美を感得する力を磨き以って今日の生きる歓びとなし、将来の日本文化発生のエネルギーたらしむ。

二、敗戦に因る日本人のコンプレックスを払掃して美術に於ても世界に冠たる国民という自信を持たしむ。

之に携わる者は世界を挙げてのリーダー格となり先駆者となるべし。

真（神）品は世代を超え永遠につながるもの也、との自覚。

〈注〉

- (1) 総社市史編さん委員会編『総社市史 美術編』一九八六年、総社市、二九三頁。
- (2) 前掲書、二九五頁。
- (3) 医療法人仁徳会 森下病院HP
<http://morishitahp.or.jp/contents/about.html>
- (4) 岡山県立美術館編『生誕一二〇年記念 稲葉春生』二〇一〇年、二〇頁。
- (5) 山下裕二、高岸輝監修『美術出版ライブラリー 歴史編 日本美術史』二〇一四年、美術出版社。

(とよしま みつめ 総社市文化スポーツ部文化芸術課)

金毘羅参詣と高瀬舟

—高梁川流域を事例に—

心光康子

はじめに

昭和九年（一九三四）三月十六日に、瀬戸内海が日本初の国立公園に指定されてから、令和六年（二〇二四）で九〇周年の節目を迎えた。これを受けて、岡山県立記録資料館では、令和六年度企画展「瀬戸内へ行く—人々の移動—」を開催した。

この展示内容で、筆者が担当した「第一章 近世—金毘羅を目指す—」では、江戸時代中後期から庶民の間で流行した寺社参詣に焦点を当て、その中でも「讃岐の金毘羅さん」で親しまれた金刀比羅宮（現香川県仲多度郡琴平町）に向かう人々の様子を紹介した。ここでは、岡山県北部や、鳥取県・島根県といった山陰地域の人々が移動の手段として重宝していた高瀬舟に着目し、県内の三大河川（吉井川・旭川・高梁川）それぞれにおける事例から、金毘羅参詣を目的とする人が乗っていたことがわかる資料を中心に展示した。

これを踏まえて本稿では、企画展で展示した資料の中から高梁川流域の事例を取り上げ、その内容をより深く理解するための要点とともに解説をしていく。

一 庶民の旅と金毘羅参詣

ここでは、資料の紹介・解説の前に、展示の前提となる金毘羅参詣につ

いて、その流行の経緯とともに概略を述べておきたい。

江戸時代、百姓や町人など庶民の旅には様々な制約が存在⁽¹⁾であった。特に百姓は封建的支配体制のなかで、自らの住む土地から離れることを制限されていた。そのため庶民が仕事などの用事で村外に出る場合、原則として「往来手形」を所持しておく必要があった。「往来手形」は、旅に出る本人の名前・居村名・行先・目的・宗門などの情報が記載され、道中の身分証明書として関所の通行時にも用いられた。発行者は、五人組・村の庄屋・組頭などの村内の役人や、中庄屋・大庄屋など様々で、行先や日数などで依頼先が異なっていた。いずれの場合でも手形の下付を依頼してから作成されるため、事前の審査が通らなければ、旅に出ることは許されなかった。こうした厳しい制限の中では、旅をすることは困難であったため、ほとんどの百姓が旅に出ることなく、その生涯を終えるような状況であった。

しかし、江戸時代中後期になると、庶民の間で寺社参詣が流行した。この背景には、全国規模の街道整備によって交通環境が好転したこと、村内の百姓たちが相互扶助組織である講を結成し、金銭面の援助を受けられるようになったことが大きく影響した。

また寺社参詣は、信仰を目的とする旅であったため、一般の旅に比べて、領主層からも寛容視される傾向にあった。特に伊勢神宮・出雲大社・善光寺など全国的にも有名な寺社には、各地から多くの参詣客が訪れた。そうした有名寺社のなかに、「讃岐の金毘羅さん」と呼ばれ親しまれた金刀比羅宮も名を連ねていた。特に江戸時代後期から参詣客が増えていき、参詣

の経路を示した絵図や、道中の名所を紹介する名所案内記も出版された。⁽²⁾ 有名なものとしては、弘化四年（一八四七）に大坂の戯作者であった暁鐘成が出版した「金毘羅参詣名所図会」があり、金毘羅参詣の道中の名所を取り上げて図絵を付して紹介したものである。また、全国各地に「金毘羅大権現」と刻まれた燈籠が立てられ、今現在も数多く残されている。⁽³⁾ 加えて、岡山県内の村で金毘羅参詣のための講（「金毘羅講」）を結成した地域があったことも確認でき、庶民において金毘羅参詣が身近な行事として定着していたと言えよう。⁽⁴⁾

以上、簡略ではあるが、金毘羅参詣の流行と、その背景となる庶民の旅の状況について述べた。

ところで、現代のように乗り物が発達していない江戸時代において、庶民が旅をする際の主な移動手段は、徒歩であった。

しかし徒歩での移動は、整備された平坦な道を利用できれば大きな問題はないが、山や谷を越えなければならぬ地域の人々にとっては時間や労力を費やすものであった。その問題を補っていたのが河川の流れを利用する高瀬舟である。高瀬舟は大量の荷物や人を一度に運ぶことが可能で、例えば陸上で輸送する場合、駄馬六〇頭で運ぶ荷物を一艘の船で運ぶことができた。また船を動かす船頭も三、四人で事足りたため、人員的な負担も少なかったのである。⁽⁵⁾ つぎからはそうした高瀬舟と金毘羅参詣との関係について、高瀬舟水運をめぐる地域の諸問題と関連付けながら考えてみたい。

二 高瀬舟による金毘羅への船路

(1) 高瀬舟の概要

一般的に高瀬舟は、平底の木造船のことを指し、水深の浅い河川の上流域でも就航することが可能であった。素材は杉や松材の薄い板を組み合わせて軽量化を図り、波をしのぐために船首を鋭く反りあげた形状にするな

ど機能的な構造であった。⁽⁶⁾

では、高瀬舟はいつから存在したのだろうか。岡山県において高瀬舟が史料上に登場するのは、室町時代の末期に遡るとされる。この史料の所在は高梁川流域地域であったが、同時期の吉井川・旭川でも高瀬舟を用いた水運が行われていた可能性はあったと言える。⁽⁷⁾

また、全国の河川開発に貢献したことで有名な江戸時代初期の京都の豪商角倉了以は、京都の大堰川の通船事業のため、慶長九年（一六〇四）に吉井川を視察している。ここで吉井川の高瀬舟を見た了以は、それを模範に船を造り、これを大堰川などで就航させた。その船が後の高瀬舟として全国に伝播し、各地の水運で活躍していく存在となったのである。

以上、高瀬舟について、その構造や岡山県内における歴史に関して概略を述べてみた。しかし、実際のところ高瀬舟はその地域ごとに構造が異なり、河川の地形に適したものを使用していたと考える。⁽⁸⁾ また、高瀬舟水運をめぐる様々な利権対立も地域ごとに存在した。本稿では、高梁川の事例からこの対立の様相を捉えてみたい。

(2) 継船制と番船制

ここからは高梁川における高瀬舟水運をめぐる地域の対立について取り上げるが、その前提には領主による航路開発の歴史がある。そこで、まずは備中松山藩（以下、松山藩）の航路開発からみていこう。⁽⁹⁾

松山藩の航路開発は、遡ると藩成立以前の代官小堀氏の時代から進められていた。しかしその体制を整え、明文化させたのは初代から三代続いた水谷氏の支配体制下の時期のことであった。このときに作られた就航規則は継船制と呼ばれ、松山（現高梁市）―新見（現新見市）間において、松山以南の流域を新見方面から来る船（以下、新見船）が就航することを禁止したものであった。

この規則は、新見藩の成立以前に、松山以北の物資流通を掌握していた松山の河岸問屋が、同河岸所屬の船（以下、松山船）による船稼ぎの既

得權益を保証するために定められた。このため、新見船は松山河岸で荷物を降ろし、松山船に積み替えなければならなかった。しかし元禄十年（二六九七）の新見藩成立以後は、松山藩の支配領域も変わったため、それまでの独占的な水運体制を維持するのは難しく、新見藩と交渉する必要が生じた。この交渉は、新見藩主の関氏が入封した翌十一年に行われ、御用荷物は藩主手船で松山以南に輸送することを認めさせるなど、継船制の例外を取り決めたものであった。つまり、交渉による部分的な改編は行われたものの、新見藩側が有利な条件を組み込むことはできなかったのである。

そこで新見藩は、継船制の対抗措置として、宝暦四年（一七五四）に番船制と呼ばれる就航規則を定めた。その内容は、新見船に番号を付与し、その順番通りに出船させるというもので、松山船を新見河岸から締め出すことを企図していたものであった。

この番船制の施行後、新見船にはそれぞれに番号が付けられ、一三番までの番船を就航可能とする体制が整備された。しかし、施行後も松山船が「内分雇」という名目で新見河岸からの船積みが続けたため、天明三年（一七八三）に新見船側が番船制の強化を嘆願した。これに対して松山船側も対抗し、新見河岸からの下り荷の積載ができないと松山藩に訴え、両藩が交渉をする事態にまで発展した。そしてこの交渉では、番船制の在り方が議論されることとなった。この際に、松山藩側だけでなく、保護していたはずの新見船側からも不便であるという苦情が出され、番船制は天明三年に廃止されたのであった。

以上、簡単ではあるが、高梁川における高瀬舟水運の歴史について、松山藩と新見藩の動向から述べた。高梁川においては、小堀氏、水谷氏が進めてきた航路開発の経緯が重視され、松山藩に権利を保障された松山船が終始有利な立場にあった。後から設置された新見藩も、松山藩の継船制に対抗し、番船制を設置し新見船を保護しようと企てたが、最終的には廃止に至ることになり、松山藩側の優位体制を覆すことはできなかった。そし

てこの継船制は、水谷氏以後、藩主が代わりながらも踏襲され、幕末まで維持されたのである。

ところで、これまで述べてきた就航規則の問題以外にも、松山藩と新見藩の間では、水運の在り方をめぐって様々な争いが起きた。その一つが、河川沿いの村が用水確保のために設置した堰をめぐる問題であった。

（3）金毘羅船への対応

つぎに示した口上書¹⁰は、新見藩の船支配役を勤めた井上家（現新見市）から借用した展示資料である。井上家は、宝暦四年から新見藩の船差役（船指役・船支配役）を代々務め、屋号は「伏見屋」（時期によっては「門屋」・「加登屋」）を名乗っていた。¹¹

井上家が所蔵していたこの資料は、新見藩の「船頭惣代（惣船頭代）」の四人が、松山藩領の正田村（現新見市）にあった堰を船が通る際の問題を訴えたことをうけて、新見藩の船支配役を務めた「伏見屋 広右衛門」と「熊谷屋 治助」の二人が代弁者として松山藩の役所に提出したものである。以下に全文を示す。なお、翻刻文中のルビや読点は読みやすさを考慮して筆者が付した。

乍恐奉願上口上

一 松山御領分正田村堰場船通之義、幅八尺余長廿四間計両側枡ヲ入底二ねたを敷、間ハ畳石ニ而堰口上に下タ二ねたを置、簀を張り菰堰ニ御坐候故、船通シ明候事并通船跡堰置候事共ニ最安ク、植付時分今一日ニ二度宛先年今通来申候、然ル所、近年船通筋底ねたも入不申、うな堰ニ而杭切込堰留候、殊ニ通り筋枡低ク御坐候故、水一寄二通り中水以上八人尺立不申、明ヶ堰仕候事一向相成不申、中水以下二御坐候へハ、通船堅ク被相留候故、春末二松山表へ参込候、船出水無之而ハ右堰今上へ登リ候義難相成、井手

下ニ差置申候、当年ハ新見ニ古船壹艘有之候ニ付、過急之荷物ハ井手内迄積出し井手下之船へ積入、漸船持仕候へ共、只壹艘ニ而数度上下仕候得ハ、甚間取殊^(手脱カ)ニ出水之節杯不益之入用等有之難義仕候、殊更近年ニ而ハ春苗代時分通船被差留、一日ニ一度通候義も堅申、迷惑至極仕候、見及候所苗代時分ハ過分ニ水も入不申候故、用水溝口加ら樋式枚板ニて御坐候所片樋を少シ明ケ、用水ニ取有之候へ共、船通之義ハ嚴敷申通船相成不申甚難洪仕候

一 每歳六月奥筋今讚州金毘羅參詣乗人之儀者、例年之事ニ御坐候故、干水之時節ニ御坐候共通り来ニ御坐候故、当年之儀も右之趣ヲ以相頼候得共、一向通シ申事不相成由申候故、無是悲^(悲)相止メ申候、御上様奉掛御苦勞候義、恐多奉存候へ共、前文ニ申上候通ニ御坐候間、何卒御憐愍ヲ以松山御役場へ御掛合被成下、前々之通通船仕候様被成下候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、此段宜御願被仰上被下候様奉頼上候、以上

船頭惣代

長兵衛^印

平兵衛^印

伊之助^印

文次^印

船支配

伏見屋

広右衛門殿

同

熊谷屋

治助殿

右之通願出候趣相違無御座候、宜被為仰付被下置候様奉願上候、以上

未八月

新見船支配

熊谷屋

治助

伏見屋

広右衛門

松山

御役所

冒頭に拠れば、正田村の堰は、幅八尺(約二・四m)、長さ四間(約七m)の大きさで、底の部分に「ねた(根太)」を敷き、その上に「簀」を張った簡易的な堰であった。この堰は田植の時期でも一日に二回は通れていたが、最近になって、水量が「中水以下」の時に通ることを禁止された。その結果、荷物の積み込みなどで支障が出ているため、通船を許可してほしいと訴えていることが読み取れる。この通船を禁止された経緯については、『新見市史』に記述があるため、言及しておきたい。

これに拠れば、この堰は春彼岸から秋彼岸までの間に設置され、水が多い時であれば、一日に二回だけ通路を開ける習慣があった。しかし、水の少ない時でも新見船の船頭が勝手に堰を開けることがあったため、寛政十一年(一七九九)に周辺村々の用水不足を理由に堰を通船禁止にした。

これにより新見船は、井手(現総社市)まで下るとそこで止まり、別の船に荷物を積み替えなければならなかった。こうした状況に困惑した新見船の船頭は問屋(船支配役)へ交渉を願い出た。当初問屋は正田村に交渉を頼んだが、村側が聞き入れなかったため、松山藩に正田村への説得を願うこととなった。この過程で作成したのが先述の口上書であったと考える。

以上が一条目の内容とその背景である。つぎの二条目では、別の問題を取り上げている。その内容は金毘羅に向かう乗船客に関するもので、記述に拠れば、毎年六月に金毘羅へ向かう参詣客を乗せるための船(以下、金毘羅船)を出していたが、堰の通船が認められないため、金毘羅船の就航

ができないと述べている。

この記述から、高瀬舟を利用した参詣客が毎年一定数いたことが推察でき、金毘羅船の営業が滞れば、乗客にとっても迷惑になることを建前に通船許可を願ったのではないかと考える。

なお、前述の『新見市史』によると、この嘆願を受けた松山藩は新見藩との衝突を避けるために藩領の石蟹村・金谷村（以上の二カ村は現新見市）・油野村（現高梁市）の庄屋たちに調停役を命じた。この庄屋たちを仲介とした協議は難航したが、最終的には費用の負担を懸念した正田村が譲歩することとなり、新見船の船頭が堰を勝手に開けないことを約束させて、田水に差し支えない範囲での通船を認めることで解決したようである。

以上、口上書の内容と、その背景となる正田村の堰をめぐる船頭と村の争論の真相について述べた。興味深いことは、通船許可を願う際に、金毘羅船の営業についても言及している点である。金毘羅船については管見の限りでは詳細は不明であるが、つぎに示す供養碑の記述からは、その船路が危険を伴うものであった様子がうかがえる。

（4）寛政七年の溺死事故とその供養

高梁川は、吉井川や旭川に比べて急勾配な場所が多かった。そのため熟練の船頭でも操船が難しく、事故が起きてしまうこともあった。その一例として、寛政七年（一七九五）六月八日に起きた遭難事故を取り上げる。

この遭難事故は、高梁川の難所の一つとされる「広石瀬」（現新見市）で発生し、溺死者は一五人に及んだ。この時の状況を伝える文書史料は管見の限り残っていない。しかしながら、事故現場となった「広石瀬」の地には、この事故の供養碑が現在も残っており、竹藪を挟む形ではあるが、高梁川に向き合うように立っている。

この碑は享和元年（一八〇一）に建立されたもので、高さ約二m、幅が最大約一m、厚さ約〇・五mという大きさである。碑の表側には「寛政七年 溺死為菩提 卯六月八日」とあり、その下に溺死者の名前と出身の村

が刻まれている。この碑文の記述から、溺死した乗客の中には出雲国神門郡（現島根県）など岡山県外から来た者もいたことが確認できる。彼らが目指した目的地は判然としないが、时期的には田植後の時期にあたるため、金毘羅に参詣するために乗っていた者がいた可能性は高い¹³。

また、裏面には建立に関わった人物四人の名前が刻まれている。その四人とは、草間村（現新見市）の庄屋二人と新見藩の船支配役二人である。この船支配役二人は、先の口上書にも登場した「伏見屋 広右衛門」と「熊谷屋 治助」で、事故から数えて七年後の節目として、共同で供養碑を建立したものと考える。このさらに一〇年後の文化八年（一八一）六月八日には、草間村の徳重寺で法事を行った¹⁴。管見の限りでは、前述の二つ以外で追悼行事を行っている記録は確認できていない。しかしこの事故の記憶は、供養碑という形で現在に生きる我々に哀悼の想いを伝え続けているのである。

おわりに

以上、散文になってしまったが、企画展で展示した資料について紹介・解説を行った。今回の展示を準備する中で、県内各地の資料や文献を調査したが、高瀬舟に関する文献だけでも多くの研究蓄積があることがわかり、その歴史の奥深さを痛感した。筆者が今回提示できたことはその一部に過ぎないが、本稿がこれからの研究の一助となれば幸いである。

最後に今回の展示にあたって、貴重な資料の調査とその借用を快諾してくださった関係者の皆様に感謝申し上げます。

特に、井上隆生家文書の調査とその借用では、所蔵者の井上氏と立会人の田仲満雄氏に大変お世話になった。また井上氏への連絡や調査への同行などで新見市教育委員会の白石祐司氏と家本明香氏にご協力をいただいた。このほか、高梁市教育委員会の田村啓介氏と上村和史氏には「広石瀬」の供養碑や高梁市内の高瀬舟関連の施設を案内していただき、多くの学びを

得ることができた。末文となり恐縮ではあるが、謹んでお礼申し上げます。

〈注〉

- (1) 以降の内容は、特に断りのない限り『岡山県史 近世Ⅱ』を参照した(岡山県史編纂委員会、一九八五年、五四五―五四九頁)。
- (2) 谷崎友紀「近世讃岐の名所と金毘羅参詣に関する基礎的な研究」、『観光振興研究』一巻一号、二〇二二年、六五―七二頁。
- (3) 岡山県内の金毘羅燈籠については、野田和心「金毘羅燈籠の一考察」『高梁川』六〇号、二〇〇二年、一一六―一二六頁)などを参照されたい。
- (4) 天保八年「金毘羅講名元留帳 連中」、岡山県立記録資料館所蔵邑久郡牛文村入江家資料、B 128―1714など。
- (5) 田村啓介「岡山の河川交通―高瀬舟―」、『岡山の自然と文化』一四号、岡山県郷土文化財団、一九九五年、二二―二頁。
- (6) 前掲注(1)『岡山県史 近世Ⅱ』、六四二頁。
- (7) 『岡山県史 近世Ⅱ』によれば、中世後期には、高梁川であれば松山、その支流である成羽川では成羽(現高梁市)、小田川で矢掛(現矢掛町)、旭川は高田(現真庭市)、吉井川では林野(現美作市)や津山付近で通船が行われていた可能性が高い(前掲注(1)『岡山県史 近世Ⅱ』、六四三頁)。
- (8) この点は各自治体が刊行している民俗編などの記載が詳しい。本稿では、『岡山県史 民俗Ⅰ』(岡山県史編纂委員会、一九八三年、三一七―三二五頁)を参照した。
- (9) 前掲注(1)『岡山県史 近世Ⅱ』、六五六―六六一頁。このほか高梁川における高瀬舟水運については、藤沢晋「近世河川交通における継船制・番船制」(『岡山大学教育学部研究集録』一号、一九五五年、七一―八一頁)、同「近世初期開発河川水運と商品流通」(『岡山史学』三卷一三号、一九六三年、九―二四頁)、杉愼吾「高梁川と高瀬舟」(『高梁川』六九号、

二〇一一年、二九二―三二二頁)、久住祐一郎「高梁川における河川交通制度」(『岡山地方史研究』一二六号、二〇二二年、一一二―〇頁)などが参考になる。

- (10) 寛政十一年八月「乍恐奉願上口上」、井上隆生家文書、ア―08―003。
- (11) 井上家の屋号等については、前掲注(9)久住論文を参照。このほか本稿で取り上げていない井上隆生家文書の内容については、田仲満雄「高瀬船による大名行列」(前掲注(9)『高梁川』六九号、二八二―二九一頁)などを参照されたい。
- (12) 『新見市史』新見市、一九六五年、二八三頁。
- (13) 前掲注(1)『岡山県史 近世Ⅱ』、六六九―六七〇頁。また『新見市史』では本稿で省略した溺死者の出身村と名前を記載しているため、そちらも参照されたい(前掲注(12)『新見市史』、二八二頁)。
- (14) 文化八年「役用帳」、井上隆生家文書、ア―11―02。

(しんみつ やすこ) 岡山県立記録資料館)

『岡山県立記録資料館紀要』バックナンバー

第1号 平成18年3月刊行

残部有

発刊の辞

【特別寄稿】

偽文書あれこれ

三好 基之……1

【開館記念講演】

廃藩置県と岡山県

勝田 政治……17

【動向】

岡山県立記録資料館開館までのあゆみ

在間 宣久……43

【調査記録】

平成二年度から平成十六年度の調査

……51

第2号 平成19年3月刊行

残部有

【巻頭図版】

平井一道置文（平井右兵衛尉関係資料）

【論文】

備前国における戦国期在地「国侍」層の存在形態

畑 和良……1

岡山県立図書館所蔵岡山藩庁文書と池田家文庫

―明治初年社寺史料を事例として―

別府 信吾……27

【資料保存研修会報告】

旧奥津町・鏡野町における公文書保存の取り組み

日下 隆春……47

【資料紹介】

高等学校に残ったGHQ関係資料

杉山 一雄……63

第3号 平成20年3月刊行

残部僅少

【論文】

地方長官会議の歴史的研究と地方長官会議関係文書

竹永 三男……1

室家資料と中・近世移行期の中間層

光成 準治……21

岡山藩名主が作成・保存した年貢徴収関係資料

―上道郡福泊村笠井家資料「平井村御年貢米取立帳」
(嘉永四年)の史料学的分析―

定兼 学……43

第4号 平成21年3月刊行

残部有

【論文】

中国四国諸県における公文書等の選別・収集基準と

岡山県立記録資料館

杉山 一雄……1

【平成20年度前期第3回 記録と資料のセミナー講演録】

清水宗治像の再検討―顕彰のさまを検証する―

別府 信吾……19

【企画展示叙述】

「近代おかやまの博覧会」

矢野 香織……43

【寄託資料紹介】

吉田氏伝存「宇喜多系図」（宝永二年 山口猪之八本）

……57

第5号 平成22年3月刊行

残部有

【論文】

病者収容施設としての牢屋敷

妻鹿 淳子……1

【企画展示叙述】

岡山の技術革新

下垣 豪……19

【資料紹介】

元岡山藩士津田弘道の明治期書簡

（記録資料館所蔵花房瑞連・義質関係資料から）

記録資料館古文書解読同好会（書簡班）……33

明治書簡を読む楽しみ

妹尾 進治……56

第6号 平成23年3月刊行

残部有

【巻頭言】

アーカイブズとの出会い

沢山 美果子……1

【論文】

古川古松軒と水戸の長久保赤水

—「年来の知己」をめぐって—

別府 信吾……7

瀧善三郎の辞世について

原田 益直……19

【平成二十二年第二回 記録と資料のセミナー講演録】

吉井川の河川交通の記録

在間 宣久……39

【研究ノート】

豪農経営における二男三男の役割

—美作国豪農有元家二男左吉郎の場合—

加納 亜由子……57

【調査報告】

岡山県における二宮金次郎像の実態調査

森元 辰昭……69

第7号 平成24年3月刊行

残部僅少

【論文】

岡山藩における御用石工とその周辺の石工

北脇 義友……1

【ノート】

朝鮮通信使と岡山藩領民の諸負担

しらが 康義……27

津山森藩における鉄砲攻めについて

木村 明豊……41

【資料紹介】

襖の下張や土壁から見いだした家伝資料

赤木 和郎……51

津山松平藩士金井家文書について

久住 祐一郎……57

【企画展記録】

平成23年度企画展「県境・郡境・村境」県境等写真一覽

……69

第8号 平成25年3月刊行

残部僅少

【論文】

明治時代の出稼ぎ・移住をめぐる職業観と家意識

加納 亜由子……1

【研究ノート】

漢城（朝鮮国首都）における宇喜多秀家

しらが 康義……17

【平成二十四年度調査報告会 第一回講演録】

古文書の整理・保存に関する諸理論と地方史研究について

定兼 学……27

【資料紹介】

寛政元年の中国筋巡見使接待「心得」と古川古松軒書状

別府 信吾……43

日生町福浦地区の赤穂市編入問題

武本 淳……53

【企画展展示叙述】

「おかやまの名物・名産」

上井 良子・山下 香織……61

第9号 平成26年3月刊行

残部僅少

【論文】

江戸前期岡山藩主の先祖祭祀とその思想背景

近藤 萌美……1

近世後期における豪農の心性

—大國家文書にみる家相説受容の諸相を通して—

森元 純一……15

【研究ノート】

備前鹿田荘と旭川流域の流通・商業

—岡山城下町成立の歴史的前提—

しらが 康義……27

岡山城の保存をめぐる

—花房瑞連・新庄厚信・西毅一宛蜂谷熊男書簡から—

山下 香織……37

【随想】

池田光政の病状と古医学について

—岡山県立図書館蔵「淡興伯上書」を中心に—

中村 善信……………41

【企画展展示叙述】

岡山の南北水運

武本 淳……………45

第10号 平成27年3月刊行

残部有

【随想】

公文書館には何が求められているのか

—これからのアーカイブズ(2)—

定兼 学……………1

【講演記録】

中世吉備の流通と河川—史料に読む河川利用—

田中 修實……………7

【論文】

「島村蟹」の伝承についての考察

島村 豊……………19

【研究ノート】

文化期児島内海争論をめぐる資料について

—大崎・三宅家資料を中心に—

北村 章……………33

幕末維新时期地方国学者の人的ネットワーク

—岡山藩陪臣小山敬容の日記より—

近藤 萌美……………43

岡山県における「国際化」について

曾田 章楷……………53

【調査報告】

神戸事件で切腹した瀧善三郎正信の碑文をめぐる

原田 益直……………63

【企画展関係報告】

笠岡諸島の観光開発について

—「多島海観光株式会社」資料による—

前田 能成……………73

第11号 平成28年3月刊行

残部有

【特別寄稿】

生本伝九郎と小野友五郎

—製塩法改良をめぐる交流関係史料の翻刻と解説—

岸田 裕之……………1

【論文】

西山拙斎編著『休否録』の伝本と概要

—備中隠士と白河(桑名)藩の接点—

別府 信吾……………19

【調査報告】

評伝 坂本金弥—実業家編—

坂本 昇……………33

明治三十五年九月作成の「御所蔵品目録草案」を調査して

—備中足守藩主木下家資料と家老杉原家のかかわり—

杉原 康子……………43

【コラム】

木下公定編纂『新撰自註桑華蒙求』叙文を読む

瀬戸 裕子……………51

【教育現場での記録資料活用案】

高等学校教育における公文書活用試案

—地方自治の学習と主権者教育—

前田 能成……………55

大学生に語った資料保存と整理

—岡山商科大学博物館実習—

上井 良子……………61

【企画展関連研究】

明治初期小田県の地域学習結社

—興讓館と一新社の記録から—

近藤 萌美……………67

第12号 平成29年3月刊行

残部有

【調査報告】

評伝 坂本金弥—新聞人編—

坂本 昇……………1

【講演記録】

身近な街の風景を楽しもう！

― 県立記録資料館周辺の街歩き ―

福田 忍……………13

【資料紹介】

岡山城下町親孝行褒章関係資料について

大関 真由美……………19

岡山城下の俳人小野田馬仏について

― 「小山敬容日記」分析（その二） ―

近藤 萌美……………33

地域史料からみえる帝国日本

― 小川貴の父宛書簡より ―

久野 洋……………39

【実践報告】

高等学校のアーカイブズ教育

アーカイブズのすゝめ

前田 能成……………51

ワークシヨップ

和綴じ本をつくってみよう！

山下 香織……………57

【展示評論】

第六十八回所蔵資料展「光る汗！」をみて

行吉 正一……………61

【企画展関連記録】

「ひろがる酒の輪」― 資料保存機関の連携展示 ―

飯島 章仁……………67

第13号 平成30年3月刊行

【巻頭随想】

公文書管理法― 公文書館法から三〇年 ―

小川 千代子……………1

【論文】

戦前期資料が語る岡山の図書館活動

― 岡山県立図書館の設立過程を中心に ―

佐藤 賢二……………5

― 岡山藩士家代々の学習活動

― 藩主家族の側仕えと蔵書形成を中心に ―

近藤 萌美……………19

【資料紹介】

天明七年正月、岡山藩在方下役人塚村嘉伝太の民政論

― 『剥復録』巻頭の「一書」 ―

別府 信吾……………35

【コラム】

必要なのはアーキビスト

― 公文書館法三〇年にあたり ―

定兼 学……………40

【資料紹介】

長島愛生園医師小川正子書簡四通

― 光田健輔園長あて ―

松岡 弘之……………41

【コラム】

ユネスコ世界記憶遺産登録と日本政府の対応

小川千代子……………54

【所蔵資料展関連研究】

高等学校設立関係アーカイブズを調査して

― 岡山県立至道高等学校草創期のあゆみ ―

前田 能成……………55

【展示評論】

第七一回所蔵資料展「思ひ出の学び舎のきろく」をみて

森 久美……………65

第14号 平成31年3月刊行

【巻頭随想】

歴史家は夢を見ることができるか…

佐藤 勝巳……………1

【特集】

平成三十年七月豪雨災害への対応

特集にあたり

災害対応の概要

記録資料館の活動

被災文書の処置

前田 能成……………17

山下 香織……………25

【調査報告】

「法要記録」に見る坂本金弥

近世の美作久米北条郡桑下村の年貢分析

水島 宜彦……………39

坂本 昇……………29

残部有

【ゼミナール報告】

カバヤ児童文庫―戦後岡山の生んだ文化遺産― 岡 長平……………51

【研究ノート】

幕末維新期における岡山藩国学の死生観と祭祀

―「小山敬容日記」分析(その三)― 近藤 萌美……………61

【企画展関連報告】

倉敷市歴史資料整備室所蔵「霞仮橋設計書」から完成図を復元する

高祖 伸幸……………69

昭和九年九月室戸台風により被災した橋の再建写真

岡崎 雅彦……………75

第15号 令和2年3月刊行

【論文】

高崎五六について 山本 秀夫……………1

小田県と小田県殖産商社 山本 邦男……………21

【ゼミナール講演記録】

蒜山原陸軍演習場と地域社会―語りで描く実像

前原 茂雄……………37

【資料紹介】

中川横太郎の演説筆記二篇 定兼 学……………53

昭和三十九年度公害関係公文書 杉山 一雄……………63

【資料群解題】

明治前期岡山県吏野崎家資料について 近藤 萌美……………69

【展示報告】

平成のおかやま

―消えた県施設、オープンした県施設― 片岡 進……………79

【展示評論】

「新公開資料」展と「大正〜昭和のバス」展をみて

第16号 令和3年3月刊行

【巻頭随想】

動態的レファレンスの実践を

―これからのアーカイブズ(3)― 定兼 学……………1

【論文】

備前岡山城下における親孝行褒賞の踰物行列 田中 豊……………3

嘉永四年の東高梁川堤普請と地域社会の動向 倉地 克直……………17

岡山藩議院開設前における邑久郡議事院について

―明治二年「墮胎圧殺禁止衆議書」の分析を中心に―

近藤 萌美……………29

【動向】

ハンセン病療養所と世界文化遺産、その背景 田村 朋久……………47

【資料群解題】

昭和期の岡山茶道関連記録 幽清会川浪家資料について

中村 友美……………51

【資料紹介】

昭和三十六年度県南広域都市建設構想関係公文書

杉山 一雄……………61

【市町村職員資料保存研修会報告】

地域史料の保存と活用を考える―岡山県の場合― 長谷川 伸……………67

第17号 令和4年3月刊行

【巻頭随想】

見知らぬ過去の文書保存担当者との「出会い」 築島 尚……………1

【コラム】

「わたくしたちのアーカイブズ」を考えよう 定兼 学……………4

岡崎 有紀……………87

残部有

残部有

残部有

【論文】

津山藩主松平康哉の記録整備政策 東 万里子……………5

岡山藩議院開設前における邑久郡議事院について(その二)

—「郷学文武館」の設立過程を中心に— 近藤 萌美……………17

【研究ノート】

備前国津高郡河内村水河家文書と水河家について

三田 智子……………31

【動向】

倉敷公害訴訟和解から二十五年を迎えて

—倉敷市水島における環境再生のまちづくりの報告—

藤原 園子……………41

【資料紹介】

後月郡西江原村堤池普請関係絵図について

「宝暦十一年七月御巡見様御献立扣」

首藤 ゆきえ……………47

【所蔵資料展関連報告】

—足守的場家の接待料理記録—

まほろしの百万都市 岡嶋 隆司……………57

【岡山県誕生一五〇年記念講演会記録】

—二人の市長の反対、そのときの住民の思い—片岡 進……………67

消滅した岡山の諸藩・諸県 定兼 学……………77

第18号 令和5年3月刊行

残部有

【論文】

地方寺院資料にみる戦国期備前国旭川下流地域の社会構成

—備前国禪光寺仁王堂造立奉加入交名の翻刻と分析—

畑 和良……………1

明治期の水害対応に関する基礎的考察

—明治二十五年水害を通して— 久野 洋……………21

【展示紹介】

犬養毅没後九〇年連携展示によせて 石川 由希……………35

【研究ノート】

近世の村方文書作成における文章表現

—「腐っても鯛」をめぐる— 山下 香織……………37

近世・近代転換期岡山地域の「墮胎・圧殺、棄児院」をめぐる議論

沢山 美果子……………43

明治初期備中地域の啓蒙社における教科書の調達について

近藤 萌美……………55

【随想】

知られざる社会運動家九津見房子の真実

—ソ連のスパイではなかったことなど— 斎藤 恵子……………63

【資料紹介】

江川三郎八と県庁技師が設計した建築の記録について

山崎 真由美……………65

岡山県における国際交流事業のはじまり

—県費留学生と海外技術研修員の受入れ事業—片岡 進……………71

第19号 令和6年3月刊行

残部有

【アーカイブズウィーク記念講演録】

賀茂別雷神社文書と岡山の荘園 辰田 芳雄……………1

【論文】

戦前の岡山県の給食

北脇 義友……………17

和気郡尺所村大國家の奉公人と地域社会 妻鹿 淳子……………31

幕末期岡山藩による街道規制とその影響

—御野郡原村新駅所継立一件を事例に— 心光 康子……………45

統計資料と聞き取り調査にみる県内サトウキビ栽培・製糖の変遷

— 赤磐市内の事例を中心に — 田中 愛弓……………55

【資料紹介】

岡山県井原実業学校の「入学関係書類」 杉山 一雄……………65

【所蔵資料展関連報告】

岡山県立大学開学三十周年記念 岡山県立大学開学までの道のり

片岡 進……………69

第20号 令和7年3月刊行

残部有

【巻頭随想】

開館二〇周年をふりかえる 在間 宣久……………1

【研究ノート】

備中・美作における慶応二〜三年の世直し一揆の諸相(二)

— 備中国後月郡伊原村の場合 — 横山 定……………3

幕末維新期の地域社会における人・モノ・情報

— 備前国和气郡大庄屋好本家を事例に — 東野 将伸……………13

旧備中松山藩主板倉勝静の旧藩地訪問

— 士族反乱・士族救済との関係に注目して — 上村 和史……………23

岡山県立記録資料館における歴史公文書の収集・保存の状況

杉山 一雄……………31

【資料紹介】

中川横太郎の建白書と演説筆記等六篇 定兼 学……………37

内務官僚有松英義によるプロイセンでの行政事務調査

近藤 萌美……………43

昭和二十二年「復員関係書類」

杉山 一雄……………49

【ゼミナール講演録】

総社ゆかりの画家・稲葉春生 豊嶋 乃女……………53

【企画展関連報告】

金毘羅参詣と高瀬舟—高梁川流域を事例に— 心光 康子……………63

『岡山県立記録資料館所蔵記録資料目録』バックナンバー

第1集 平成18年3月刊行

残部有

岡山藩士松田家文書

大庭郡三世七原村文書

岸本氏収集文書

第2集 平成19年3月刊行

残部有

岡山藩関係資料1

岡山藩老女中花房亀野関係資料

岡山藩士永岡家資料

岡山藩士野崎家資料

岡山藩家老伊木家家臣近藤家資料

岡山藩士野崎六大夫関係資料

岡山藩士熊沢家資料

岡山藩士草加家資料

第3集 平成20年3月刊行

残部有

勝山藩家老九津見家資料

『岡山県立記録資料館紀要』及び『岡山県立記録資料館所蔵記録資料目録』を御入用の方は、御来館時にお声掛けください。

編集後記

岡山県立記録資料館は、平成十七年（二〇〇五）に開館してから令和六年（二〇二四）九月七日で二〇年目を迎えました。開館以来、多くの関係者並びに岡山県内さらには国の内外からの利用者の皆さまに支えられながら、なんとかここまで来ることができました。改めて感謝申し上げます。

この『岡山県立記録資料館 紀要』は、当館職員だけでなく、企画展や講座などの講師や参加者、利用者、また当館ボランティア協力者、同好会参加者といった多くの方から、さまざまな時代やテーマでご寄稿いただくことにより、充実した内容を掲載してきました。巻末に第一号から本号までの目次を掲載しておりますので是非ご覧ください。

さて、第二〇号となる本号では、随想、研究ノート、資料紹介、講演録、報告の一〇本を掲載しました。

巻頭随想は、当館初代館長の在間宣久氏に「開館二〇年をふりかえる」として、開館への歩みと当館の活動をまとめた上で、記憶に残る資料と人物の仕事について語っていただきました。

研究ノートは、幕末期から現代までの四本を掲載しました。

横山定氏は、百姓一揆の作法について、井原市の大津寄家文書の中にある幕末期の資料をもとに、備中国後月郡井原村の世直し一揆が、次第に旧来の作法から逸脱していったことを分析し、小規模な世直し一揆が「逸脱行為」と共に他地域へ伝播した可能性を示唆しています。

東野将伸氏は、備前国和気郡の大庄屋好本家の幕末維新期の資料を分析し、地域の有力者がその地域生活のために情報ネットワークを構築しながら、地域と藩などとの仲介役としての役割を担っていたことを指摘しています。

上村和史氏は、令和五年度に当館で講演した内容を再構成し、旧備中松山藩主板倉勝静が、明治に入って旧藩領の高梁を訪問するまでの過程や目

的の変化を、旧藩士と交わした書簡を読み解くことによって分析しています。

杉山は、当館の開館前後に選別・収集した県庁公文書の収集状況を整理しながら現在の収集状況を紹介しました。そして、今後の文書管理システムの本格稼働に向けた、具体的な選別収集基準の作成と県職員間での共有の必要性和重要性を提案しました。

資料紹介は、近代から現代の三本を掲載しました。

定兼孝氏は、中川横太郎が、藩政や岡山経済などに影響を与えた幕末から明治期の発言記録を翻刻しています。

近藤萌美は、有松英義関係資料の中から、彼の業績の一つである行政・警察組織体制の近代化につながったプロイセンでの行政事務調査に焦点をあてて、資料を紹介しています。

杉山は、岡山県の戦後の岡山県の援護行政の根幹にかかわる「復員関係書類」の内容を一部翻刻して紹介しました。

きろくる岡山ゼミナール講演録として、豊嶋乃女氏が今年度九月の講演内容をまとめ、総社市出身の画家稲葉春生に関する資料と作品を示しながら、彼の教育者としての顔を紹介しています。

企画展関連報告として、心光康子が今年度秋の企画展「瀬戸内へ行くー人々の移動ー」の中で担当した、近世の金毘羅参詣のための高瀬舟を使った高梁川流域での河川交通について、資料調査した内容を報告しています。

本号も元職員、講座の講師からの寄稿により、江戸時代から現代までの記録資料をもとに資料の作られた時代の姿や人物、郷土のことなど、新たな発見につながる内容を掲載することができました。

今後も歴史を学ぶ楽しさと郷土岡山の魅力を紹介できる紀要を発刊していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

（杉山）



岡山県立記録資料館 紀 要 第20号

発行日 令和7(2025)年3月31日

編 集 岡山県立記録資料館
発 行 〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1
☎(086) 222-7838 / FAX (086) 222-7842

印 刷 サンコー印刷株式会社
〒719-1137 岡山県総社市駅南一丁目1番地5
☎(0866) 93-2121 / FAX (0866) 92-9601

ISSN 1880-8506 Printed in Japan



本紀要は当館紀要編集委員会の審査協議の上発行しておりますが、執筆者の責任において述べられた意見および事実の説明は当館としての見解を示すものではありません。